

杉並区実行計画等の一部修正案の策定について

令和7年6月に決定した「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針」に基づき、杉並区実行計画等の一部修正案を以下のとおり策定しましたので報告します。

1 一部修正案及び修正数

(1) 杉並区実行計画（第2次）

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） 別紙資料1

【修正事業数】 15事業

(2) 杉並区区政経営改革推進計画（第2次）

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） 別紙資料2

【修正取組数】 6取組

(3) 杉並区デジタル化推進計画（第2次）

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） 別紙資料3

【修正取組数】 5取組

(4) 杉並区区立施設マネジメント計画（第1期）

第1次実施プラン

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） 別紙資料4

【修正取組数】 11取組

*参考資料

- ・旧杉並中継所の跡地活用に関する検討まとめ
- ・旧若杉小学校跡地の本格活用に関する検討まとめ

2 区民等の意見提出手続の実施について

「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針」において、区立施設マネジメント計画については、区民等の意見提出手続（以下「意見聴取」という。）を行うこととし、それ以外の計画については、現計画にはない新たな事業や取組を実施する場合を除き、意見聴取は行わないこととしていたが、実行計画・区政経営改革推進計画・デジタル化推進計画の3計画については、合計で15事業・11取組の修正があり、修正の中には、これまでにはない新たな手法を用いるものや、計画を前倒しして新たに本格実施を行うものなども含まれることとなった。このことなどから、これら3計画についても意見聴取を実施することとする。

3 今後の主なスケジュール（予定）

令和7年 12月 区民等の意見提出手続（12月1日～令和8年1月5日）

総務財政委員会に計画一部修正案を報告

令和8年 1月 計画決定

2月 第1回区議会定例会で計画一部修正について報告

資料 1

杉並区実行計画（第2次）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和7（2025）年度一部修正案

実行計画 修正事業一覧

防災・防犯

みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

2 地域の防災対応力の強化

1 災害時拠点施設の整備・機能拡充

P1

まちづくり 地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

3 地区計画等によるまちづくりの推進

P3

環境 みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

4 みどりの質を高める

P5

7 地域の核となる公園の整備

P7

福祉 地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

14 人権を尊重する地域社会の醸成

2 男女共同参画の推進

P9

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

P11

16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

5 介護サービス基盤の整備

P13

6 高齢者いきがい活動の充実

P15

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

P17

20 安心して子育てできる環境の整備・充実

3 保育の質の向上

P19

5 学童クラブの整備・充実

P21

実行計画 修正事業一覧

学び

共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

22 学び続ける力を育む学校教育の推進

5 部活動の充実

P23

23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

P25

24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

2 区立小中学校の増改築

P27

文化 スポーツ

文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

3 体育施設の整備・充実

P29

施策2

1 災害時拠点施設の整備・機能拡充

【重点】

災害対応力の一層の向上を図るため、旧杉並中継所の跡地を活用し井草防災拠点として暫定整備しました。今後は、同施設に運動施設を整備することに併せて、災害時に地域内輸送拠点として活用していくほか、本庁舎が被災等により使用不能となった場合の代替施設等として活用していくために必要な整備を行います。また、区立施設の改修等に合わせて、防災機能の強化を図るとともに、発災時の電源確保として、燃料による発電機に加え、太陽光発電による非常用電源が設置されていない震災救援所へポータブル型蓄電池を配備するなど、多種多様な電源を複数配備します。

さらに、震災救援所の運営において、混雑状況、在宅避難者の把握、災害時要配慮者の安否確認などについてデジタル化を図ることにより、区民の利便性向上と効率的な運営につなげます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	井草防災拠点の暫定整備 改修0.8所	井草防災拠点の暫定整備 改修0.2所	井草防災拠点の整備 設計0.8所	井草防災拠点の (暫定)整備 改修1所 設計0.8所
	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能強化 学校 2所 地域区民センター1所	—	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所 学校 2所 地域区民センター1所
	震災救援所への蓄電池の配備 新規3か所 (累計6か所)	震災救援所への蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)	—	—	震災救援所への蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)
	震災救援所運営のデジタル化 検討	震災救援所運営のデジタル化 試行実施	震災救援所運営のデジタル化 試行実施	震災救援所運営のデジタル化 実施	震災救援所運営のデジタル化 試行実施・実施

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

旧杉並中継所跡地の平時を含めた活用に関する検討結果を踏まえ、防災拠点としての必要な機能を整備することに伴い修正する。

現行

施策2

1 災害時拠点施設の整備・機能拡充

【重点】

災害対応力の一層の向上を図るため、旧杉並中継所の跡地を活用し井草防災拠点として暫定整備します。また、区立施設の改修等に合わせて、防災機能の強化を図るとともに、発災時の電源確保として、燃料による発電機に加え、太陽光発電による非常用電源が設置されていない震災救援所へポータブル型蓄電池を配備するなど、多種多様な電源を複数配備します。

さらに、震災救援所の運営において、混雑状況、在宅避難者の把握、災害時要配慮者の安否確認などについてデジタル化を図ることにより、区民の利便性向上と効率的な運営につなげます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	井草防災拠点の暫定整備 改修0.8所	井草防災拠点の暫定整備 改修0.2所	—	井草防災拠点の暫定整備 改修1所
	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能強化 学校 2所 地域区民センター1所	—	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所 学校 2所 地域区民センター1所
	震災救援所への蓄電池の配備 新規3か所 (累計6か所)	震災救援所への蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)	—	—	震災救援所への蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)
	震災救援所運営のデジタル化 検討	震災救援所運営のデジタル化 試行実施	震災救援所運営のデジタル化 試行実施	震災救援所運営のデジタル化 実施	震災救援所運営のデジタル化 試行実施・実施

施策4

3 地区計画等によるまちづくりの推進

住環境の向上とより良い市街地形成を図るため、地域のまちづくり計画や、計画を実現するためのまちづくりのルールを定めた地区計画^{※1}等を活用し、その地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 一	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討

※1 地区計画:地区の住民が利用する道路・公園や建築物に対する規制などを総合的な計画として定め、その地区の特性にふさわしい、より良いまちづくりを誘導する制度

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)中の下高井戸駅周辺地区地区計画策定に向けて、これまで世田谷区と共同で「下高井戸駅周辺地区街づくり懇談会」等を開催し、地域住民や地権者との話し合いを進めてきたが、まちづくりの方向性についての意見集約には至らなかったことから、地域住民と共に引き続き検討を継続していくことに伴い修正する。

現行

施策4

3 地区計画等によるまちづくりの推進

住環境の向上とより良い市街地形成を図るため、地域のまちづくり計画や、計画を実現するためのまちづくりのルールを定めた地区計画^{※1}等を活用し、その地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 —	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 下高井戸駅周辺地区 地区計画 策定・周知	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 下高井戸駅周辺地区 地区計画 周知・運用	蚕糸試験場跡地地区 道路整備 阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用 下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討・策定・周知・ 運用

※1 地区計画:地区の住民が利用する道路・公園や建築物に対する規制などを総合的な計画として定め、その地区の特性にふさわしい、より良いまちづくりを誘導する制度

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえるとともに、昨今の気候変動への対応、グリーンインフラの具体的な導入手法等について専門的な知見を得ながら、「杉並区みどりの基本計画」を改定します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を發揮できるまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 <u>改定・運用</u>	みどりの基本計画 検討・改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)に改定を予定していた「みどりの基本計画」について、改定時期を見直すことに伴い修正する(令和8年(2026年)5月改定予定)。

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえるとともに、昨今の気候変動への対応、グリーンインフラの具体的な導入手法等について専門的な知見を得ながら、「杉並区みどりの基本計画」を改定します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を發揮できるまちづくりを推進します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 検討・改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持

施策11

7 地域の核となる公園の整備

多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設^{※1}が整備された面積2,500m²以上の「地域の核」となる公園を整備します。

下高井戸おおぞら公園は、多目的スポーツコート^{※2}と水害対策のための地下調節池^{※3}(東京都施工)を整備します。

馬橋公園は、既存公園の隣接地を拡張整備して、一時避難地の機能の充実を図ります。

すぎはち公園は、震災救援所機能の維持を図るとともに、地域の交流の場となるよう、イベントの利用を考慮した多目的広場等の整備を行います。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整 馬橋公園 拡張区域整備工事 拡張区域建築工事 (仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整 馬橋公園 開園	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整 一	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整 一 (仮称)旧若杉小学校跡地公園 設計	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整 馬橋公園 開園 すぎはち公園 整備工事・開園 (仮称)旧若杉小学校跡地公園 設計

※1 公園施設:公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等

※2 多目的スポーツコート:サッカーやラグビー、フットサルなど、様々なスポーツや運動に親しめる運動スペース

※3 地下調節池:台風や集中豪雨による水害を軽減するため、河川が増水した際に一時的に河川の水を貯留するための地下構造物

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和13年度(2031年度)の(仮称)旧若杉小学校跡地公園の開園に向けて、設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策11

7 地域の核となる公園の整備

多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設^{※1}が整備された面積2,500m²以上の「地域の核」となる公園を整備します。

下高井戸おおぞら公園は、多目的スポーツコート^{※2}と水害対策のための地下調節池^{※3}(東京都施工)を整備します。

馬橋公園は、既存公園の隣接地を拡張整備して、一時避難地の機能の充実を図ります。

すぎはち公園は、震災救援所機能の維持を図るとともに、地域の交流の場となるよう、イベントの利用を考慮した多目的広場等の整備を行います。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整 馬橋公園 拡張区域整備工事 拡張区域建築工事 (仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整 馬橋公園 開園	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整 一	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整 一	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整 馬橋公園 開園

※1 公園施設:公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等

※2 多目的スポーツコート:サッカーやラグビー、フットサルなど、様々なスポーツや運動に親しめる運動スペース

※3 地下調節池:台風や集中豪雨による水害を軽減するため、河川が増水した際に一時的に河川の水を貯留するための地下構造物

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果や、ジェンダー平等に関する審議会の答申等を踏まえて、更なる施策の推進に取り組むとともに、(仮称)ジェンダー平等に関する条例の制定に向けた検討を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会設置・運営	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会運営	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会運営	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会運営	男女共同参画啓発講座の開催 15講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会設置・運営

※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

「ジェンダー平等に関する審議会」の答申を踏まえ、実施していく取組やスケジュールを明らかにするため修正する。

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果や、ジェンダー平等に関する審議会の答申等を踏まえて、更なる施策の推進に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会設置・運営	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会運営	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会運営	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会運営	男女共同参画啓発講座の開催 15講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 ジェンダー平等に関する審議会設置・運営 審議会の答申を踏まえた取組検討

※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

修正案

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ※1に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果をはじめ幅広い区民等の意見や、ジェンダー平等に関する審議会の答申を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

「ジェンダー平等に関する審議会」の答申を踏まえ、他の取組のスケジュールと歩調を合わせながらパートナーシップ制度の運用・見直しについて検討を行うため修正する。

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果をはじめ幅広い区民等の意見や、ジェンダー平等に関する審議会の答申を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

施策16

5 介護サービス基盤の整備

【重点】

特別養護老人ホームについては、この間の整備により令和8年度(2026年度)まで緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、更なる高齢化の進展等により介護施設の需要が高まることを踏まえ、必要な時に必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な整備を進めます。このうち、令和8年度(2026年度)に改修工事が完了するケアハウス今川(運営事業者との契約期間満了により令和6年(2024年)2月末で休止)については、当該施設を区内特別養護老人ホームの大規模改修に伴う代替施設として暫定的に貸与した後に運営再開(令和9年度末を予定することとします)。

また、区内の介護施設等でより質の高いサービスが提供されるよう、研修によるスキル向上や介護ロボットの導入による負担軽減と業務効率化を図るなど、介護人材の定着・育成支援に取り組んでいきます。

	5(2023年度末(見込))	6(2024年度)	7(2025年度)	8(2026年度)	3か年計
事業量	特別養護老人ホーム整備 (累計24所 定員合計 2,203人)	特別養護老人ホーム整備 (累計24所 定員合計 2,203人)	特別養護老人ホーム整備 (累計24所 定員合計 2,203人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針改定 (累計24所 定員合計 2,203人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針改定 (累計24所 定員合計 2,203人)
	ケアハウス※1整備 2所(うち1所休止)	ケアハウス整備 改修設計 1所	ケアハウス整備 改修工事 0.6所	ケアハウス整備 改修工事 0.4所 <u>開設 1所(累計2所)</u>	ケアハウス整備 改修設計 1所 改修工事 1所 <u>開設 1所(累計2所)</u>
	認知症高齢者グループ ホーム※2整備 (累計37所 定員合計 678人)	認知症高齢者グループ ホーム整備 2所 54人 (累計39所 定員合計 732人)	認知症高齢者グループ ホーム整備 1所 27人 (累計40所 定員合計 759人)	認知症高齢者グループ ホーム整備 二 (累計40所 定員合計 759人)	認知症高齢者グループ ホーム整備 3所 81人 (累計40所 定員合計 759人)
	(看護) 小規模多機能型居 宅介護事業所※3整備 (累計12所 定員合計 344人)	(看護) 小規模多機能型居 宅介護事業所整備 — (累計12所 定員合計 344人)	(看護) 小規模多機能型居 宅介護事業所整備 1所 29人 (累計13所 定員合計 373人)	(看護) 小規模多機能型居 宅介護事業所整備 1所 25人 (累計14所 定員合計 398人)	(看護) 小規模多機能型居 宅介護事業所整備 2所 54人 (累計14所 定員合計 398人)
	都市型軽費老人ホーム※4 整備 (累計3所 定員合計 60人)	都市型軽費老人ホーム整 備 — (累計3所 定員合計 60人)	都市型軽費老人ホーム整 備 — (累計3所 定員合計 60人)	都市型軽費老人ホーム整 備 1所 20人 (累計4所 定員合計 80人)	都市型軽費老人ホーム整 備 1所 20人 (累計4所 定員合計 80人)
	介護事業所職員向け研修 18回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 57回
	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 300件
	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 60事業所
	介護ロボット※5導入 23所	介護ロボット導入 3所(累計26所)	介護ロボット導入 3所(累計29所)	介護ロボット導入 3所(累計32所)	介護ロボット導入 9所(累計32所)
	—	主任介護支援専門員※6・介 護支援専門員※7法定研修 受講料助成金交付 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護 支援専門員法定研修受講 料助成金交付 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護 支援専門員法定研修受講 料助成金交付・検討 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護 支援専門員法定研修受講 料助成金交付・検討 交付件数 435件

※1 ケアハウス:特定施設入所者生活介護の指定を受け、入居者に対してケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う施設

※2 認知症高齢者グループホーム:認知症の方が、家庭的な環境の中で、必要な援助を受けながら共同生活を行う施設

※3 (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所:介護が必要となった方が、自宅や住み慣れた場所での生活が継続できるように、通所、宿泊、訪問サービスを受けることができる施設

※4 都市型軽費老人ホーム:身体機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら、低額な料金で利用することができ、地価が高い
都市部の実情に配慮して、設備、人員基準が緩和された施設

※5 介護ロボット:日常生活支援における、移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット

※6 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー):介護支援専門員のうち、他の介護支援専門員に対する助言、指導や、その他の介護支援サービスを適切に提供する
るために必要な知識及び技能を習得すること等を目的として行われる研修を修了した者

※7 介護支援専門員(ケアマネジャー):要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、利用するサービスの調整を行う専門職

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

ケアハウス整備については、改修工事後のケアハウス今川を暫定活用し、区内特別養護老人ホームの大規模改修における代替施設として有償貸与(令和9年(2027年)1月～11月を予定)し、開設時期を変更することとしたため修正する。

認知症高齢者グループホーム整備については、改めて需給予測を行った結果、当面は新たに整備する必要はないことが判明したため修正する。

施策16

5 介護サービス基盤の整備

【重点】

特別養護老人ホームについては、この間の整備により令和8年度(2026年度)まで緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、更なる高齢化の進展等により介護施設の需要が高まることを踏まえ、必要な時に必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な整備を進めます。このうち、ケアハウス今川(運営事業者との契約期間満了により令和6年(2024年)2月末で休止)については、必要な施設改修等を行った上、令和8年度(2026年度)に運営再開を図ります。

また、区内の介護施設等により質の高いサービスが提供されるよう、研修によるスキル向上や介護ロボットの導入による負担軽減と業務効率化を図るなど、介護人材の定着・育成支援に取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	特別養護老人ホーム整備 (累計24所 定員合計 2,203人)	特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計 2,203人)	特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計 2,203人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針改定 (累計24所 定員合計 2,203人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針改定 (累計24所 定員合計 2,203人)
	ケアハウス ^{※1} 整備 2所(うち1所休止)	ケアハウス整備 改修設計 1所	ケアハウス整備 改修工事 0.6所	ケアハウス整備 改修工事 0.4所 開設 1所(累計2所)	ケアハウス整備 改修設計 1所 改修工事 1所 開設 1所(累計2所)
	認知症高齢者グループ ホーム ^{※2} 整備 (累計37所 定員合計 678人)	認知症高齢者グループ ホーム整備 2所 54人 (累計39所 定員合計 732人)	認知症高齢者グループ ホーム整備 1所 27人 (累計40所 定員合計 759人)	認知症高齢者グループ ホーム整備 1所 27人 (累計41所 定員合計 786人)	認知症高齢者グループ ホーム整備 4所 108人 (累計41所 定員合計 786人)
	(看護)小規模多機能型居 宅介護事業所 ^{※3} 整備 (累計12所 定員合計 344人)	(看護)小規模多機能型居 宅介護事業所整備 — (累計12所 定員合計 344人)	(看護)小規模多機能型居 宅介護事業所整備 1所 29人 (累計13所 定員合計 373人)	(看護)小規模多機能型居 宅介護事業所整備 1所 25人 (累計14所 定員合計 398人)	(看護)小規模多機能型居 宅介護事業所整備 2所 54人 (累計14所 定員合計 398人)
	都市型軽費老人ホーム ^{※4} 整備 (累計3所 定員合計 60人)	都市型軽費老人ホーム整 備 — (累計3所 定員合計 60人)	都市型軽費老人ホーム整 備 — (累計3所 定員合計 60人)	都市型軽費老人ホーム整 備 1所 20人 (累計4所 定員合計 80人)	都市型軽費老人ホーム整 備 1所 20人 (累計4所 定員合計 80人)
	介護事業所職員向け研修 18回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 57回
	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 300件
	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の 助成金交付 60事業所
	介護ロボット ^{※5} 導入 23所	介護ロボット導入 3所(累計26所)	介護ロボット導入 3所(累計29所)	介護ロボット導入 3所(累計32所)	介護ロボット導入 9所(累計32所)
—					
主任介護支援専門員 ^{※6} ・介 護支援専門員 ^{※7} 法定研修 受講料助成金交付 交付件数 145件					
主任介護支援専門員・介護 支援専門員法定研修受講 料助成金交付 交付件数 145件					
主任介護支援専門員・介護 支援専門員法定研修受講 料助成金交付・検討 交付件数 145件					

※1 ケアハウス:特定施設入所者生活介護の指定を受け、入居者に対してケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う施設

※2 認知症高齢者グループホーム:認知症の方が、家庭的な環境の中で、必要な援助を受けながら共同生活を行う施設

※3 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所:介護が必要となった方が、自宅や住み慣れた場所での生活が継続できるように、通所、宿泊、訪問サービスを受けることができる施設

※4 都市型軽費老人ホーム:身体機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら、低額な料金で利用することができ、地価が高い
都市部の実情に配慮して、設備、人員基準が緩和された施設

※5 介護ロボット:日常生活支援における、移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット

※6 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー):介護支援専門員のうち、他の介護支援専門員に対する助言、指導や、その他の介護支援サービスを適切に提供する
るために必要な知識及び技能を習得すること等を目的として行われる研修を修了した者

※7 介護支援専門員(ケアマネジャー):要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、利用するサービスの調整を行う専門職

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ ^{※1} 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業 ^{※2} 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
	杉の樹大学 ^{※3} 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 <u>生涯学習・社会参加型講座充実</u> —	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し <u>生涯学習・社会参加型講座充実</u>

※1 いきいきクラブ:概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業:区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学:60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通していきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

杉の樹大学で令和4年度(2022年度)から実施しているICT関連講座については、令和7年(2025年)10月に開設した「デジタルデバイド常設相談窓口」で行う区民向けセミナー・プログラム等と内容が重複することから令和7年度(2025年度)をもって終了し、令和8年度(2026年度)以降はICT関連以外の生涯学習・社会参加を支援する講座の充実を図ることとしたため修正する。

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ ^{※1} 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業 ^{※2} 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
	杉の樹大学 ^{※3} 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し

※1 いきいきクラブ:概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業:区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントサークルを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学:60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通していきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」^{※1}に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在ある25の児童館を存置し、令和9年度（2027年度）まで順次、機能の強化を図ります。また、現在、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行することを目指します。なお、上荻児童館は旧若杉小学校跡地に移転改築することとし、「中・高校生機能優先館」としての整備に向けた設計を行います。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業は、地域団体等が類似事業（放課後子ども教室）を実施している一部の学校を除き、令和9年度（2027年度）までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度（2027年度）から、諸室の利用拡大や新たにおやつの提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	今後のより良い子どもの居場所のあり方 検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針 検討・策定	—	—	—
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所（累計17所）	中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所（累計17所）	—	児童館の新規整備 検討	児童館の新規整備 検討
	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規3所（累計20所） 事業の充実 検討 入退室管理アプリケーション運用	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規9所（累計29所） 事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション運用	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規14所（累計29所） 事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始・運用
	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらつと ^{※2} 永福実施 高円寺図書館及びコミュニティふらつと高円寺南準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらつと永福実施 高円寺図書館及びコミュニティふらつと高円寺南準備	日曜日・祝日の校庭開放実施 小学校始業前の朝の居場所検討・実施 子ども・子育てプラザ7所小学生タイム拡充	日曜日・祝日の校庭開放実施 小学校始業前の朝の居場所実施 子ども・子育てプラザ7所小学生タイム実施	日曜日・祝日の校庭開放実施 小学校始業前の朝の居場所検討・実施 子ども・子育てプラザ7所小学生タイム拡充・実施
			中・高校生の居場所 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実 実施 コミュニティふらつとの新たな居場所 実施 新規1所（累計2所）	中・高校生の居場所 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実 実施 コミュニティふらつとの新たな居場所 —（累計2所）	中・高校生の居場所 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実 実施 コミュニティふらつとの新たな居場所 実施 新規1所（累計2所）
			公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実実施

※1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針:今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年（2025年）1月に策定したもの

※2 コミュニティふらつと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

【令和7年度（2025年度）修正の理由】

- 令和13年度（2031年度）の上荻児童館と上荻保育園の移転改築に向けて、設計に着手することに伴い修正する。
- 令和9年度（2027年度）までに、すべての小学校で段階的に実施することとしていた放課後等居場所事業について、地域団体が類似事業（放課後子ども教室）を実施している一部の学校に関しては、当面の間、当該団体が実施する事業を区が引き続き支援することとなったため修正する。
- 令和8年度（2026年度）に放課後等居場所事業の委託を開始する予定であった事業者から、受託を辞退する旨の申し出があったことにより修正する。

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」^{※1}に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在ある25の児童館を存置し、令和9年度（2027年度）までに順次、機能の強化を図ります。また、現在、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館（7地域に各1館）を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行することを目指します。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業は、令和9年度（2027年度）までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度（2027年度）の全校実施に合わせて、諸室の利用拡大や新たにおやつの提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
今後より良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定	—	—	—
児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営	児童館 25館 機能強化 検討・実施 中・高校生機能優先児童館の整備 検討	児童館 25館 機能強化 検討・実施 中・高校生機能優先児童館の整備 検討 児童館の新規整備 検討	児童館 25館 機能強化 検討・実施 中・高校生機能優先児童館の整備 検討 児童館の新規整備 検討
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規3所 (累計20所) 事業の充実 検討 入退室管理アプリケーション運用	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規10所 (累計30所) 事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション運用	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規15所 (累計30所) 事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始・運用
小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始	日曜日・祝日の校庭開放実施 小学校始業前の朝の居場所検討・実施 子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム拡充	日曜日・祝日の校庭開放実施 小学校始業前の朝の居場所実施 子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム実施	日曜日・祝日の校庭開放実施 小学校始業前の朝の居場所検討・実施 子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム拡充・実施
中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらつと永福実施 高円寺図書館及びコミュニティふらつと高円寺南準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらつと永福実施 高円寺図書館及びコミュニティふらつと高円寺南準備	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらつとの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらつとの新たな居場所 実施 — (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらつとの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)
		公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実実施

※1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針:今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年(2025年)1月に策定したもの

※2 コミュニティふらつと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の待遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施10園 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 改築・改修等区立保育園建設0.5園	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 改築・改修等区立保育園建設0.3園	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施検証・検討 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 —	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 改築・改修等区立保育園建設0.3園 ^{※2}	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施検証・検討 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 改築・改修等区立保育園建設0.3園 ^{※2}

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

※2 設計の事業量については高井戸東保育園と上荻保育園の合計値

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和13年度(2031年度)の上荻保育園と上荻児童館の移転改築に向けて、設計に着手することに伴い修正する。

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{*1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の待遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施10園 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 改築・改修等区立保育園建設0.5園	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 改築・改修等区立保育園建設0.3園	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施検証・検討 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 —	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 改築・改修等区立保育園設計0.5園	保育施設の巡回指導・訪問等実施 中核園の取組実施検証・検討 私立保育施設等の保育士等の待遇改善・人材確保支援実施 改築・改修等区立保育園建設0.3園設計0.5園

*1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、小学校の改築検討にあわせた学童クラブの整備をはじめ、区有施設のほか民間施設を活用した学童クラブの整備など、引き続き待機児童対策の推進と「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学童クラブの大規模化の解消を含めた、安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)	—	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	—	—	—
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)	—	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)
	入退室管理アプリケーション導入準備	入退室管理アプリケーション運用開始	入退室管理アプリケーション運用	入退室管理アプリケーション運用	小学校周辺の区有施設を活用した学童クラブの整備 二
	質の向上のための取組検討・実施	質の向上のための取組検討・実施	質の向上のための取組検討・実施	質の向上のための取組検討・実施	小学校周辺の民間施設を活用した学童クラブの整備 二 小学校周辺の民間施設を活用した学童クラブの整備 二 入退室管理アプリケーション運用開始・運用 質の向上のための取組検討・実施

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

堀ノ内南学童クラブの大規模化の解消等を図るため、区有施設を活用して(仮称)堀ノ内南第二学童クラブを整備するとともに、今後も待機児童が多くなることが見込まれる地域においては、民間施設を活用した学童クラブ整備を進めることとしたため修正する。

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、小学校の改築検討にあわせて学童クラブの整備を検討するなど、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るために、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)	—	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	—	—	—
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)	—	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施

修正案

施策22

5 部活動の充実

【重点】

生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、国及び東京都が部活動に関するガイドラインに示した「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を推進します。加えて、部活動を地域主体の活動として展開するなど、中学生の放課後等の活動の更なる充実を図ります。また、引き続き、部活動活性化事業※1による指導者の派遣や、部活動指導員、指導補助としての外部指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動※2の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式※3)	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討
	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び <u>地域主体の活動への移行実施</u>
	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 4人 (累計16人)	部活動指導員の配置 4人 (累計20人)
	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 <u>390回/校</u>

※1 部活動活性化事業:技術指導を事業者に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託し、実施する活動

※3 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

部活動のあり方の検討を踏まえ、一部の部活動を地域主体の活動に移行する条件が整うなど、現計画に基づく取組が進展したことに伴い修正を行う。また、部活動を地域主体の活動として展開することに伴い、地域連携の取組の一つである外部指導員の配置回数を修正する。

現行

施策22

5 部活動の充実

【重点】

生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、国及び東京都が部活動に関するガイドラインに示した「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を推進します。また、引き続き、部活動活性化事業^{※1}による指導者の派遣や、部活動指導員、指導補助としての外部指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 ^{※2} の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校（拠点校方式 ^{※3} ）	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校（拠点校方式） 拡充検討
	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討
	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 4人 (累計16人)	部活動指導員の配置 4人 (累計20人)
	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 1,230回/校

※1 部活動活性化事業:技術指導を事業者に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託し、実施する活動

※3 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。改築を行う天沼中学校にはさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」を併設することとし、令和7年度(2025年度)から設計に着手します。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の令和10年(2028年)4月設置に向けて検討等を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営・整備運営設計 0.3か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備運営設計 0.7か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備運営設計 1か所
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討設計	学びの多様化学校の設置検討設計

※1 さざんかステップアップ教室:不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ:不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

学びの多様化学校の設置場所及び設置時期に係る検討状況の進捗に伴い修正する。

現行

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。改築を行う天沼中学校にはさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」を併設することとし、令和7年度(2025年度)から設計に着手します。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.3か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.7か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 1か所
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※1 さざんかステップアップ教室:不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ:不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
杉並第二小学校 改築 0.5校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.1校	西宮中学校 設計 0.4校	西宮中学校 検討 設計 0.5校
天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 検討
—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

杉並第六小学校について、改築検討期間の延長によるスケジュールの見直しに伴い修正する。

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
杉並第二小学校 改築 0.5校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.1校	西宮中学校 設計 0.4校	西宮中学校 検討 設計 0.5校
天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校

施策29

3 体育施設の整備・充実

体育施設の整備・充実のため、新たに下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコート等を整備します。また、旧杉並中継所跡地の平時を含めた活用に関する検討結果を踏まえ、アーバンスポーツ※1ができる運動施設を整備します。
また、老朽化した設備については、計画的に修繕・改修を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 設計	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 開設 <u>アーバンスポーツができる運動施設 設計</u>	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設 <u>アーバンスポーツができる運動施設 設計</u>

※1 アーバンスポーツ:都市環境の中で楽しむスポーツの総称で、スケートボード、インラインスケート、BMXなどのスポーツ

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

旧杉並中継所跡地の平時を含めた活用に関する検討結果を踏まえ、令和11年度(2029年度)の開設に向けて、アーバンスポーツができる運動施設を整備することに伴い修正する。

施策29

3 体育施設の整備・充実

体育施設の整備・充実のため、新たに下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコート等を整備します。
また、老朽化した設備については、計画的に修繕・改修を行っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 設計	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 開設	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設

資料 2

杉並区区政経営改革推進計画（第2次）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和7（2025）年度一部修正案

区政経営改革推進計画 修正取組一覧

方針1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

1 事業運営の改善や執行方法の見直し

敬老会の見直し

P1

民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供

P3

2 人材育成と効率的な組織運営

保育園調理用務業務の委託の実施

P5

学校用務業務等の包括委託の実施

P7

学校給食の調理委託の実施

P9

方針4 自治の更なる発展と自治体間連携の強化

1 自治・分権の推進

参加型予算の実施

P11

修正案

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

敬老会の見直し	高齢者施策課		
	—		
「人生100年時代」において、ライフスタイルの多様化や医療技術の進展により、高齢者一人ひとりの生活状況が多岐にわたっていること等を踏まえ、敬老会のあり方を検討します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	見直し方針検討	見直し方針検討	見直し方針検討・決定
効果			

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)敬老会参加者に対してアンケート調査を実施し、その結果も考慮の上、今後の敬老会のあり方を検討するため、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

敬老会の見直し	高齢者施策課		
	—		
「人生100年時代」において、ライフスタイルの多様化や医療技術の進展により、高齢者一人ひとりの生活状況が多岐にわたっていること等を踏まえ、敬老会のあり方を検討します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	見直し方針検討・決定	方針に基づく取組準備	方針に基づく取組実施
効果			

修正案

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供	区政経営改革担当		
	—		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	検討・実施 <u>委託導入の指針 策定</u>	検討・実施	検討・実施
効果			

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

より丁寧に検討する必要があるため、策定時期を変更する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供	区政経営改革担当		
	—		
民間事業者等の専門性やノウハウの活用により、質の高い公共サービスが見込める事業等については、的確な判断のもと、民間委託や指定管理者制度を導入します。そのため、民間委託については、案件ごとに導入の必要性を判断することとし、その基本的な考え方を業務の種別ごとに整理した「委託導入の指針」を令和6年度(2024年度)に策定します。また、指定管理者制度については、令和5年度(2023年度)に示す制度の導入・運用方針に基づき、必要に応じて導入します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	検討・実施 委託導入の指針 策定	検討・実施	検討・実施
効果			

修正案

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2) 人材育成と効率的な組織運営

保育園調理用務業務の委託の実施		保育課	
		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容		委託実施 用務業務1園	委託実施 調理業務2園 委託実施 用務業務1園
効果		(財)(定)	(財)(定)

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

- ①令和7年度(2025年度)に委託を予定していた園の調理業務が入札不調になったことから、
令和7年度(2025年度)は用務業務のみ委託し、調理業務は令和8年度(2026年度)に改めて
委託を実施することとしたため、修正する。
- ②職員の退職状況等を踏まえ、令和8年度(2026年度)に新たに1園の委託を実施する必要が
生じたため、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2) 人材育成と効率的な組織運営

保育園調理用務業務の委託の実施		保育課	
		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容		委託実施 1園	
効果		(財)(定)	(財)(定)

修正案

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2) 人材育成と効率的な組織運営

学校用務業務等の包括委託の実施		教育委員会事務局庶務課	
		—	
学校用務職員の退職状況等を踏まえ、用務業務の民間事業者への委託を実施します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	
取組内容	委託準備 2校 委託実施 3校	委託準備 2校 委託実施 2校	委託準備 1校 委託実施 2校
効果	(定)	(財)(定)	(財)(定)

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

職員の退職状況等を踏まえ、令和8年度(2026年度)に2校で委託を実施する必要が生じたため、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2) 人材育成と効率的な組織運営

学校用務業務等の包括委託の実施		教育委員会事務局庶務課	
		—	
学校用務職員の退職状況等を踏まえ、用務業務の民間事業者への委託を実施します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	
取組内容	委託準備 2校 委託実施 3校	委託準備 1校 委託実施 2校	委託準備 1校 委託実施 1校
効果	(定)	(財)(定)	(財)(定)

修正案

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2) 人材育成と効率的な組織運営

学校給食の調理委託の実施		教育委員会事務局庶務課 学務課	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	委託準備 1校 委託実施 1校	委託準備 1校 委託実施 1校	委託実施 1校
効果	(定)	(定)	(財)(定)

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

職員の退職状況等を踏まえ、令和8年度(2026年度)に新たに1校の委託を実施する必要が生じたため、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2) 人材育成と効率的な組織運営

学校給食の調理委託の実施		教育委員会事務局庶務課 学務課	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	委託準備 1校 委託実施 1校	委託実施 1校	委託準備 1校
効果	(定)	(定)	(財)(定)

修正案

【方針4】自治の更なる発展と自治体間連携の強化

(1)自治・分権の推進

参加型予算の実施	公民連携担当		
	—		
区民の意見を直接的に行政活動に反映させ、区の財政を身近に感じてもらうとともに、区政に積極的に参加することを促進し、また、区にとって行政にはない新たな発想や考えを取り入れることでより区民ニーズに沿った行政課題の解決につなげることを目的に「参加型予算」を実施します。 令和6年度(2024年度)は、令和5年度(2023年度)に引き続きモデル実施を行い、令和7年度(2025年度)は、 <u>モデル実施の検証を踏まえた取組を行います。</u> <u>また、区民や地域団体、NPO法人、民間事業者などと区政情報の十分な共有を図りながら、区政参画が進む事業となるよう、令和8年度(2026年度)は事業実施を休止し、より実効性のある実施方法を検討します。</u>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえたモデル実施	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえた取組の実施	前年度の検証 <u>実施方法の検討</u>
効果			

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)は、地域との協働・連携を軸に事業を実施してきたが、今後は、区民や地域団体、NPO法人、民間事業者などと区政情報の十分な共有を図りながら、区政参画が進む事業となるよう、より実効性のある実施方法を検討していくため、修正する。

現行

【方針4】自治の更なる発展と自治体間連携の強化

(1)自治・分権の推進

参加型予算の実施	財政課 —		
区民の意見を直接的に行行政活動に反映させ、区の財政を身近に感じてもらうとともに、区政に積極的に参加することを促進し、また、区にとって行政にはない新たな発想や考えを取り入れることでより区民ニーズに沿った行政課題の解決につなげることを目的に「参加型予算」を実施します。	令和6年度(2024年度)は、令和5年度(2023年度)に引き続きモデル実施を行い、令和7年度(2025年度)以降は、継続的に検証し、必要な見直しを行いながら、取組を進めています。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえたモデル実施	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえた取組の実施	前年度の検証 検証を踏まえた取組の実施
効果			

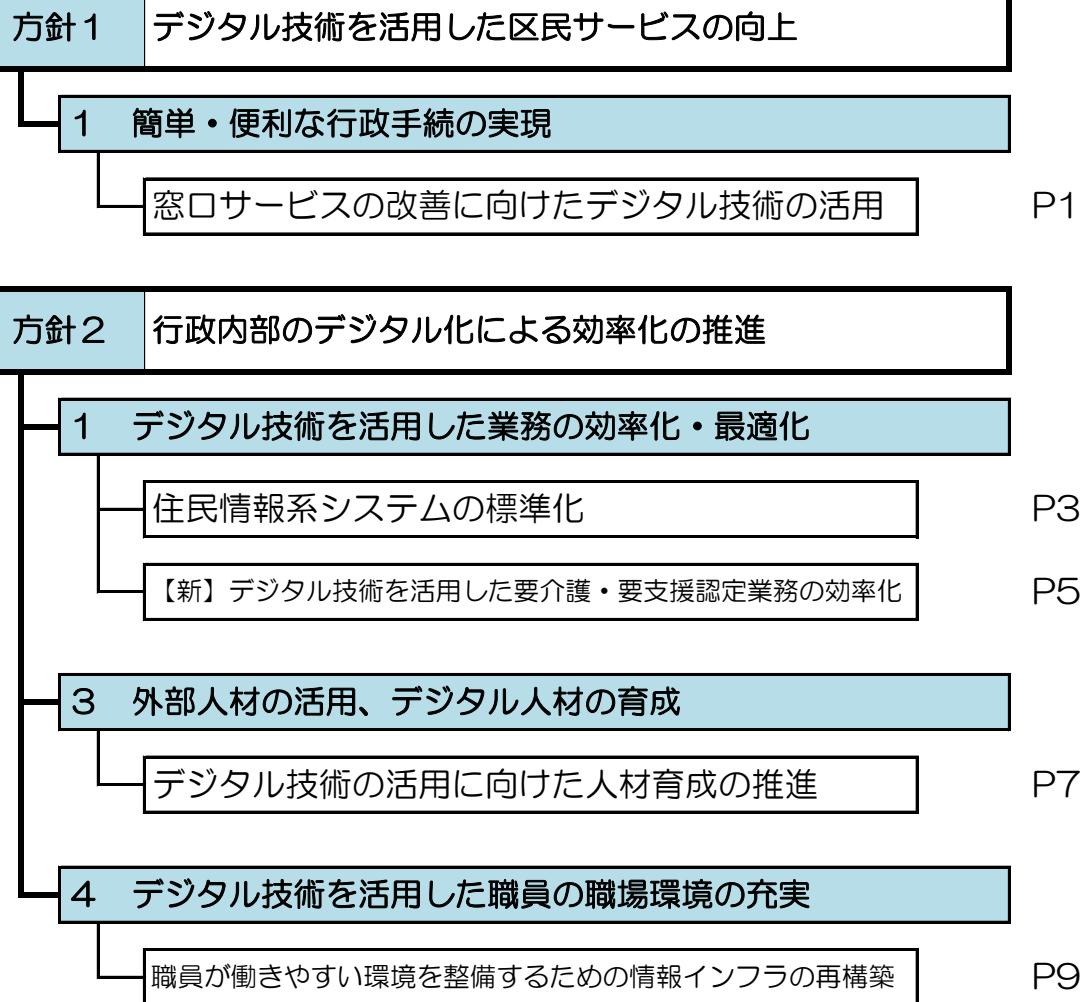
資料 3

杉並区デジタル化推進計画（第 2 次）

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度

令和 7（2025）年度一部修正案

デジタル化推進計画 修正取組一覧



修正案

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

窓口サービスの改善に向けたデジタル技術の活用	デジタル戦略担当 区民課		
亡くなられた方に関する様々な手続を1つの窓口で受け付けする「おくやみコーナー」の設置や、転入等の異動に伴う複数の届出・手続に係る書類作成の手間を減らすなど、デジタル技術を活用して、待ち時間短縮を含めた窓口での区民の利便性向上を図ります。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	窓口サービス改善ツール 運用・拡充	窓口サービス改善ツール 運用・拡充検討	窓口サービス改善ツール 運用・拡充検討

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

効率的に窓口サービス改善ツールを導入をするためには住民基本台帳システムとの連携が必要であり、住民情報系システムの標準化の取組スケジュールを変更するため、本取組もスケジュールを修正する。

現行

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

窓口サービスの改善に向けたデジタル技術の活用	デジタル戦略担当		
	区民課		
亡くなられた方に関する様々な手続を1つの窓口で受け付けする「おくやみコーナー」の設置や、転入等の異動に伴う複数の届出・手続に係る書類作成の手間を減らすなど、デジタル技術を活用して、待ち時間短縮を含めた窓口での区民の利便性向上を図ります。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	窓口サービス改善ツール 運用・拡充	窓口サービス改善ツール 運用・拡充検討	窓口サービス改善ツール 運用・拡充

修正案

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

住民情報系システムの標準化	情報システム担当		
	デジタル戦略担当		
国による「地方公共団体情報システム標準化基本方針」 <u>を踏まえ、令和7年度(2025年度)を新システム稼働の目標時期として</u> 、住民基本台帳システムなどの住民情報系システムの標準化に <u>段階的に</u> 取り組みます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	新システム構築・移行準備	新システム構築・ <u>一部</u> 運用開始	新システム構築・ <u>運用拡大</u>

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

全国的に同時期にシステムの標準化に取り組んでいることなどを背景に、システムの構築作業に遅れが生じていることから、安全に新システム稼働を目指すため、取組スケジュールを修正する。

現行

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

住民情報系システムの標準化	情報システム担当		
	デジタル戦略担当		
国による「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和7年度(2025年度)を新システム稼働の目標時期として、住民基本台帳システムなどの住民情報系システムの標準化に取り組みます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	新システム 構築・移行準備	新システム 構築・運用開始	新システム 運用

修正案

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

<u>デジタル技術を活用した要介護・要支援認定業務の効率化</u>		介護保険課 デジタル戦略担当
<u>更なる高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定業務の増加が見込まれる中で、認定者を速やかな介護サービスの受給につなげるためには、申請から認定までの期間を可能な限り短縮化する必要があります。</u>		
<u>このため、これまでの取組で把握した業務課題等を踏まえ、BPR^{※1}を通じて要介護・要支援認定に係る一連の業務プロセスの点検及びデジタル技術の活用等による見直しに取り組みます。</u>		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容		<u>要介護・要支援認定業務のBPR検討</u>
		<u>要介護・要支援認定業務のBPR実施・効果検証</u>

※1 BPR:Business Process Re-engineeringの略。既存の仕組みを見直し、プロセスの視点から、業務フロー、情報システムを再設計する考え方

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

要介護・要支援認定については、申請から認定までの期間の適正化に取り組んでいるが、今後の介護ニーズの需要に適切に対応するため、デジタル技術の活用等により、更なる事務の効率化に取り組んでいく必要があることから、取組を修正する。

現行

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

新規

修正案

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(3) 外部人材の活用、デジタル人材の育成

デジタル技術の活用に向けた人材育成の推進		デジタル戦略担当	人材育成担当
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実 <u>DX人材育成方針策定</u>	デジタル技術を活用できる人材の育成・ <u>DXに取り組む職場全体の機運醸成</u> 研修等の実施 <u>DX推進センター</u> 等の育成 教育等の充実

※1 DX推進センター: 業務のDXの推進や効果的なデジタル化の方法の発案など、庁内から挙手制により選任するDXに率先して取り組む職員

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度に策定する杉並区DX人材育成方針に基づき、デジタル技術の活用に向けた人材育成の取組を充実・強化していくため、取組を修正する。

現行

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(3) 外部人材の活用、デジタル人材の育成

デジタル技術の活用に向けた人材育成の推進		デジタル戦略担当	人材育成担当
行政のデジタル化を庁内全般で継続的に推進するため、事務処理などに必要となるオフィスツール※1や自動化ツール等に関する研修等を実施することで、デジタル技術をより有効に活用できる職員を育成します。併せて、区民の利便性の向上や業務の効率化に向けて、デジタル技術の活用を積極的に検討・実践できるよう、職員の意識改革にも努めます。			
また、情報リーダー※2を含め、デジタル技術の活用や情報セキュリティの確保などを率先して行う人材を計画的に育成するほか、情報部門の職員については、時代の変化に応じたデジタル化の専門的な知識を習得できるよう、教育内容の充実を図ります。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実

※1 オフィスツール：パソコン上で使用する文書作成や表計算などのソフトウェア

※2 情報リーダー：システム利用に関する問い合わせの集約や業務で使用するパソコンの管理などで情報部門に協力する各課で選任した職員

修正案

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(4) デジタル技術を活用した職員の職場環境の充実

職員が働きやすい環境を整備するための情報インフラの再構築		デジタル戦略担当	
		人事課、経理課、企画課、総務課、情報システム担当	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
	情報インフラの再構築 検討・実施	情報インフラの再構築 検討・実施	情報インフラの再構築 検討・実施
	効率的・効果的な業務の推進 実施	効率的・効果的な業務の推進 実施	効率的・効果的な業務の推進 実施
	働き方の見直し 検討・試行実施	働き方の見直し 試行実施 <u>執務環境の改善</u> 検討・実施	働き方の見直し 実施 <u>執務環境の改善</u> 検討・実施

関連する計画

(区政経営改革推進計画)方針1 柔軟で効率的な働き方の推進

※1 コミュニケーション基盤:メール、チャット、音声通話、スケジュールやオンライン会議などのコミュニケーション機能と、パソコンやモバイル端末などの機器からなる基盤

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年10月に実施する府内ネットワーク等の情報インフラの再構築を踏まえて、本庁舎の改築等を見据えつつ、デジタル化を通じた執務環境の改善に取り組んでいくため、取組を修正する。

現行

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(4) デジタル技術を活用した職員の職場環境の充実

職員が働きやすい環境を整備するための情報インフラの再構築		デジタル戦略担当	
		人事課、経理課、企画課、総務課、情報システム担当	
<p>職員各々がライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を選択し、より効率的・効果的に業務を行うことができるよう、庁内ネットワーク等の情報インフラの再構築に取り組み、会議の性質に合わせてオンライン会議やペーパーレス会議が活用しやすい環境を整備するほか、テレワークやコミュニケーション基盤^{※1}の拡充を図ります。併せて、この再構築を契機として、働き方を抜本的に見直します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	情報インフラの再構築 検討・実施 効率的・効果的な業務の推進 実施 働き方の見直し 検討・試行実施	情報インフラの再構築 検討・実施 効率的・効果的な業務の推進 実施 働き方の見直し 試行実施	情報インフラの再構築 検討・実施 効率的・効果的な業務の推進 実施 働き方の見直し 実施
関連する計画			
(区政経営改革推進計画)方針1 柔軟で効率的な働き方の推進			

※1 コミュニケーション基盤:メール、チャット、音声通話、スケジュールやオンライン会議などのコミュニケーション機能と、パソコンやモバイル端末などの機器からなる基盤

杉並区区立施設マネジメント計画（第1期）
・第1次実施プラン

令和7（2025）年度一部修正（案）

～ 目 次 ～

■第1次実施プランに関する修正	1
1 井草地域	2
2 西荻地域	3
3 荻窪地域	4
5 高円寺地域	8
6 高井戸地域	14
7 方南和泉地域	16

※4 阿佐谷地域は修正なし

第1次実施プランに関する修正

修正一覧

第2章 地域ごとの取組 (2) 地域ごとの取組

1 井草地域

修正 旧杉並中継所の跡地活用

2 西荻地域

新 旧上井草会議室の跡地活用

3 荻窪地域

修正 天沼中学校の改築とさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」の整備

新 旧若杉小学校跡地の本格活用

修正 旧若杉小学校跡地の本格活用に関する検討

5 高円寺地域

修正 杉並第六小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備検討

修正 旧杉並第八小学校の跡地活用等

修正 高円寺中央会議室の跡地活用

新 (仮称) 堀ノ内南第二学童クラブの整備

6 高井戸地域

修正 富士見丘中学校の改築 (富士見丘小学校との一体的整備)

7 方南和泉地域

修正 濟美養護学校中学部の移転に伴う済美教育センター機能の移転等

凡例：具体的な取組

取組案の検討

新たな取組

取組の修正

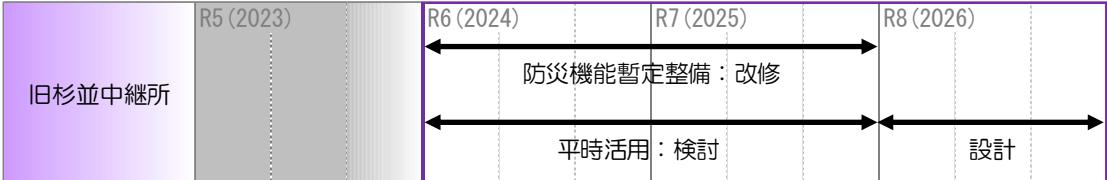
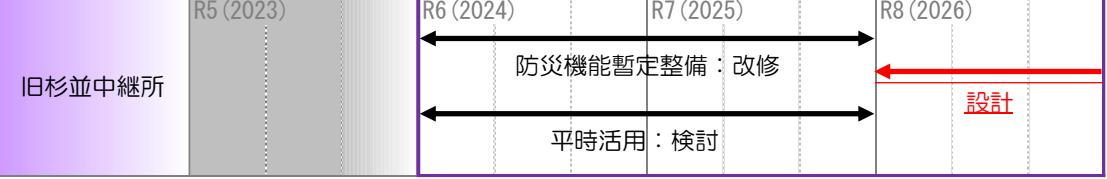
新

修正

(2) 地域ごとの取組

1 井草地域

具体的な取組

105ページ	R6 修正	【旧杉並中継所の跡地活用】							
現行									
○令和 6 年度（2024 年度）から防災機能の暫定整備に係る改修を実施 ○平時の有効活用策については、令和 7 年度（2025 年度）までに活用方針を決定し、令和 8 年度（2026 年度）から改修に向けた設計を実施									
									
修正後									
○令和 6 年度（2024 年度）から防災機能の暫定整備に係る改修を実施 ○ <u>平時はアーバンスポーツ^(※)ができる運動施設として活用することとし、令和 11 年度（2029 年度）の開設に向けて、防災機能の整備と合わせて、令和 8 年度（2026 年度）から改修及び建設に向けた設計を実施</u> <u>(※) 都市環境の中で楽しむスポーツの総称で、スケートボード、インラインスケート、BMX などのスポーツ</u>									
									

【令和 7 年度（2025 年度）修正の理由】

オープンハウス等の意見を踏まえた検討結果を計画に反映することに伴い修正する。

2 西荻地域

具体的な取組

—	R6 修正	【旧上井草会議室の跡地活用】									
—	—	現行									
新規											
修正後											
<u>○天沼中学校の改築工事期間中、既存建物をさざんかステップアップ教室「天沼教室」の仮移転先として活用</u>											
旧上井草会議室	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	改修	開設					

旧上井草会議室：令和4年度（2022年度）末で廃止した後、当面は物品保管庫等として活用することとしていました。

【令和7年度（2025年度）修正の理由】

天沼中学校の改築工事期間中、既存建物をさざんかステップアップ教室「天沼教室」の仮移転先として活用することに伴い修正する。

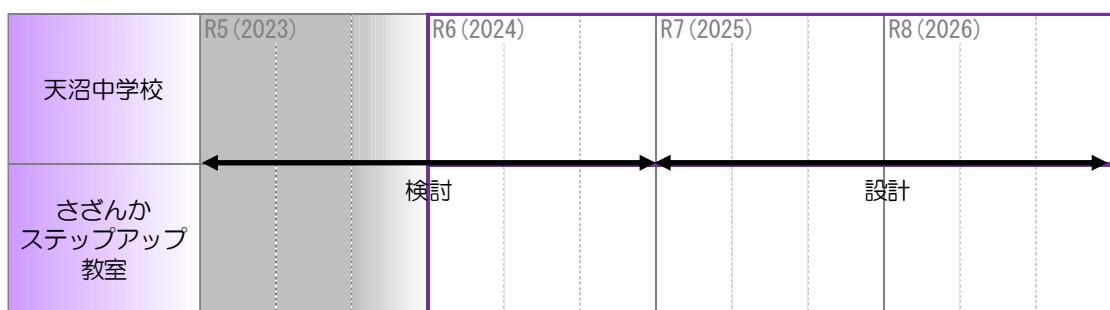
3 荻窪地域

具体的な取組

108ページ	R6 修正	【天沼中学校の改築とさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」の整備】
20ページ		

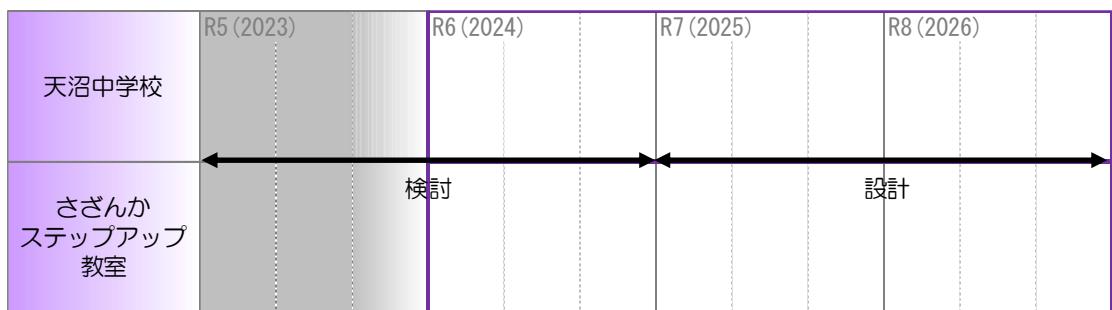
現行

- 改築に向けて、令和7年度（2025年度）から設計に着手
- 改築に合わせて、現在併設しているさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び旧若杉小学校跡地の本格活用に伴い移転する「荻窪教室」を併設



修正後

- 改築に向けて、令和7年度（2025年度）から設計に着手
- 改築に合わせて、現在併設しているさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び旧若杉小学校跡地の本格活用に伴い移転する「荻窪教室」を併設
- 天沼中学校の改築工事期間中、さざんかステップアップ教室「天沼教室」は、旧上井草会議室へ仮移転



【令和7年度（2025年度）修正の理由】

天沼中学校の改築工事期間中、さざんかステップアップ教室「天沼教室」を旧上井草会議室へ仮移転することに伴い修正する。

—	R6 修正 —	【旧若杉小学校跡地の本格活用】							
現行									
新規									
修正後									
<p>○令和 13 年度（2031 年度）の開園に向けて、（仮称）旧若杉小学校跡地公園を整備</p> <p>○令和 13 年度（2031 年度）の開設に向けて、上荻保育園及び上荻児童館を移転改築するとともに、誰でも利用できるラウンジ等を設置</p> <p>○令和 13 年度（2031 年度）以降、敷地の一部を荻窪消防署天沼出張所の移転改築用地として東京消防庁に貸付け</p> <p>○現在の上荻保育園及び上荻児童館の移転後の跡地の活用策については、今後検討</p>									
旧若杉小学校跡地	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	設計				

【令和 7 年度（2025 年度）修正の理由】
ワークショップやオープンハウス等の意見を踏まえた検討結果に基づき、（仮称）旧若杉小学校跡地公園を整備すること等に伴い修正する。

取組案の検討

110ページ	R6 修正 24-25 ページ	【旧若杉小学校跡地の本格活用に関する検討】
現行		
<ul style="list-style-type: none">本格活用に向けて既存校舎の躯体の状況調査を令和5年度（2023年度）に実施し、耐震性能に影響を及ぼす躯体の劣化状況は見られないことを確認するとともに、既存校舎を改修して活用する場合、または解体して建て替える場合について、様々な角度から比較検討を行いました。その結果、敷地の有効活用や費用対効果等の観点から、既存校舎の解体を前提として、引き続きワークショップ等の意見を踏まえながら、跡地活用策の検討を進めています。既存校舎で暫定的に運営している施設等の内、さざんかステップアップ教室「荻窪教室」については、現在天沼中学校に併設されている同「天沼教室」とともに、改築後の天沼中学校に併設します。また、重症心身障害児通所施設わかばについては、令和9年度（2027年度）に旧定期利用保育施設下井草跡地に移転します。		
<p>＜検討対象となる主な施設＞</p> <p>○旧若杉小学校</p>		
<p>＜検討期間＞</p> <p>○令和6年度（2024年度）～7年度（2025年度）</p>		
修正後		
<ul style="list-style-type: none">本格活用に向けて既存校舎の躯体の状況調査を令和5年度（2023年度）に実施し、耐震性能に影響を及ぼす躯体の劣化状況は見られないことを確認するとともに、既存校舎を改修して活用する場合、または解体して建て替える場合について、様々な角度から比較検討を行いました。その結果、敷地の有効活用や費用対効果等の観点から、既存校舎の解体を前提として、引き続きワークショップ等の意見を踏まえながら、跡地活用策の検討を進めています。既存校舎で暫定的に運営している施設等の内、さざんかステップアップ教室「荻窪教室」については、現在天沼中学校に併設されている同「天沼教室」とともに、改築後の天沼中学校に併設します。<u>なお、さざんかステップアップ教室「荻窪教室」は、天沼中学校の改築工事期間中、高円寺中央会議室に仮移転します。</u>また、重症心身障害児通所施設わかばについては、令和9年度（2027年度）に旧定期利用保育施設下井草跡地に移転します。		

＜検討対象となる主な施設＞

- 旧若杉小学校

＜検討期間＞

- 令和6年度（2024年度）～7年度（2025年度）

＜検討結果＞

この取組については、令和9年度（2027年度）から既存校舎を解体した上で、以下のとおり施設整備を進めます。

- （仮称）旧若杉小学校跡地公園を整備
- 上荻保育園及び上荻児童館を移転改築するとともに、誰でも利用できるラウンジ等を設置
- 敷地の一部を荻窪消防署天沼出張所の移転改築用地として東京消防庁に貸付け
- 現在の上荻保育園及び上荻児童館の移転後の跡地の活用策については、今後検討

【令和7年度（2025年度）修正の理由】

ワークショップやオープンハウス等の意見を踏まえた検討結果を計画に反映することに伴い修正する。

5 高円寺地域

具体的な取組

113ページ	R6 修正	【杉並第六小学校の改築と小学校内での学童クラブの整備検討】									
28ページ		現行									
○改築に向け、高円寺南児童館内の高円寺南学童クラブの校内移転を視野に、令和7年度（2025年度）から検討											
修正後											
○改築に向け、高円寺南児童館内の高円寺南学童クラブの校内移転を視野に、令和7年度（2025年度）から検討											

【令和7年度（2025年度）修正の理由】

改築検討期間の延長によるスケジュールの見直しに伴い修正する。

現行

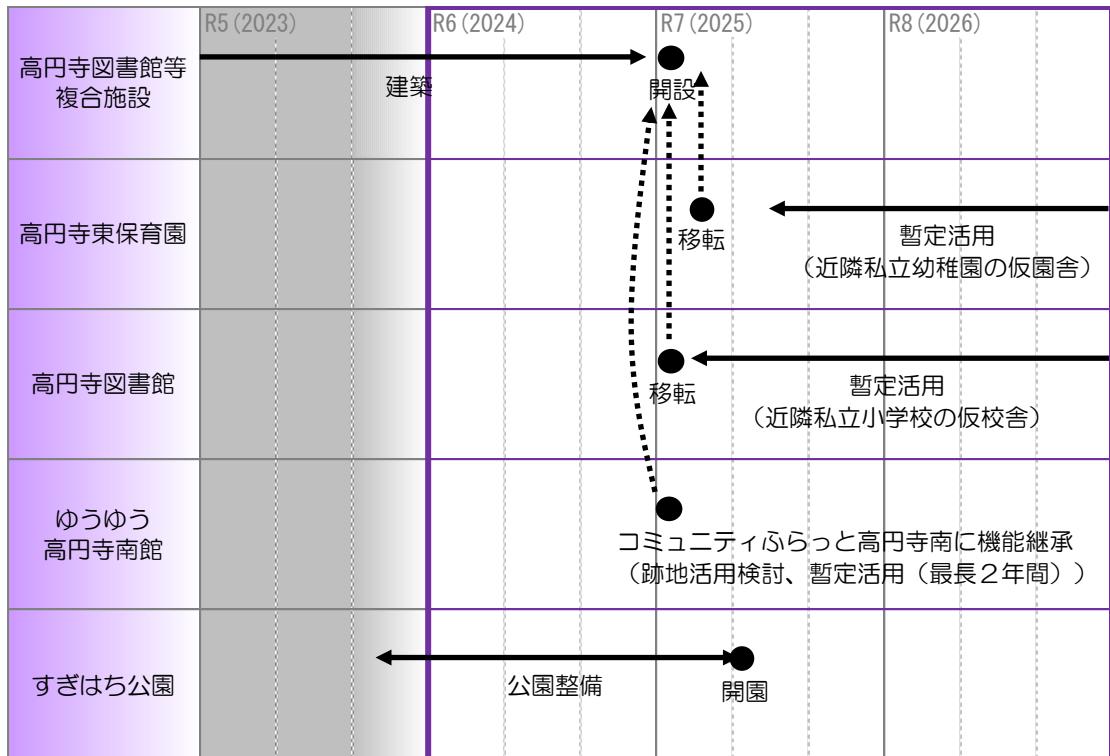
○令和7年（2025年）4月の開設に向けて、次の施設からなる高円寺図書館等複合施設を整備

- ・高円寺図書館（移転改築）
- ・コミュニティふらっと高円寺南（新規整備）
- ・高円寺東保育園（移転改築、令和7年（2025年）5月頃移転）

○令和7年度（2025年度）中の開園に向けて、すぎはち公園を整備

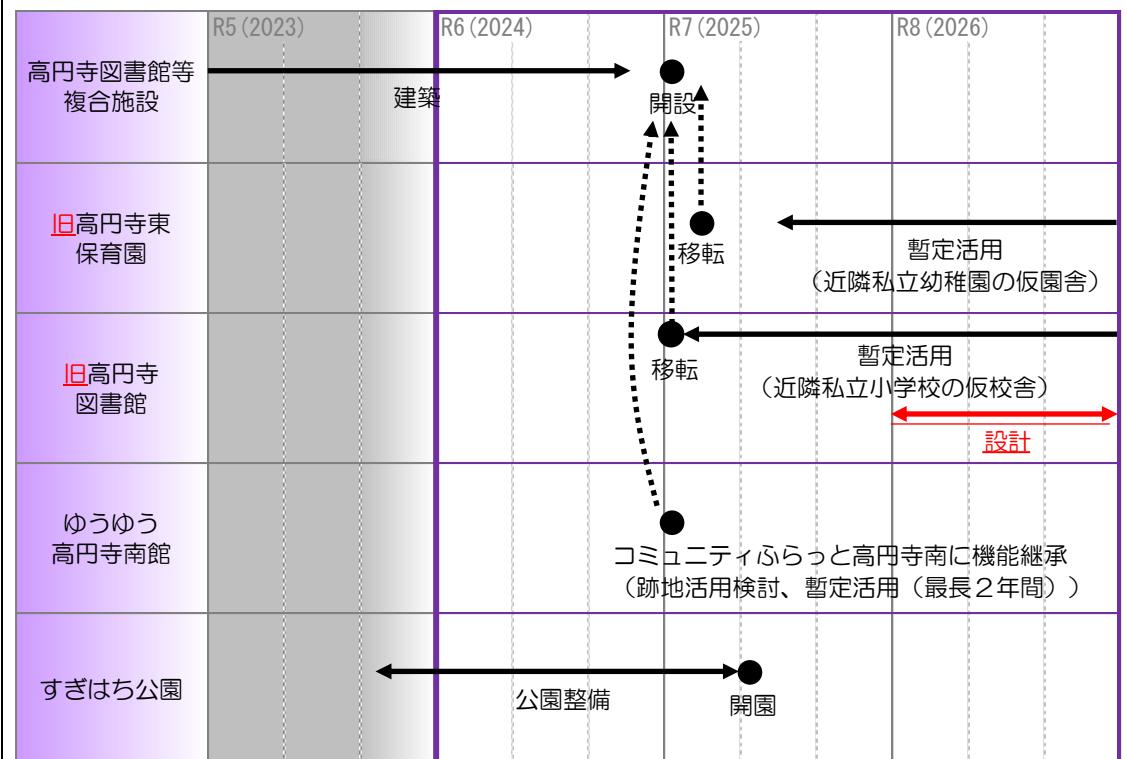
○現在の高円寺図書館及び高円寺東保育園が移転した後の跡地は、それぞれ近隣の私立小学校・幼稚園が老朽改築時の仮校舎・仮園舎として暫定活用

※ゆうゆう高円寺南館はコミュニティふらっと高円寺南に機能継承していきますが、同ゆうゆう館のスペースの活用方法については、令和8年度（2026年度）に予定する計画改定までの間に駅に近い立地条件を踏まえた活用策を検討するとともに、施設の有効活用の観点も含め、令和7年度（2025年度）からの最長2年間、暫定的にゆうゆう館として存置し、ゆうゆう高円寺南館のコミュニティふらっと高円寺南への機能継承を円滑に進めていきます。



修正後

- 令和7年（2025年）4月の開設に向けて、次の施設からなる高円寺図書館等複合施設を整備
 - ・高円寺図書館（移転改築）
 - ・コミュニティふらっと高円寺南（新規整備）
 - ・高円寺東保育園（移転改築、令和7年（2025年）5月頃移転）
 - 令和7年度（2025年度）中の開園に向けて、すぎはち公園を整備
 - 高円寺図書館が移転した後の跡地は、近隣の私立小学校が老朽改築時の仮校舎として暫定活用した後、区が既存建物を学びの多様化学校^(※)として活用^{(※)不登校生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校}
 - 高円寺東保育園が移転した後の跡地は、近隣の私立幼稚園が老朽改築時の仮園舎として暫定活用した後、区が既存建物を和田保育園の改築工事期間中の仮園舎として活用
- ※ゆうゆう高円寺南館はコミュニティふらっと高円寺南に機能継承していますが、同ゆうゆう館のスペースの活用方法については、令和8年度（2026年度）に予定する計画改定までの間に駅に近い立地条件を踏まえた活用策を検討するとともに、施設の有効活用の観点も含め、令和7年度（2025年度）からの最長2年間、暫定的にゆうゆう館として存置し、ゆうゆう高円寺南館のコミュニティふらっと高円寺南への機能継承を円滑に進めていきます。



【令和7年度（2025年度）修正の理由】

旧高円寺図書館を学びの多様化学校として活用するとともに、旧高円寺東保育園を和田保育園の改築工事期間中の仮園舎として活用することに伴い修正する。

115ページ	R6 修正	【高円寺中央会議室の跡地活用】							
	33ページ								
現行									
<p>○近隣にコミュニティふらっと高円寺南が整備されることから、令和7年（2025年）2月末をもって廃止</p> <p>○跡地は、区立児童相談所の開設までの間における、東京都からの業務引継ぎのための執務スペースとして活用</p>									
<p>高円寺中央会議室</p> <p>R5 (2023)</p> <p>R6 (2024)</p> <p>R7 (2025)</p> <p>R8 (2026)</p> <p>廃止 ← 執務スペースとして活用</p>									
修正後									
<p>○近隣にコミュニティふらっと高円寺南が整備されることから、令和7年（2025年）2月末をもって廃止</p> <p>○跡地は、区立児童相談所の開設までの間における、東京都からの業務引継ぎのための執務スペースとして活用 <u>した後、天沼中学校の改築工事期間中、既存建物をさざんかステップアップ教室「荻窪教室」の仮移転先として活用</u></p>									
<p>高円寺中央会議室</p> <p>R5 (2023)</p> <p>R6 (2024)</p> <p>R7 (2025)</p> <p>R8 (2026)</p> <p>廃止 ← 執務スペースとして活用 → 改修</p>									

【令和7年度（2025年度）修正の理由】
天沼中学校の改築工事期間中、既存建物をさざんかステップアップ教室「荻窪教室」の仮移転先として活用することに伴い修正する。

—	R6 修正	【(仮称) 堀ノ内南第二学童クラブの整備】							
	—								
現行									
新規									
修正後									
<u>○旧杉並区定期利用保育施設和田堀の建物を活用して、学童クラブを整備</u>									
旧杉並区定期利用保育施設和田堀	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	↔ 改修				

【令和7年度（2025年度）修正の理由】

旧杉並区定期利用保育施設和田堀の建物を活用して、学童クラブを整備することに伴い修正する。

6 高井戸地域

116ページ	R6 修正	【富士見丘中学校の改築（富士見丘小学校との一体的整備）】																				
	35-36 ページ																					
現行																						
<p>○富士見丘小学校の旧校舎を仮校舎として活用して、令和5年度（2023年度）から解体・建築工事に着手</p> <p>○仮校舎活用後の富士見丘小学校の旧校舎について、老朽化が進んでいる敷地北側の校舎及び体育館は解体するとともに、敷地南側の校舎は当面存置し、さざんかステップアップ教室「宮前教室」の改築工事期間中の仮移転先としての活用を視野に検討</p>																						
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>R5 (2023)</td> <td>R6 (2024)</td> <td>R7 (2025)</td> <td>R8 (2026)</td> </tr> <tr> <td>富士見丘小学校</td> <td>建築 新校舎開設・移転</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧富士見丘小学校</td> <td>小学校運営 中学校改築期間中の仮校舎として運営</td> <td></td> <td></td> <td>敷地北側既存校舎、体育館解体</td> </tr> <tr> <td>富士見丘中学校</td> <td>中学校運営 既存校舎解体・建築</td> <td></td> <td></td> <td>新校舎開設・移転</td> </tr> </table>				R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	富士見丘小学校	建築 新校舎開設・移転				旧富士見丘小学校	小学校運営 中学校改築期間中の仮校舎として運営			敷地北側既存校舎、体育館解体	富士見丘中学校	中学校運営 既存校舎解体・建築			新校舎開設・移転
	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)																		
富士見丘小学校	建築 新校舎開設・移転																					
旧富士見丘小学校	小学校運営 中学校改築期間中の仮校舎として運営			敷地北側既存校舎、体育館解体																		
富士見丘中学校	中学校運営 既存校舎解体・建築			新校舎開設・移転																		

修正後

- 富士見丘小学校の旧校舎を仮校舎として活用して、令和5年度（2023年度）から解体・建築工事に着手
- 仮校舎活用後の富士見丘小学校の旧校舎について、老朽化が進んでいる敷地北側の校舎及び体育館は解体するとともに、敷地南側の校舎は当面存置し、さざんかステップアップ教室「宮前教室」の改築工事期間中の仮移転先としての活用を視野に検討



【令和7年度（2025年度）修正の理由】

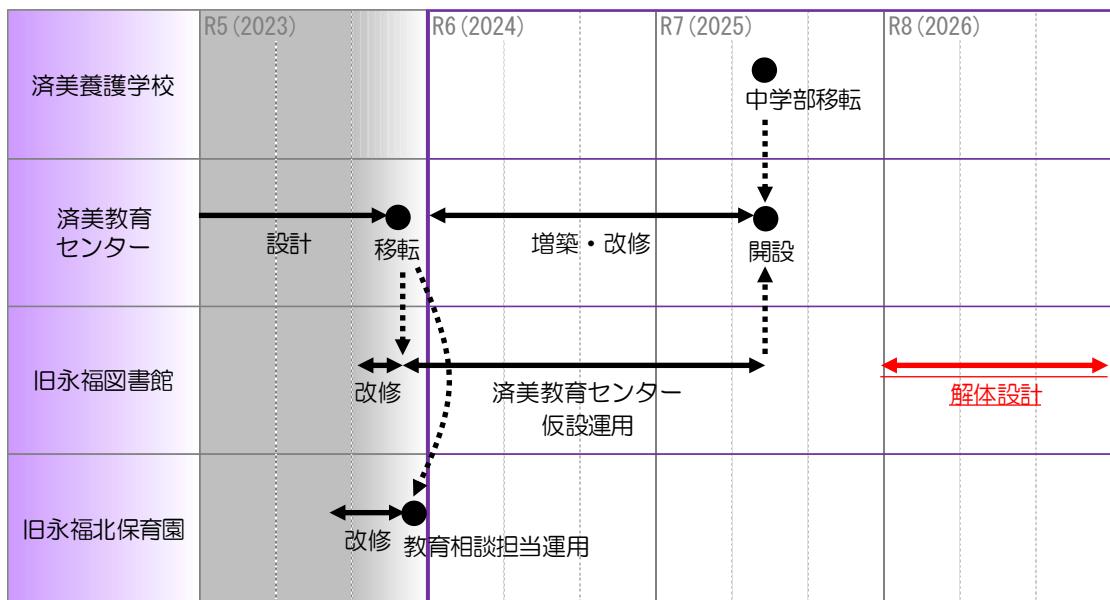
解体設計を踏まえて、敷地北側既存校舎及び体育館の解体工事期間を延長することに伴い修正する。

7 方南和泉地域

具体的な取組

121ページ	R6 修正	【済美養護学校中学部の移転に伴う済美教育センター機能の移転等】
	—	
現行		
<ul style="list-style-type: none"> ○済美養護学校は、近隣の済美教育センターを増築・改修し、令和7年度（2025年度）に中学部を移転 ○増築・改修等工事期間中は、旧永福図書館跡地を仮設として済美教育センターの事務室等を一時的に移転 ○仮設として活用後の旧永福図書館跡地の活用策については、今後検討 ○済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、令和5年度（2023年度）末に旧永福北保育園跡地に移転 		
修正後		
<ul style="list-style-type: none"> ○済美養護学校は、近隣の済美教育センターを増築・改修し、令和7年度（2025年度）に中学部を移転 ○増築・改修等工事期間中は、旧永福図書館跡地を仮設として済美教育センターの事務室等を一時的に移転 ○仮設として活用後の旧永福図書館については、<u>施設の老朽化のほか、エレベーターの設置等のバリアフリー化が建物の構造上困難であり、誰もが利用する施設としての活用が見込めないこと等を踏まえ、解体</u> ○<u>解体後の跡地の活用策については、今後検討</u> ○済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、令和5年 		

度（2023 年度）末に旧永福北保育園跡地に移転



【令和 7 年度（2025 年度）修正の理由】

旧永福図書館について、施設の老朽化のほか、エレベーターの設置等のバリアフリー化が建物の構造上困難であり、誰もが利用する施設としての活用が見込めないこと等を踏まえ、解体することに伴い修正する。

旧杉並中継所の跡地活用に関する 検討まとめ

令和7（2025）年11月

目次

はじめに	1
1 旧杉並中継所の概要	2
2 跡地活用の検討経過	3
3 平時活用の検討経過	4
(1) 民間事業者からの提案・意見（サウンディング型市場調査）【令和2(2020)年度】	
(2) 区民意見の聴取（オープンハウスの実施）【令和2(2020)年度】	
(3) 高度専門家による課題検討支援（ヒアリングの実施）【令和3(2021)年度】	
(4) 活用するスペースの明確化（ゾーニング検討）【令和4(2022)年度】	
(5) 平時活用の有力候補の整理	
(6) スポーツ関連施設としての具体的な検討	
(7) 令和5(2023)年度までの検討のまとめ	
(8) オープンハウスの実施による意見募集【令和6(2024)年度】	
(9) 区内へのアーバンスポーツができる施設整備に関する需要	
(10) 意見交換会、区民アンケート、施設整備に向けた調査【令和6(2024)年度】	
(11) 令和6(2024)年度にいただいた主なご意見	
(12) 平時活用案の検討【令和7(2025)年度】	
(13) オープンハウス及びアンケートの実施【令和7(2025)年度】	
(14) 平時活用の検討のまとめと活用方針の決定	
4 跡地活用の方針決定	21

はじめに

旧杉並中継所は、平成28（2016）年度から既存の建物を有効活用した跡地活用の方法について、検討に取組んできました。令和元（2019）年度には、災害時においては防災拠点として活用する方針を決定した上で、引き続き平時の活用方針について検討してきました。

これまで、平時活用においては、災害時に防災拠点として活用すること等の前提を踏まえ、アーバンスポーツ施設に限らず、あらゆる可能性を視野に検討を重ねてきました。

その結果、令和6（2024）年度からは、スポーツ関連施設の実現可能性が最も高いと考え、建物の特徴を踏まえて、具体的な競技について検討しました。オープンハウス等での意見を踏まえ、平時の活用方針として「アーバンスポーツができる施設」を候補の一つとしました。

アーバンスポーツは、スケートボードやインラインスケートをはじめとした、都市型のスポーツの総称で、スケートボードなどは、オリンピックの正式種目として採用されるなど、人気が高まってきています。近年、全国でアーバンスポーツ施設の整備が進むなか、区内にはアーバンスポーツができる施設が少なく、区民から設置の要望を受けるなど整備が求められていました。一方で、アーバンスポーツの中でもスケートボードなどには、住環境への影響も懸念されることから、オープンハウス、意見交換会、アンケートを通じて、近隣住民をはじめとした区民のご意見を丁寧に聴くとともに、専門事業者による調査により整備の可能性について検討しました。

専門事業者による調査等の結果、アーバンスポーツ施設を整備できる可能性があることが示されたことから、令和7（2025）年度から具体的な活用案を検討し、区民等のご意見を伺うこととしました。活用案の作成に当たっては、アーバンスポーツの専用施設とするのではなく、屋内施設という特徴を生かして他のスポーツも楽しめる案としました。作成した活用案について、オープンハウス及びアンケートでのご意見を伺った結果を踏まえ、「アーバンスポーツができる運動施設」として平時活用する方針を決定しました。

本検討まとめは、これまでの意見聴取の取組のほか、跡地活用方針の決定までの検討経過等を整理したもので、今後の施設整備に向けた基礎資料として活用していきます。

今後は、活用案に対して頂いたご意見等を踏まえ、利用方法等の検討に取組むとともに、施設周辺でのマナー等の懸念事項に対しても、一つひとつとしっかり向き合い、対策を検討していきます。引き続き、地域住民等のご理解のもと、地域に愛される施設づくりに取組んでいきます。

1 旧杉並中継所の概要

清掃施設としての活用

旧杉並中継所は、小型プレス車で収集した不燃ごみを効率的に最終処分場に運搬するため、大型車両への積み替えを行う施設でした。



跡地活用の検討

東京都から移管された時の条件で、移管後20年間は清掃事業以外の用途では活用できませんでしたが、
令和2（2020）年3月末をもって条件期間を経過したことから、**他の用途でも活用できるようになりました。**



平成8
(1996)年

平成12
(2000)年度

平成20
(2008)年度末

平成28
(2016)年度

令和元
(2019)年度

整備（建物が竣工）

杉並区に施設が移管

東京都から清掃事業が移管された際、区に施設が移管されました。

廃止（建物は存置）

不燃ごみが大幅に減少したことなどから廃止しました。

跡地活用の検討を開始

災害時の防災拠点としての活用を決定

平時の活用方針を検討

【主な検討】

- ・設計事務所への委託 (H28)
- ・サウンディング型市場調査 (R2)
- ・高度専門家による課題検討支援 (R3)
- ・アーバンスポーツ施設を整備する可能性に関する調査 (R5)

○施設情報

面積：(敷地面積)8,919.46m² (延床面積)6,311.73m²

建物の概要：平成8(1996)年3月竣工(築28年)

RC(鉄筋コンクリート)造

1階:912m² 地下1階:3,135.14m²、

地下2階:2,264.59m²

用途地域：第一種低層住居専用地域(一部、第一種住居地域)



2 跡地活用の検討経過

○平成28（2016）年度より、旧杉並中継所跡地の活用方法を検討し、防災拠点の活用方針を決定しました。平時活用については、令和5（2023）年度までに、清掃施設としての特徴を踏まえて、適切な活用方法を絞り込みました。

平成28
(2016)年度

①跡地活用検討開始

(既存建物の状況調査・委託による既存施設改修活用案の検討)



平成30
(2018)年度

②防災拠点としての活用方針決定



令和元
(2019)年度

②民間事業者からの提案
(サウンディング型市場調査)



令和2
(2020)年度

③区民意見の聴取
(オープンハウスの実施)



令和3
(2021)年度

④高度専門家による課題検討支援
(ヒアリングの実施)



令和6
(2024)年度

⑤令和5年度までの検討の整理

⑥区民意見の聴取①
(オープンハウスの実施)

⑦区民意見の聴取②
(意見交換会、アンケート、調査)



令和7
(2025)年度

⑧活用案の作成と区民意見の聴取
(オープンハウス、アンケートの実施)



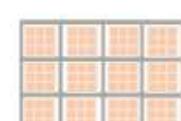
跡地活用の方針決定

旧杉並中継所（防災拠点の機能）



・地域内輸送拠点(地下1階)

地下1階部分を活用し、東京都等からの救援物資の荷卸し荷捌きを実施。震災救援所(避難所)等への運搬は区協定企業と協力。



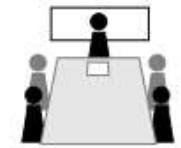
・災害拠点倉庫(地下1階又は地下2階)

区と協定を締結している企業と協力し、2日目以降の災害備蓄品を震災救援所(避難所)等へ運搬。



・重機等保管場所(地下1階車路等)

(緊急道路障害物除去作業)
区と協力し、緊急道路障害物除去路線のがれきの移動・除去等の作業を実施。



・本庁代替施設(主に地下1階)

本庁舎が被災し、建物被害や電源喪失により、本庁舎が使用不能となった場合、災害対応に関する指揮・命令等の本部機能を設置。



3 平時活用の検討経過

(1) 民間事業者からの提案・意見(サウンディング型市場調査)【令和2(2020)年度】

- 平時活用の検討に当たり、民間事業者のアイデアや、参入の可能性等を確認するための調査(サウンディング型市場調査)を実施しました。
- 調査の結果、6事業者から活用アイデアや使用するエリア等について、以下のような提案を受けました。

【民間事業者からの主な提案・意見】

活用方法	・スポーツ施設(フットサル、テニス、バスケットボール等) ・スケートボード広場、幼児用キッズバイク広場、BMX広場 ・アミューズメント施設(eスポーツ・脱出ゲーム等) ・物流センター ・専門家向け施設(撮影スタジオ・録音スタジオ等) ・展示場・音楽ホール	地域貢献	・スポーツイベントや地域参加型イベントの開催 ・交通安全講習会の開催 ・障害者自立支援事業の実施
	井草森公園との 一的な活用	・キッズセンターによる販売サービスの提供 ・公園と連携したイベントの開催 ・公園と一的に維持管理することで、コスト削減が期待できる	

【調査の結果確認できたこと】

- ・跡地活用に関心のある民間事業者は複数あり、様々な活用の可能性がある
- ・機械設備の撤去を行う場合、民間事業者が実施することは、費用面から困難であり、区が行う必要性が高い
→費用対効果を慎重に見極める必要がある
- ・提案の中には、機械設備の撤去を行わずに、活用できる用途がある
- ・災害時における区と民間事業者の責任や権限を明確にすることが必要である

(2) 区民意見の聴取(オープンハウスの実施)【令和2(2020)年度】

- 跡地活用の検討に当たって、区民の皆様からの意見をいただくため、現地でオープンハウスを開催しました。
- オープンハウスでは、パネル展示に基づく説明、施設内の見学、アンケートによる意見聴取を行いました。

【アンケートの結果】

- 跡地の活用の方向性について

人々が憩い交流できる場所	スポーツや文化を楽しめる場所	地元で働く場が生まれる場所	多くの人が訪れ賑わいが生まれる場所	その他※
9人	18人	2人	2人	2人

※引きこもりのための就労対策など

- 必要な施設について

アミューズメント施設	スポーツ施設	スケートボード広場	BMX広場	倉庫	物流センター	展示場	予約制駐車場	その他
4人	8人	1人	1人	1人	2人	8人	1人	7人

※環境科学館、多目的集会室など

- 自由意見(抜粋)

施設の要望	・地域の人が使える施設、誰でも利用できる会議室の設置 ・子どもが利用できる施設 ・ひきこもり、不登校などの方のための施設	その他	・出来れば機械を撤去して、災害時の活用ができれば良い ・物流センターと防災拠点の両立は難しいのではないか ・民間活力の導入はいい考えだが、難しいと思う
周辺への配慮	・区民の意見を第一にして欲しい ・物流センター、倉庫としての活用はいいアイデアだが、車の出入りが多くなり不安 ・区財政を大切にして欲しい、歳入確保につながる施設が望みたい ・保育園があるので、騒がしい活用はやめた方がいい	付せんに記載 のあった意見	・地域の会議室として使用したい ・軽食を取れるところが欲しい ・公園に来た方が利用できるようなレストランが欲しい ・美術館、カフェ、食事、休憩できる場所として使用したい

【オープンハウスで確認できたこと】

- ・区民アンケートではスポーツや文化が楽しめる場所を望む声が多く、具体的にはスポーツ施設や展示場の整備を望む意見が多いこと
- ・災害時に防災拠点として活用することについては、反対の意見は無いこと

(3)高度専門家による課題検討支援(ヒアリングの実施)【令和3(2021)年度】

- 内閣府では、公的不動産の利活用などを検討している地方自治体等に対して、コンサル業者による支援を実施しています
- 令和3(2021)年度においてはこの制度を活用し、市場調査(事業者ヒアリング)を実施しました

【市場調査(ヒアリング)結果の整理】

○事業への関心

- ・**スポーツ関連事業者及び物流事業者**からは高い関心が得られたが、文化施設等の運営を手掛ける**イベント関連事業者**からの関心は低い結果となった。

←旧杉並中継所が防災拠点として活用するため、**文化施設を整備する費用に見合うポテンシャルが想定されない**

←一度に多くの人数を集めると、**災害時の避難動線の確保が難しい**



スポーツ関連事業者 物流事業者 イベント関連事業者

○平時の活用方法

- ・平時の活用方法として、スポーツ関連事業者からはスケートボード場やBMX関連の施設として活用することや、ジム・スタジオとして活用するアイデアが得られ、物流事業者からは、営業所やドッキング場といった物流拠点としてのアイデアが得られた。

○災害時の対応等

- ・**スポーツ関連事業者**からは、防災拠点としての運営を妨げないよう、**動線等を考慮しながら設備を設置することが可能**との意見があった。
- ・**物流事業者**からは、**発災時の荷物や車両の整理等については特段問題なく、発災時においては事業者が所有する車両等を活用した災害対応の協力も有償で可能**との意見があった。

(4)活用するスペースの明確化(ゾーニング検討)【令和4(2022)年度】

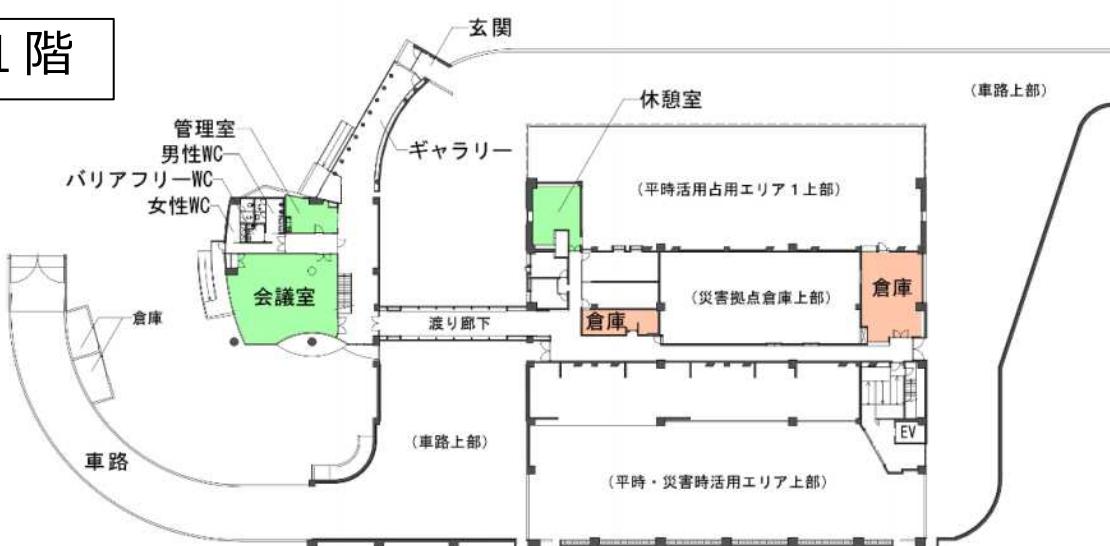
- 平時活用が可能なスペースについて検討し、以下のとおり活用することを想定しました。

オレンジ部分：防災機能(占用)となっており、平時活用ができないスペース

グリーン部分：災害時には防災拠点として活用するが、平時使用が可能なスペース
(設備等の作りこみは困難)

ブルー部分：災害時に使用しないスペースで、平時活用に当たっては、設備等の作りこみが可能

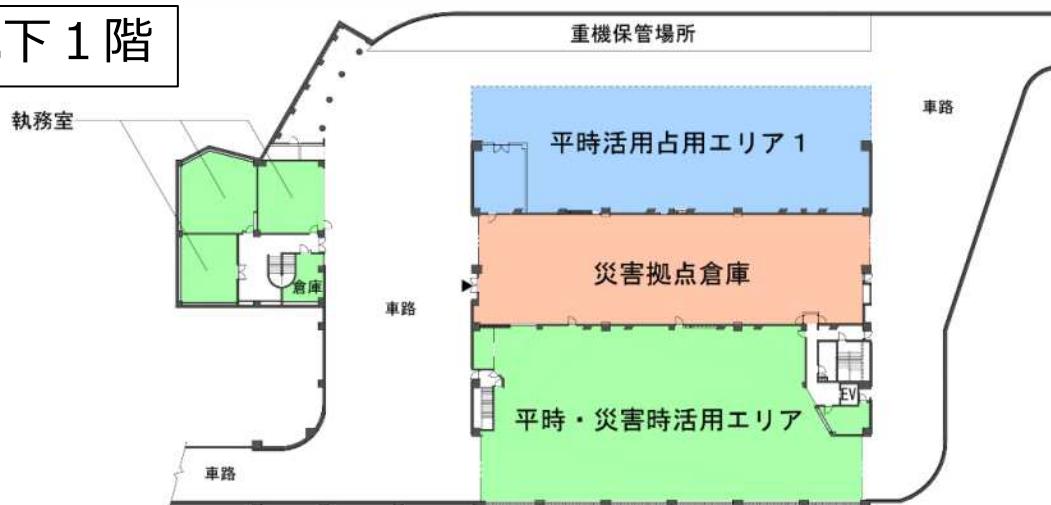
1階



地下2階



地下1階



(5) 平時活用の有力候補の整理

○令和5（2023）年度までの検討を踏まえて、

①スポーツ関連施設、②文化施設（ホール、展示場等）、③物流センター

を平時活用の有力候補として各施設の特性等を整理しました。

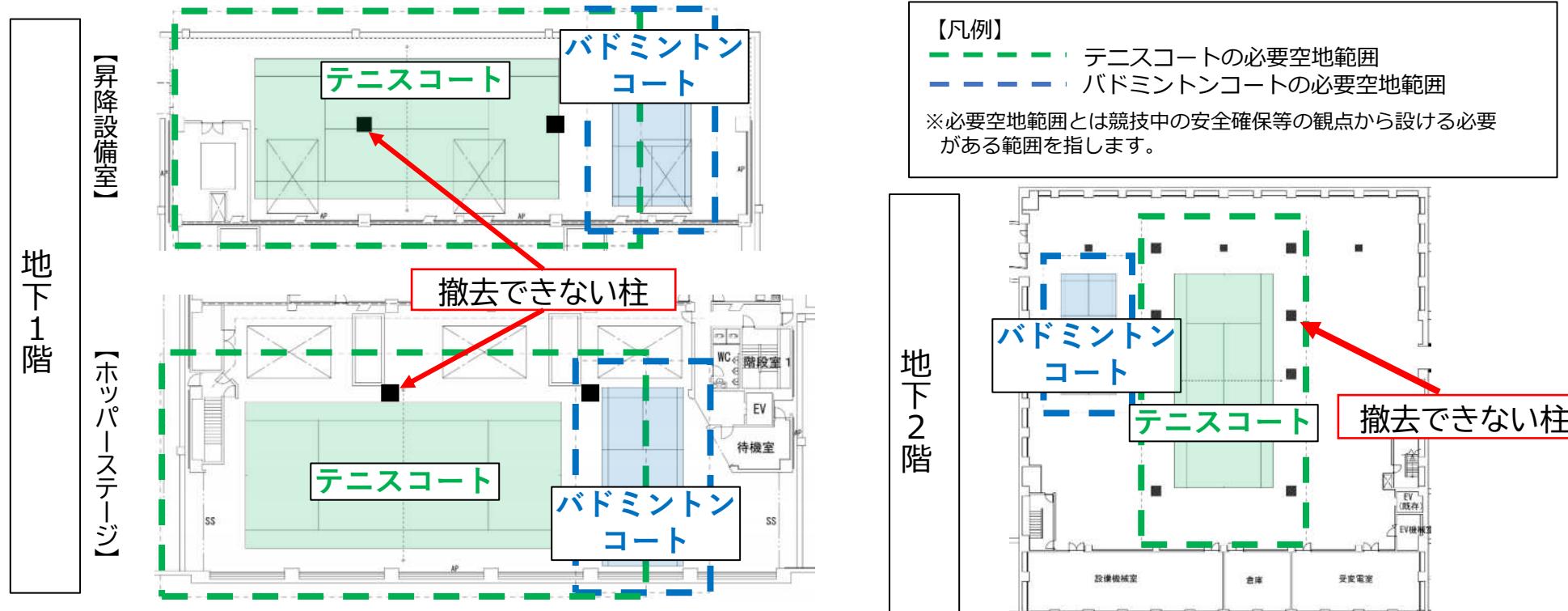
スポーツ 関連施設	<ul style="list-style-type: none">施設の特性を生かして球技、フィットネス、スケートボードなど様々な種目の利用が期待できることから事業性が高い。隣接する公園とも親和性が高く、住民理解が比較的得やすい可能性がある。種目により改修費用の抑制も期待できる。設置する設備を移動可能なものにすることや動線に配慮することで、防災拠点としての機能に支障なく平時活用が可能。
文化施設 (ホール、 展示場等)	<ul style="list-style-type: none">事業者からは、防災拠点としての活用が前提にある中では、施設の作りこみが難しく、事業展開が困難との意見があった。施設規模が大きく、天井も高いため、大規模な内装改修や防音設備の設置などに加え、貨物用エレベーターの設置など整備に多額の費用がかかる。また、地下2階へのアクセス面の課題から同時に多人数の集客を行う場合、安全性の確保に懸念がある。
物流 センター	<ul style="list-style-type: none">改修せずに活用することが可能との意見があり、改修費用を抑制することができる。また、賃料収入も期待できるため、財政負担の軽減の視点からみると効果が高い。一方で、施設の稼働が長時間になることが想定されることや、通行車両の増加による住環境の悪化が懸念されることから、区民理解が得られにくい可能性がある。

以上を踏まえ、総合的に比較・検討した結果、区としては「スポーツ関連施設」の実現可能性が最も高いと考えられることや、区の総合計画に掲げる「誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり」に寄与することができるから、**「スポーツ関連施設」についてより具体的な検討**を行いました。

(6) スポーツ関連施設としての具体的な検討①

○民間事業者から提案のあった、フットサル、テニス、バスケットボールなどの球技及びスケートボード、BMXなどのアーバンスポーツについて、事業者等へのヒアリングや現地案内を実施しながら検討を進めました。

フットサル、テニス、バスケットボール、バドミントンコートの整備の可能性について



- 撤去が不可能な柱などが支障となり、**コートの面積または必要空地範囲を確保できない**（フットサル、バスケットボールコートの場合も同様）
※体験スペース等の簡易的なスペースであれば確保可能
- スポーツ関連事業者へのヒアリングでは、**周辺（徒歩15分程度）に上井草スポーツセンターがある**ことから、そこでは出来ない種目ができると、様々なスポーツに触れられる機会が増えて良いのではないか。との意見もあった。

(6)スポーツ関連施設としての具体的な検討②

アーバンスポーツができる施設としての活用について

○スケートボードやBMXをはじめとした、都市型スポーツ（いわゆるアーバンスポーツ）ができる施設としての活用について検討しました。

アーバンスポーツは騒音や安全面等で課題があるが、旧杉並中継所は地下施設のため、騒音の問題を解決することができる。

屋内施設なので、天候の影響を受けず、多くの利用者を見込める。

スケートボードに加えてBMXやインラインスケート、キックバイクなども同じ施設でできるように整備すれば、幅広い世代の子どもやその保護者も利用しやすくなる。

アーバンスポーツ施設整備に関する スポーツ関連事業者からの意見

地下1階、地下2階とも十分にスペースを確保できる。

整備に当たっては、周辺住民、施設利用者が一体となってルール作りを行うなど、合意形成を図っていくことが望ましい。

工場のような雰囲気など、施設の持つポテンシャルが高く、多くの利用者を見込める。

アーバンスポーツができる施設としての活用については、十分なスペースが確保でき、屋内施設という特性から事業者の関心も高く、施設特性を活かすことで解決できる課題も確認できた。また、施設利用のルール作りをはじめ、施設整備に向けて留意するべき点についても確認することができた。



スケートボード



BMX



キックバイク
(ランニングバイク)



インラインスケート

(7)令和5(2023)年度までの検討のまとめ

○旧杉並中継所は、災害時には防災拠点としての活用を前提としていることや、撤去ができない柱があることで活用スペースがさらに限定されるなど、様々な制約があります。

そのような条件のもと、これまで検討を重ね、スポーツ関連施設として活用する可能性を見出してきました。

○球技については、柱の位置を踏まえると大会等が開催できるような公式のコートを整備することは難しいことが確認できました。

アーバンスポーツについては、施設の特性を踏まえると、騒音等の課題を解決できる可能性があり、事業者から多くの利用者を見込むことができるという意見もありましたが、住環境への影響も懸念されることから、地域住民との丁寧な合意形成が必要であることが確認できました。

○この他にも、フィットネスなどの活用アイデアもあったことから、これらを組み合わせて多目的な種目ができるスポーツ施設として整備することにより、子どもから大人まで誰もがスポーツに親しむ環境づくりにつながる可能性も確認することができました。なお、種目については、近隣の上井草スポーツセンターとの関係についても留意する必要があります。

(8)オープンハウスの実施による意見募集【令和6(2024)年度】

○令和6(2024)年7月に、オープンハウスを開催し、これまでの検討に関するパネル展示と、施設内の見学を通じて、区民の皆さんに取組を知り、平時の活用方法についてご意見をお聞きしました。

アーバンスポーツ施設の整備に賛成する主な意見

旧杉並中継所にアーバンスポーツパークが整備されたら、子どもから大人まで、ボードを購入するだけで、すぐにチャレンジすることができる。ストレス社会の心身の健康の為にも、素晴らしい活用方法だと思う。

施設の雰囲気との親和性や既存の設備の活用の可能性、アーバンスポーツができる場所の少なさなどを考えると、現在検討されている、スポーツ施設での活用が有効だと思う。

子どもが安全に楽しく過ごせるアーバンスポーツ施設になれば良いと思う。
騒音が心配だったが、施設見学をして心配ないと感じた。

高齢化社会とはいえど、子どもが安全に遊べる場所が少な過ぎると感じるので、将来の日本を担う子ども達のために、アーバンスポーツパークの整備が良いと思う。

アーバンスポーツ施設の整備の懸念点に関する主な意見

施設を整備することによる、騒音・治安や雰囲気の悪化、夜間の施設周辺での話し声などを懸念する。

近隣住民としては人が集まることによるマナーの問題に懸念がある。施設が空いていないから、空きが出るまで外でスケートボードをやる人がいないか、ゴミや駐輪・駐車のマナーもしっかりルール作りをして欲しい。

その他の活用方法に関する主な意見

高齢者や小さい子どもが自由に出入りできる場所が良いと思う。
カフェもあったら行ってみたい。

地下2階の機械設備は撤去ではなく、なるべく残すことで面白い空間をつくれると思う。
スポーツ施設だけでなく現代アートなどのギャラリーや、イベントスペースなど多様な使い方が可能だと思う。

※ その他、来場者の皆さん（129名）から様々な意見をいただきました。

(9)区内へのアーバンスポーツができる施設整備に関する需要

オープンハウスで実施したアンケートの主な回答

○令和6(2024)年7月に実施したオープンハウスにおけるアンケートでは、来場者のうち87名の方にご回答いただきました。

○アンケートでは7割以上の方が、スポーツ施設を整備するのであれば、「アーバンスポーツができる施設」を整備するのが良いと思うと回答しました。

○跡地活用に当たって留意すべき点については、5割以上の方が「住環境への配慮」、4割以上の方が「防災拠点との親和性」、「交通渋滞・安全への配慮」と回答しました

オープンハウスの内容を踏まえて、スポーツ施設を整備するのであれば、どのような施設を整備するのが良いと思いますか。（複数選択可）

1 スケートボードなどのアーバンスポーツができる施設	63	72.4%
2 球技ができる施設	14	16.1%
3 ヨガやトレーニングができるスタジオ	18	20.7%
4 その他	17	19.5%

※割合（%）は回答者数（87人）に対する割合

跡地活用にあたってどのような点に留意すべきだと思いますか（複数選択可）

1 交通渋滞・安全への配慮	37	42.5%
2 住環境への配慮	46	52.9%
3 区の財政への影響	23	26.4%
4 防災拠点との親和性	38	43.7%
5 公園との親和性	30	34.5%
6 地域住民の意見	34	39.1%
7 その他	4	4.6%

※割合（%）は回答者数（87人）に対する割合

アーバンスポーツができる施設整備の要望

○令和6(2024)年8月に、区内外の335名の方の署名を集めた「アーバンスポーツ利用可能施設設置要望書」を受領しました。

これまで検討してきた内容やオープンハウス等を通じていただいた意見を踏まえ、アーバンスポーツができる施設の整備を視野に引き続き検討を進めていくこととしました。

具体的な検討に当たっては、区においてアーバンスポーツ施設の整備実績が無いことから、他自治体において実績のある専門事業者の支援を受けながら課題の整理や解決策の検討等、調査・研究に取り組むこととしました。

○平時の活用方法としてアーバンスポーツができる施設を候補の一つとして検討を進めるため、専門事業者*の支援を受けながら、施設整備について意見交換会等により区民の皆さんへの意見聴取を行うとともに、建物の特性を踏まえた施設整備の可能性について調査しました。

*専門事業者：NPO法人 日本スケートパーク協会

【取組の内容】

①意見交換会



②区民アンケート



③アーバンスポーツができる施設の整備に向けた調査等



①意見交換会



募集に対し30名の応募があり、出席者同士で施設の整備について意見交換を行いました。

	出席者数	主な内容
第1回	25名	・跡地活用の検討経過について知る ・アーバンスポーツについて理解を深める
第2回	18名	・アーバンスポーツができる施設を整備する場合の課題と解決策を考える
第3回	20名	・意見交換の内容を踏まえて具体的な施設の活用案を考える

専門事業者による評価・分析（要旨）

○全3回の意見交換会を通して、特に施設外での利用（スケートボード等の滑走）や施設利用者のマナー違反等による住環境の悪化を懸念する意見を多くいただいた。

○参加者からは、「反対と思って参加したが、より良いモノをつくろうという姿勢を感じて気持ちが変わり、どういうものを作ると良いかを考えられた。」という意見があった。

○今回の意見交換会で施設整備に前向きな意見も聞かれたことなどから、今後の施設整備に向けた合意形成の契機になったものと考えられる。

意見交換会の様子



②区民アンケート



アンケートの目的

実施期間

令和6(2024)年11月1日～令和7(2025)年1月31日

実施方法

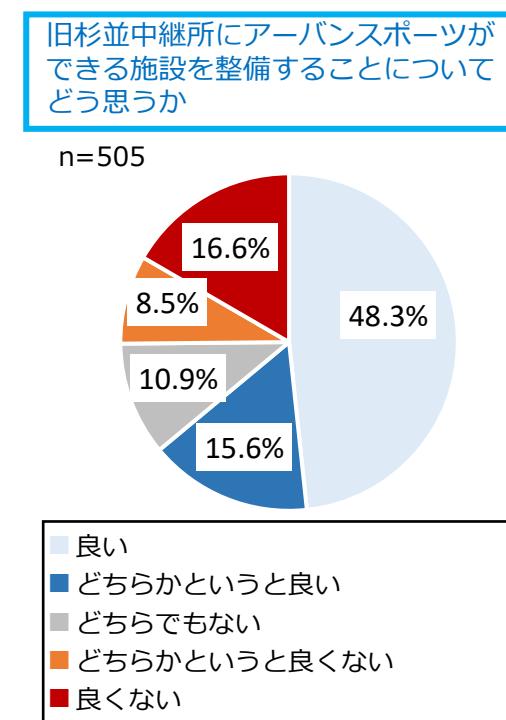
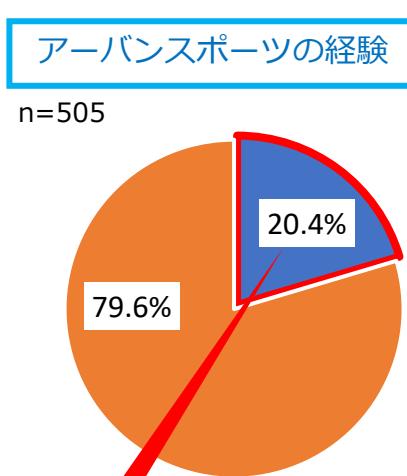
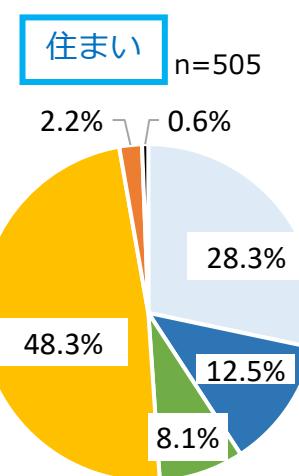
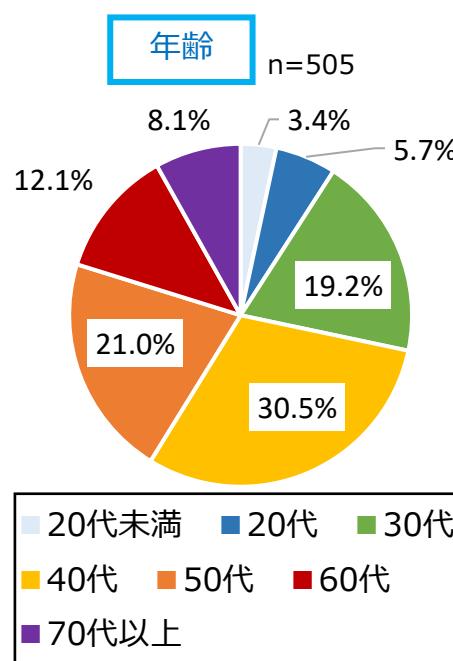
ウェブアンケート及びFAXによる回答

回答者数

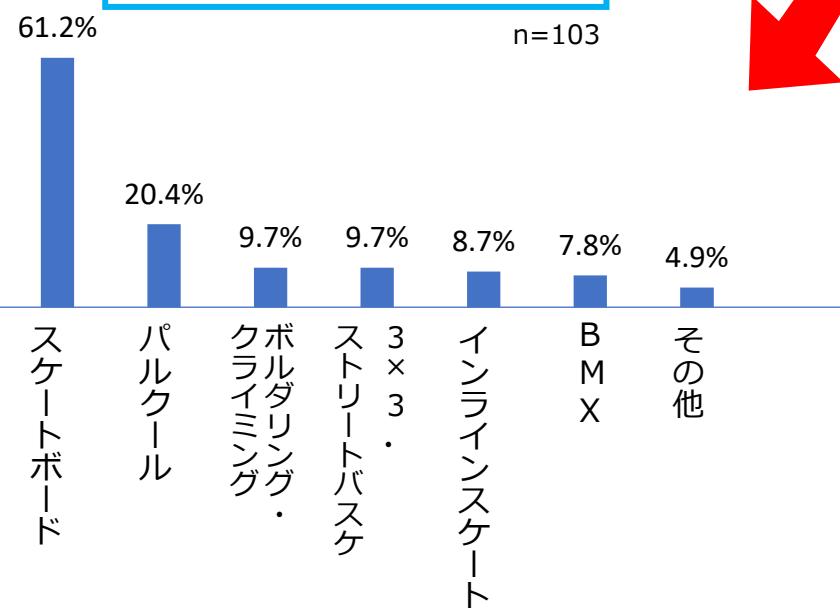
505名 (内、区民は491名)

※詳細は「(仮称)杉並区立アーバンスポーツパークの整備に向けた調査等業務支援委託 業務報告書」(令和7年3月 NPO法人スケートパーク協会)
「詳細資料」

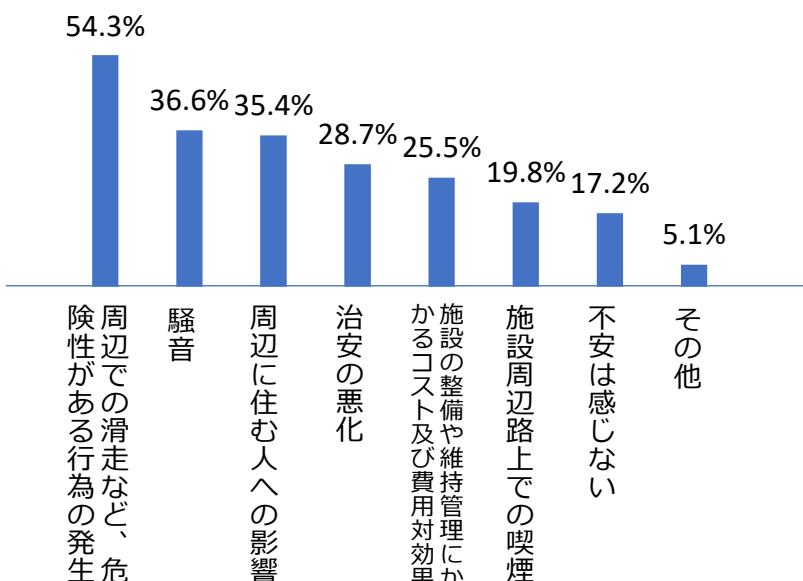
主な回答



経験がある種目 (複数回答可)



旧杉並中継所にアーバンスポーツができる施設が整備された場合に心配に思うこと等 (複数選択可)



専門事業者による評価・分析 (要旨)

- 中継所にアーバンスポーツができる施設を整備することについては、肯定的な回答の割合が多く、アーバンスポーツ施設としての活用に多くの区民の期待が寄せられている。
- 施設整備に関する懸念事項として、「周辺での滑走など、危険性がある行為の発生」、「騒音」、「周辺に住む人への影響」が上位を占め、周辺の生活環境への影響が大きな課題として考えられている。
- 施設の運営については、「公益性の担保」、「利用ルールの明確化」、「管理体制の強化」、「安全性の確保」を求める声が多く、地域住民等から理解が得られる運営方針の策定が必要である。

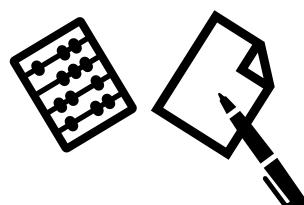
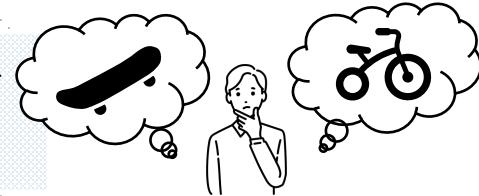
③アーバンスポーツができる施設の整備に向けた調査等



建物の特性を踏まえた各エリアの利用方法の調査検討

旧杉並中継所跡地の敷地及び建物を調査し、施設内の各エリアにおいて、アーバンスポーツ施設として活用する場合の特性を整理しました。

また、整理した特性を踏まえて、各エリアの利用方法を複数検討しました。



施設の需要及び管理運営等についての検討

施設の管理運営に必要な人員や経費について、機械設備を撤去した場合を想定し、調査・分析を行いました。

周辺での路面、迷惑行為発生の可能性調査・分析

駅や停留所から旧杉並中継所跡地までの路面調査（歩道や車道）を行うとともに、近隣の公園や施設周辺の私有建物等の周辺状況についても調査を行いました。

また、ストリートスポーツによる迷惑行為発生の可能性がある場所は、その対応策についても合わせて分析を行いました。



施設整備に係るビジョン（素案）の作成

施設整備の実現性等に関する調査、施設に関する需要・意識調査、意見交換会の内容を踏まえて、施設整備の目的、利用者ターゲット、ゾーニングプラン等を含んだ施設整備ビジョン（素案）を作成しました。

①～③の業務を通じた専門事業者のまとめ

○国内において、屋内アーバンスポーツ施設は数少なく、整備された場合には、他にはない特徴的な施設として多くの利用者が集まることが予想される。

○今回の業務の結果を踏まえると、旧杉並中継所にアーバンスポーツができる施設を整備することは可能であると考えられるが、アンケートや意見交換会においては、周辺路上での滑走や周辺に住む方への影響を懸念する意見も出されており、こうした近隣住民等が抱える不安については、適切に対応できるよう、区が具体的な対応策を近隣住民等に示して、意見を聴いていく必要がある。

○アーバンスポーツができる施設が整備された場合には、施設利用者と近隣住民等が施設利用に関して意見交換できる場を定期的に設け、その場で出た意見を施設の運営に生かすことができる仕組みづくりが重要となる。これにより、整備後も利用実態に応じたルールの見直しができるだけでなく、地域住民等とコミュニケーションをとることで、地域コミュニティの強化や地域の活性化が期待できる。

令和6（2024）年度に実施した、オープンハウス、意見交換会、アンケートでいただいた主なご意見

アーバンスポーツができる
施設が整備された場合

区や地域にとってうれしい影響がある！

心配な影響がある！

- ・子どもたちの遊び場が増える。雨でも遊べる施設
- ・施設が出来ることにより、地元の商店街や店舗に来客が増え、地域の活性化につながる
- ・子どもから大人まで（老若男女）世代を超えた交流や健康増進が期待できる
- ・上井草スポーツセンター、井草森公園との連携でスポーツを推進できる地域に
- ・周辺の路上、公園でスケボーをする人が少なくなる
- ・周辺が物騒な感じがしているので、人が通行してくれるようになると安心できる

- ・時間帯、場所を問わず、公共の場（一般道路）で使用している複数の集団をしばしば見かける（スケートボード等）
- ・杉並区だけではなく他の場所からたくさん的人が集まり、治安や喫煙マナー、騒音等が懸念される
- ・路上駐車が増えそう
- ・利用時間によっては騒音が心配
- ・待ち時間や施設周辺での利用者のマナーが心配
- ・防災拠点としての使いづらさが出てくるのではないか
- ・利用中の接触事故やケガなどの対応に懸念があると感じる

懸念事項の解決策

- ・利用を登録制にし、マナー講習の受講を必須にすれば利用マナーが守られるのではないか
- ・施設外での滑走について井草森公園内や駅などに看板を設置するなど、継続的に注意喚起を行う必要がある。
- ・利用者協議会をつくり、施設の利用状況等について周辺住民と定期的に意見交換する。意見交換の内容は、利用ルールに反映させるとともに、ルール遵守のための啓発活動につなげる。
- ・プロテクターやヘルメットの着用

その他にもこんなことで使いたい！

- ・アーバンスポーツは一部の人たち。もっと多数の人が使える施設にして欲しい
- ・バドミントンなど
- ・付き添いの人の休憩所
- ・文化施設なら図書館、スポーツ施設ならトレーニングジム・卓球場・ボルダリング等について広く検討して欲しい
- ・青少年が身体・五感を使って遊べる施設。楽しく運動できるようボルダリング・アスレチックなど
- ・ストリートサッカーやフリースタイルサッカーのできる場所として活用したい。
- ・図書館とカフェが併設したようなゆったりと時間を過ごせる居場所も良いと思う。
- ・アーバンスポーツに限らず、他の活用も併用できる施設にしてほしい。
- ・イベント会場としての貸切スペース
- ・音楽や歌、大道芸ができるステージがあるといいなと思う。

○令和6（2024）年度までは、平成28（2016）年度に実施した設計事務所による調査結果等を踏まえて、既存建物の1階から地下2階までを活用することを前提に、アーバンスポーツができる施設としての活用を候補の一つとしました。
令和7（2025）年度からは、これまでの検討を踏まえた整備内容の具体化に向けて、更なる検討を進めたところ、施設整備に係る課題が分かりました。

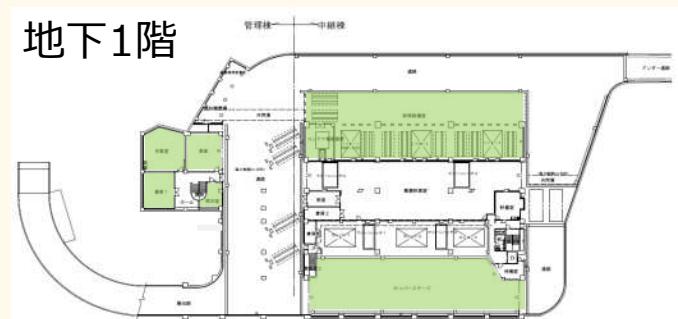
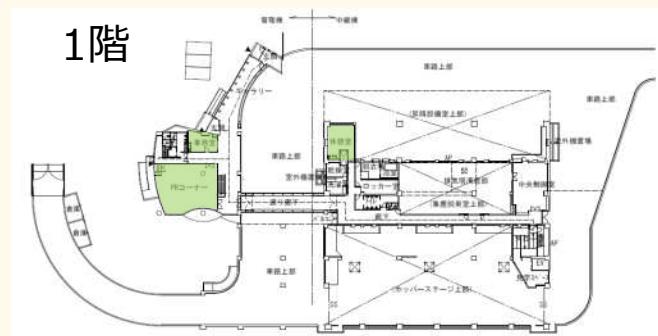
主な課題

○地下2階をアーバンスポーツ施設として活用した場合の避難経路について詳細に検討した結果、建物の特性上、避難経路の確保が困難であることが判明※1
その結果、地下2階を含めて既存施設を全面的に平時活用することは困難

アーバンスポーツ施設として、地下1階の一部（法令上の上限は1,000m²まで）を活用することは可能。地下1階のその他部分及び1階は災害時の活用を鑑み、平時の防災倉庫として利用することが適当

これまでの検討

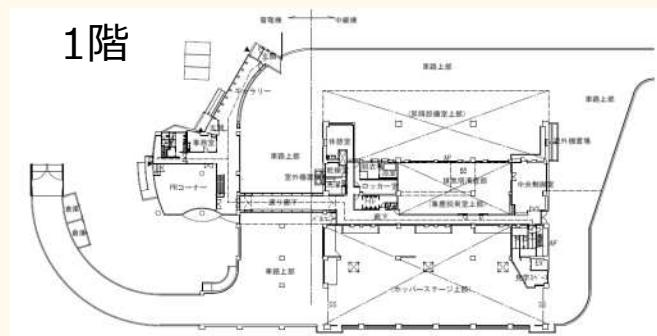
地下2階まで施設全体を活用することも想定して活用方法を検討



■ 平時活用を検討するスペース

課題を踏まえた検討方針

既存建物の地下1階の一部（約1,000m²程度）を活用することを想定して活用方法を検討
※別途スポーツ施設の管理運営に必要な諸室を設けるため、新たに建物を建設



■ 平時活用を検討するスペース

※1スポーツ施設の整備に伴う関係法令による制限

建築基準法、東京都建築安全条例（第9条第十五号、第10条の四）などによる避難階及び避難施設の設置に関する規定

○これまでの検討や皆さんからいただいたご意見を踏まえて、平時の活用案を検討しました。

アーバンスポーツができる屋内運動施設

想定する利用者

- ①区民、近隣自治体の住民
- ②子ども（小学生程度）から大人まで
- ③アーバンスポーツ初心者から中級者程度まで
- ④屋内空間を貸し切って運動利用したい方



施設の特徴

- ①雨天や日没後も利用可能
- ②誰でも安心して楽しめる施設
(監視員による安全管理、利用登録制)
- ③平日午前中(9時～13時)は、屋内空間の貸切使用が可能



種目

- (一般使用) スケートボード、インライנסケート、BMX
(貸切使用) 一般使用種目のほか、屋内でできる運動

(例) バスケットボール、ダンス、体操、ヨガ、太極拳、eスポーツ、スポーツイベント利用等

レッスンのイメージ (品川区八潮北公園スケートボード教室)



(出典 : shinagawapark-nts.com)

料金

有料

※高校生世代までの区民は一般使用が無料
※区民以外は別料金

利用時間

	貸切使用	一般使用
平日	9時～13時	13時～19時
土日祝日	-	9時～19時

整備の概要



①既存建物（屋内運動施設・防災倉庫）

階数	主な活用方法	面積
1階	防災倉庫	約900m ²
地下1階	屋内運動施設	約1,000m ²
	防災倉庫	約2,000m ²
地下2階	※既存機械室のまま	約2,200m ²

②新設建物（屋内運動施設の管理棟）

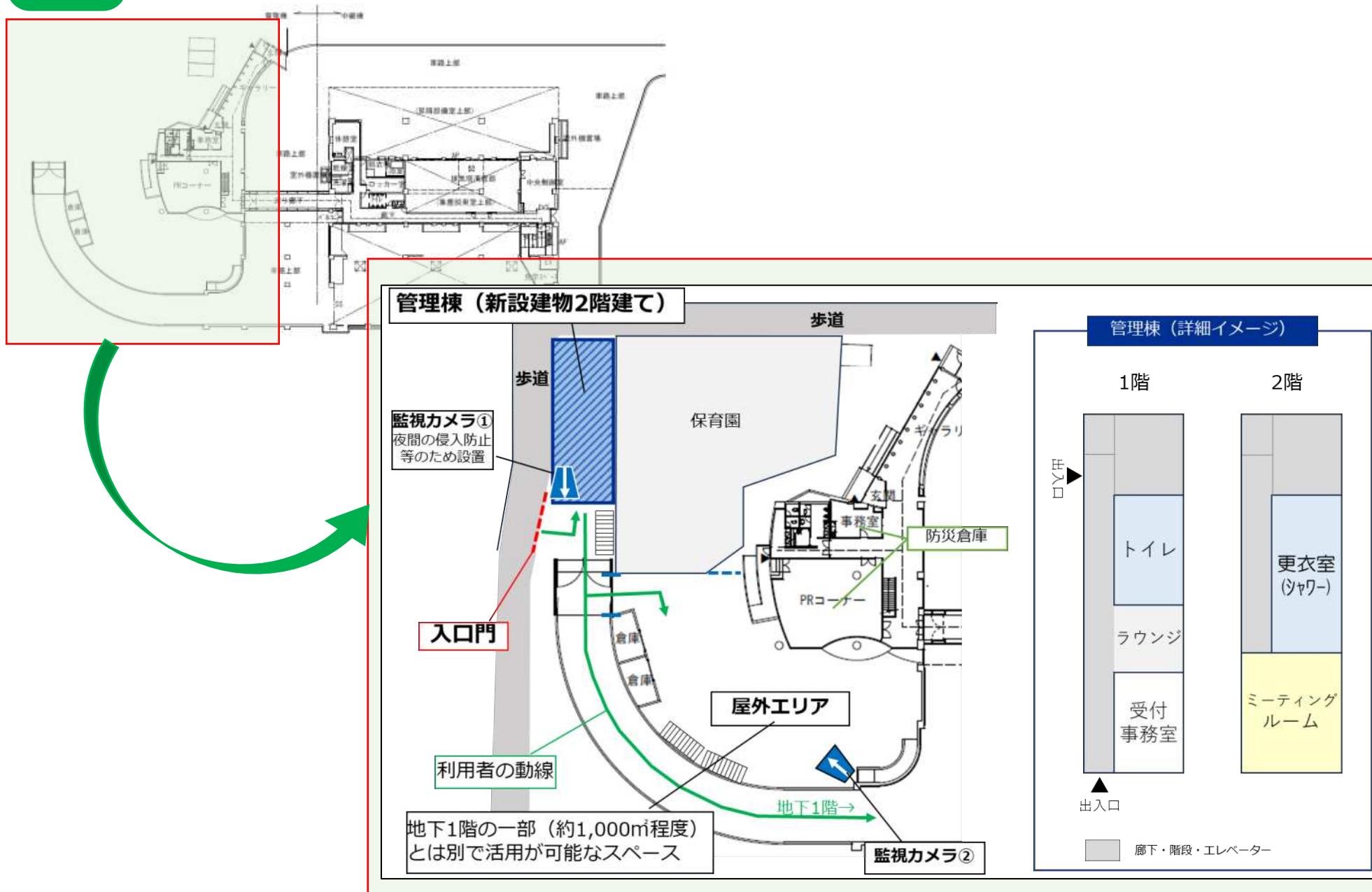
階数	主な機能	面積
1階	受付・事務室、ラウンジ、トイレ	約90m ²
2階	更衣室・シャワー室、ミーティングルーム	約90m ²

※運動施設として運営に必要な諸室を設けるため、新たに建物を建設

※活用案については今後の検討の結果、変更する可能性があります。

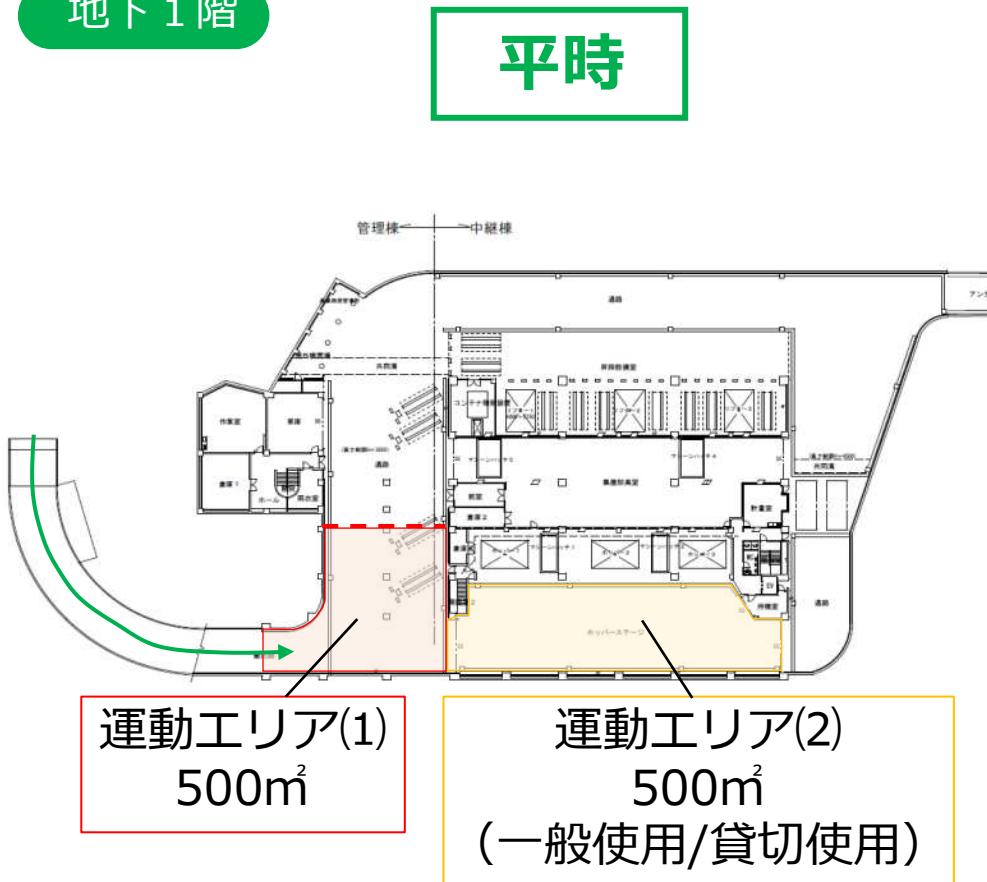
各フロアの活用イメージ

1階

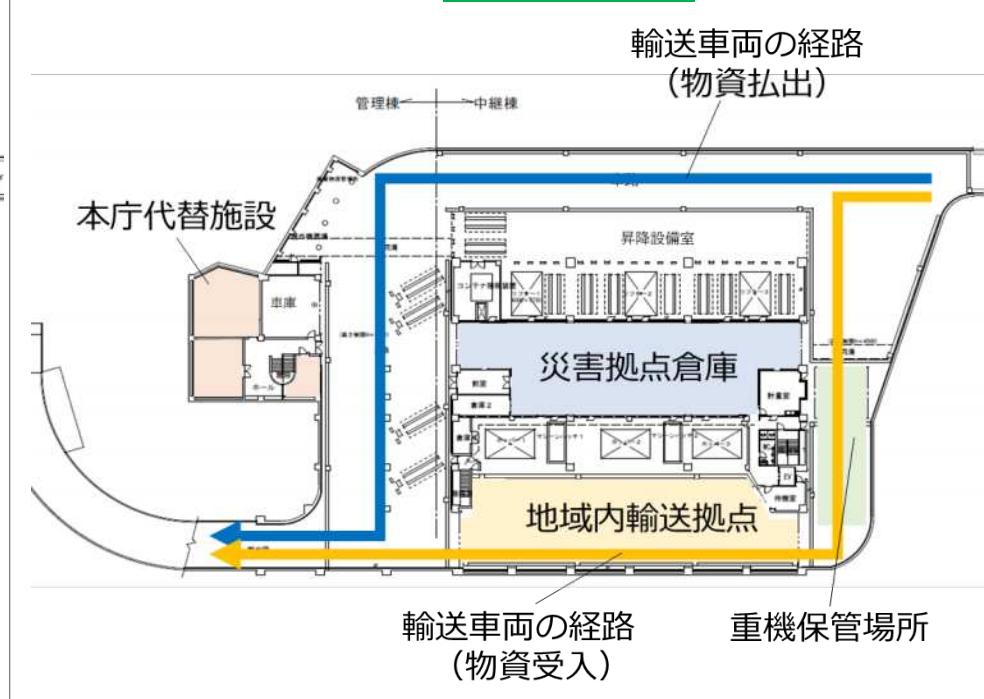


地下1階

平時

運動エリア(1)
500m²運動エリア(2)
500m²
(一般使用/貸切使用)

災害時



※運動施設として活用するスペース以外は、防災倉庫として活用します。

※活用案については今後の検討の結果、変更する可能性があります。

一般使用の利用方法（利用登録制）（案）

登録方法：①事前に必要事項を登録

（氏名、住所、生年月日、未成年は保護者の連絡先など。WEBで事前入力可能とするなど、利便性に配慮する）

②登録の際にマナー講習を実施

③登録情報は定期的に更新

利用方法：受付で登録の確認を受けるとともに料金を支払い入場

一般使用の利用ルール（案）

○原則徒歩、自転車または公共交通機関を利用して来場

（※車で来た方には近隣のコインパーキングを案内する）

○施設外及び施設内の決められた場所以外でのスケートボード等による滑走の禁止

○施設外ではスケートボード、インラインスケートはバッグに収納する

○高校生以下の方がスケートボード等を利用する場合はヘルメットを着用 (プロテクターの着用を推奨)

○施設内での飲食（水分補給は可）、飲酒、喫煙は禁止

○決められた競技以外の利用は禁止

○セクションの持ち込みは禁止

○他の人の迷惑になる滑走や行動は禁止

（ごみのポイ捨て、スピーカー等の利用、衣類を脱いでの利用など）

近隣への看板の設置（案）



○環状八号線歩道の路面上に、スケートボード等禁止の標識を設置
○井草駅から旧杉並中継所までの区道の電柱にスケートボード等禁止の標識を設置
○井草森公園内の各所にスケートボード等禁止の標識を設置
○新青梅街道沿いの旧杉並中継所の壁面に駐車禁止を呼びかける看板を設置



※活用案については今後の検討の結果、変更する可能性があります。

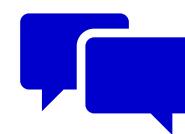
皆さんから寄せられたご意見を踏まえた運営方針（案）

- 平時活用について、皆さんからいただいた様々なご意見を踏まえて、地域住民から理解が得られる運営方針等について検討しました。

ご意見

利用のルールが徹底されるように取り組んでほしい

区が検討した運営方針



- 施設の利用は事前登録制とし、登録時にマナー講習を実施する
- 施設の利用者と地域住民等が意見交換できる場を設置
- 施設のスタッフが常駐し、利用者への対応（注意喚起等）を実施
- 施設のスタッフの目が届かない場所に、監視カメラを設置

ご意見

利用者が決められた場所以外でスケートボードを使用しないように取り組んでほしい

区が検討した運営方針



- 警察や道路管理者と連携し、施設の周辺に禁止を示す標識を設置
- 施設を管理する職員が施設周辺を巡回し、決められた場所以外でスケートボード等を使用している方がいた場合に声かけを実施
- スケートボード、インラインスケートはバッグに収納して持ち歩くことをルール化

ご意見

施設の利用者による路上駐車が起こらないように対応してほしい

区が検討した運営方針



- 警察や道路管理者と連携し、施設の周辺に路上駐車禁止を呼びかける標識を設置
- 施設への来場は歩・自転車または原則公共交通機関を利用することをHP等で呼びかける

※活用案については今後の検討の結果、変更する可能性があります。

○平時の活用案に関して、区民の皆様からの意見をお聞きするため、オープンハウス、アンケートを実施しました。

(1) オープンハウス

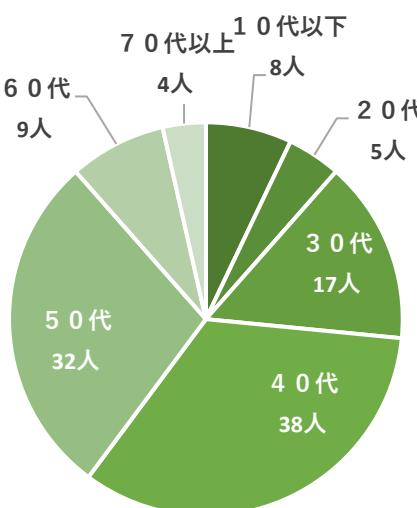
日時	会場	来場者数	主な内容
令和7(2025)年10月10日(金) 午後5時～午後8時	旧杉並中継所	56名	・活用案についてパネル展示
令和7(2025)年10月11日(土) 午前10時～午後1時		31名	・パネル内容等に対する アンケートを実施

(2) アンケート

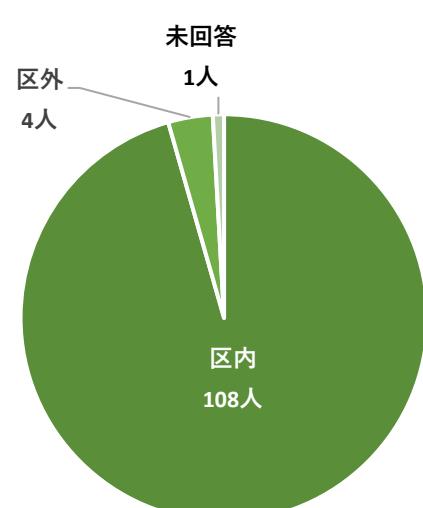
○令和7(2025)年10月1日(水)～10月26日(日)

○回答総数：113件

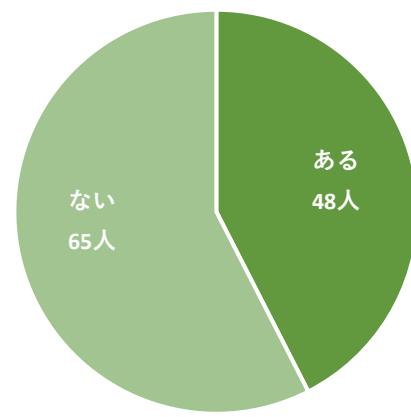
年齢



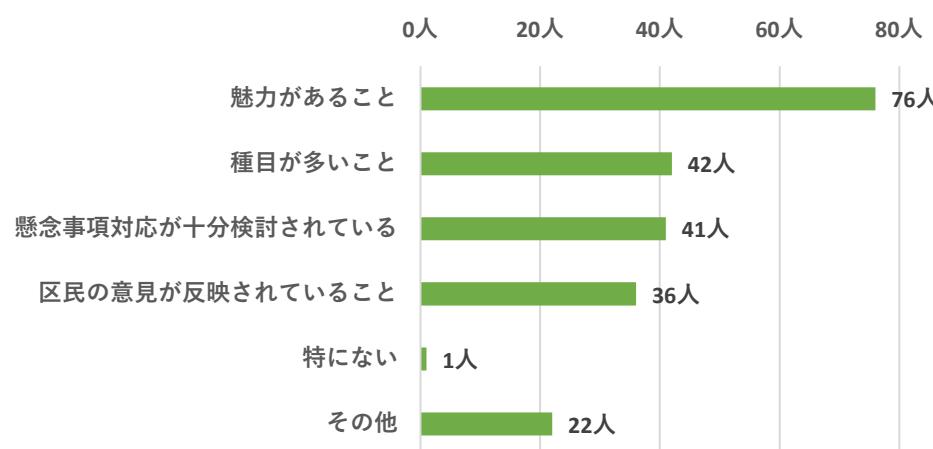
住所



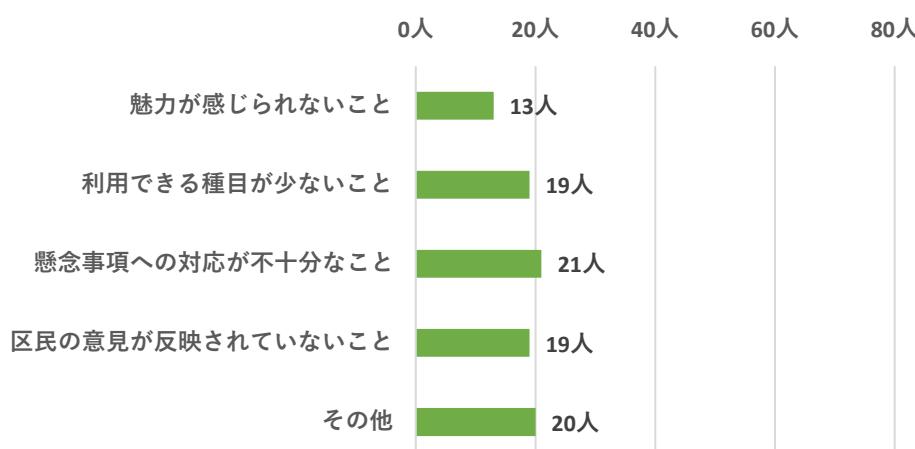
アーバンスポーツの経験



活用案の良い点

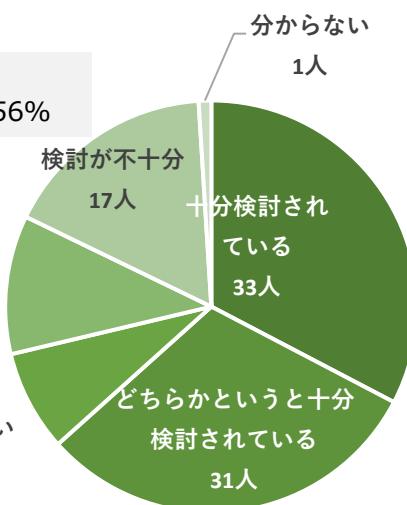


活用案の良くない点



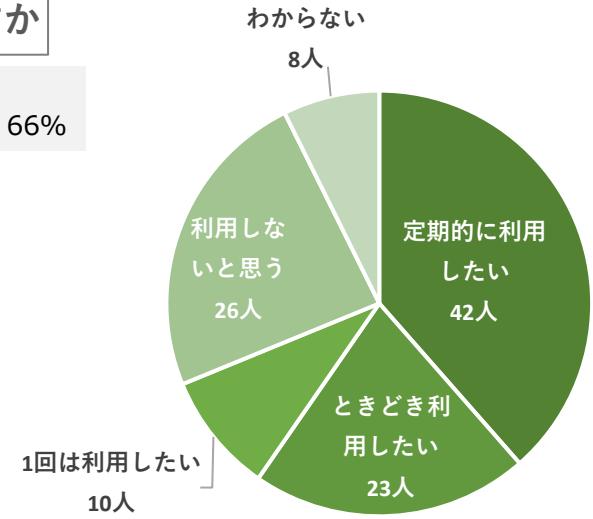
検討プロセスについて

十分検討されている
～どちらかといふと十分検討されている 56%

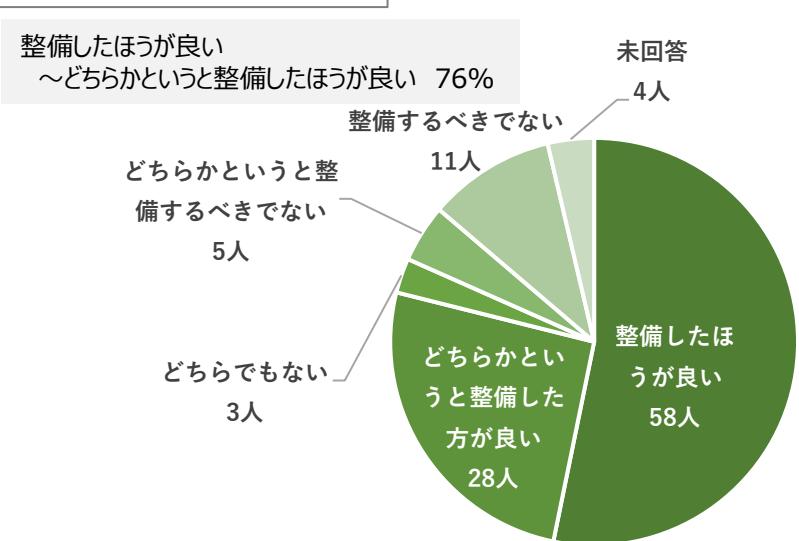
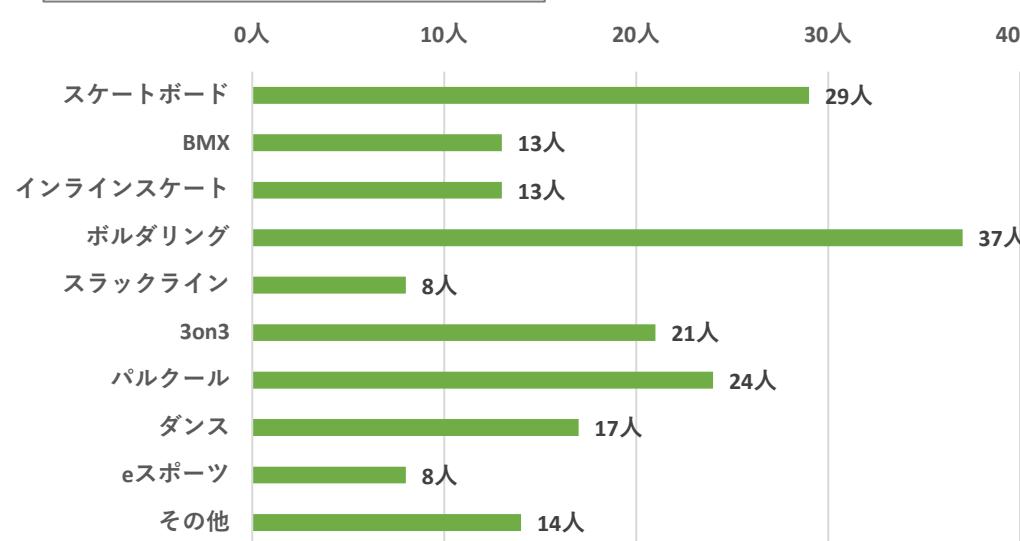


利用したいですか

定期的に利用したい
～1回は利用したい 66%



（2）アンケート



【活用案の内容全般について】

- 利用者の声を聞いて内容を考えていくべき。
 - 障害者の利用しやすい環境にも配慮してほしい。
 - 普段はスケートボードをやりたいと思っても場所がなく続けることが難しかったので近隣に場所ができると嬉しい。
 - 使われていなかった施設が有効に活用されることが良い。
 - 屋内施設であるところが良い。
 - 若者層向けをメインに考えて作ることがとても良い。
 - この地区を明るくする存在になって欲しい。
 - 運動できる場所が増えるのがいい（子どもの居場所にもなる）。
 - 施設が整備された新たな人の流れができ、周辺に商業的な恩恵がもたらされれば、地域住民の利益となる。
 - 中継所跡地だけでなく、公園全体のリフレッシュも含めた一体的なプランを考えてほしい。

【マナー等に関する懸念事項】

- 周辺路上、騒音、ゴミなど周辺環境の悪化が懸念される。対策が不十分
 - 注意喚起看板の設置場所を広げてほしい（環八側、バス停など）。
 - 施設利用者と保育園の送迎、散歩時など、接触事故が起きないか不安
 - ケガ、事故の管理はどのようにするのか。

【施設の整備について】

- 管理棟にお金をかけるより、スポーツ施設部分を充実してほしい。
 - 初心者向けエリアを整備してほしい。
 - 障害者の利用しやすい環境にも配慮してほしい。
 - 東側に出入り口があると良い。
 - 開設時期が知りたい。

〔アーバンスポーツ以外の活用方法に関する意見〕

- バドミントンなど整備コストが低く、気楽に多くの区民が利用できるスポーツも候補に上げていただきたい。
 - 誰でも楽しめるバトミントンや卓球等の施設にした方が良い。
 - バスケットボールやフットサルなど、ボール一つでできる競技ができれば良い。
 - テニスやバドミントンなど、一人で参加しても誰かが相手をしてくれる仕組みがあれば、ありがたい。
 - 特定の利用者のみを対象とした施設であり、住民の福祉に反する。

【運営方法等について】

- 利用時間が短い。21時まで利用できるようにしてほしい。
 - マナー教育を含めた教室や子ども向けのレッスンなど、アーバンスポーツを誰もが始めたくなるような仕掛けを考えてほしい。
 - 運動エリアに食事を持ち込んで食べられるようにしてほしい。

【活用案に対する懸念事項】

- アーバンスポーツありきで検討してきたのではないか。
 - 他の用途で活用することはできないか。
 - 活用案を作成する段階になって、大幅に活用スペースを減じる計画になったのはなぜか。
 - 整備コストがかかりすぎるのでないか。
 - 費用対効果はどのように見込んでいるのか。

(14) 平時活用の検討のまとめと活用方針の決定

活用案に関するオープンハウス及びアンケート【令和7（2025）年度】の結果を踏まえて、活用方針を決定しました。

アーバンスポーツで活用する案の具体化と区民意見の聴取【令和7（2025）年度】

令和6（2024）年度の取組の結果を踏まえ、令和7（2025）年度からは活用案の具体化に取り組みました。具体化した案では、平時の活用方法として既存建物の地下1階、約1,000m²を運動施設とし、その他の施設は、防災拠点である防災倉庫として活用することとしました。また、地上には施設利用する際の登録や受付、施設職員が常駐する管理棟を整備する案としました。

具体化した平時の活用案について、関係団体等への個別説明、オープンハウスの開催、WEBアンケートを実施し、活用案に対する区民意見聴取を行いました。その結果、活用案について早期に整備を求める意見や、活用されていなかった施設が有効に活用されることを望む意見が出された。また、アンケートでは「活用案を整備したほうが良い」との回答が7割以上でした。

一方で、活用案について区民からは、アーバンスポーツ以外の運動施設としても活用することや、利用時間帯の拡充など運営方法の見直し、マナー等に関する懸念事項への対策強化、障害者や高齢者の利用など多様な利用者への配慮を求める意見もありました。また、近隣からは屋外エリアでの騒音に対する配慮を求める意見が出されました。

区民意見聴取の結果を踏まえた活用方針の決定【令和7（2025）年度】

活用案に対するオープンハウス等での区民意見聴取の結果を踏まえ、旧杉並中継所の平時の活用方針を次ページのとおり決定し、施設の整備に取り組むこととします。

○旧杉並中継所の跡地活用について、既に決定している災害時の活用方針に加え、平時の活用方針を、以下のとおり決定しました。

平時の活用方針

1 『アーバンスポーツができる運動施設』

運動エリアを設け、施設周辺の方をはじめとした区民等が、気軽にアーバンスポーツを楽しむこと（一般利用）ができ、アーバンスポーツをしない方も、貸切利用などで、屋内で運動ができる施設

2 『災害時の防災拠点としての機能を発揮するためのスペース』

災害時に防災拠点の機能を発揮するために必要な資機材等を保管する倉庫として活用します。（災害拠点倉庫、重機保管場所等）

※地下2階は既存のままとします

災害時の活用方針

【防災拠点機能】

首都直下地震の発生が危惧される中、区の災害対応力の一層の向上を図るため、「発災後3日間を乗り切れる体制の構築」等の視点に立ち、災害時においては旧杉並中継所を区の防災拠点として活用することとしています。

＜活用方法＞

- ① 【地域内輸送拠点】 東京都等からの救援物資の荷卸し荷捌きをする施設
- ② 【災害拠点倉庫】 災害時の2日目以降の災害備蓄品を常備し、発災後は震災救援所（避難所）等へ運搬する施設
- ③ 【重機保管場所】 緊急道路障害物除去路線のがれきの移動・除去作業を実施する重機の保管場所
- ④ 【本庁代替施設】 本庁舎が被災し、建物被害や電源喪失により、本庁舎が使用不能となった場合、災害対応に関する指揮・命令等の本部機能を設置

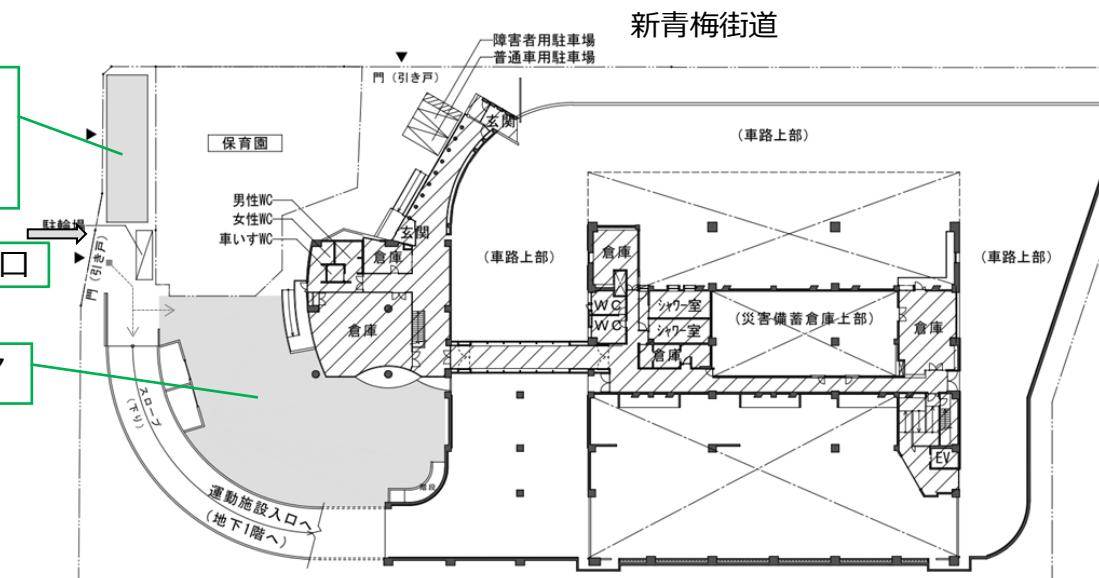
4 跡地活用の方針決定

活用スペース

1階

平時

災害時



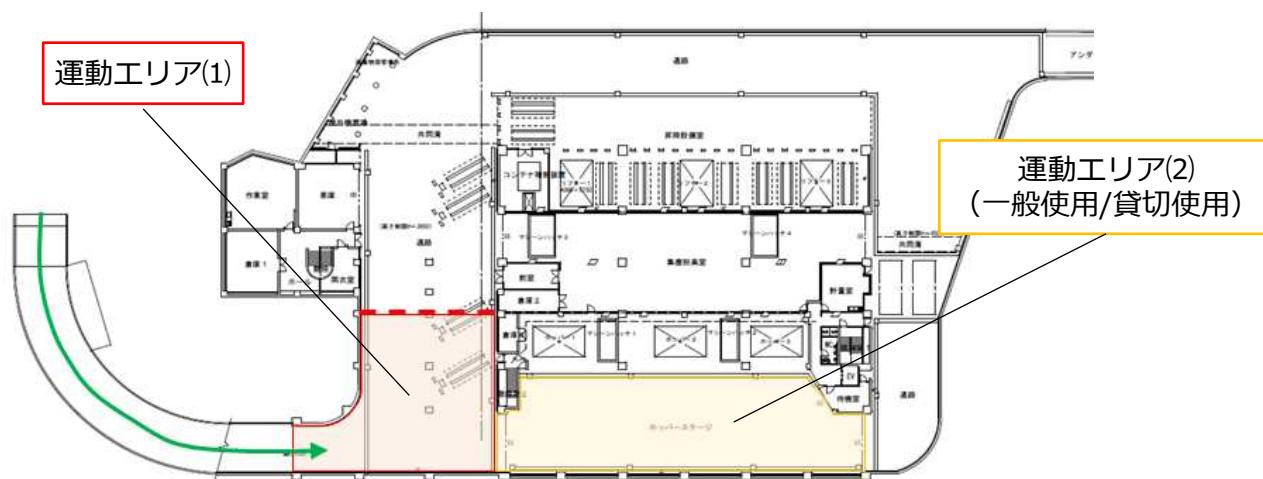
※運動施設として活用するスペース以外は、防災倉庫として活用します。

※管理棟については、災害時に、地域内輸送拠点や本庁舎代替施設として旧杉並中継所を活用する際にも利用します。

※屋外エリアの活用方法については今後検討します。

地下1階

平時



料金

受益者負担の観点から、有料を前提とします。

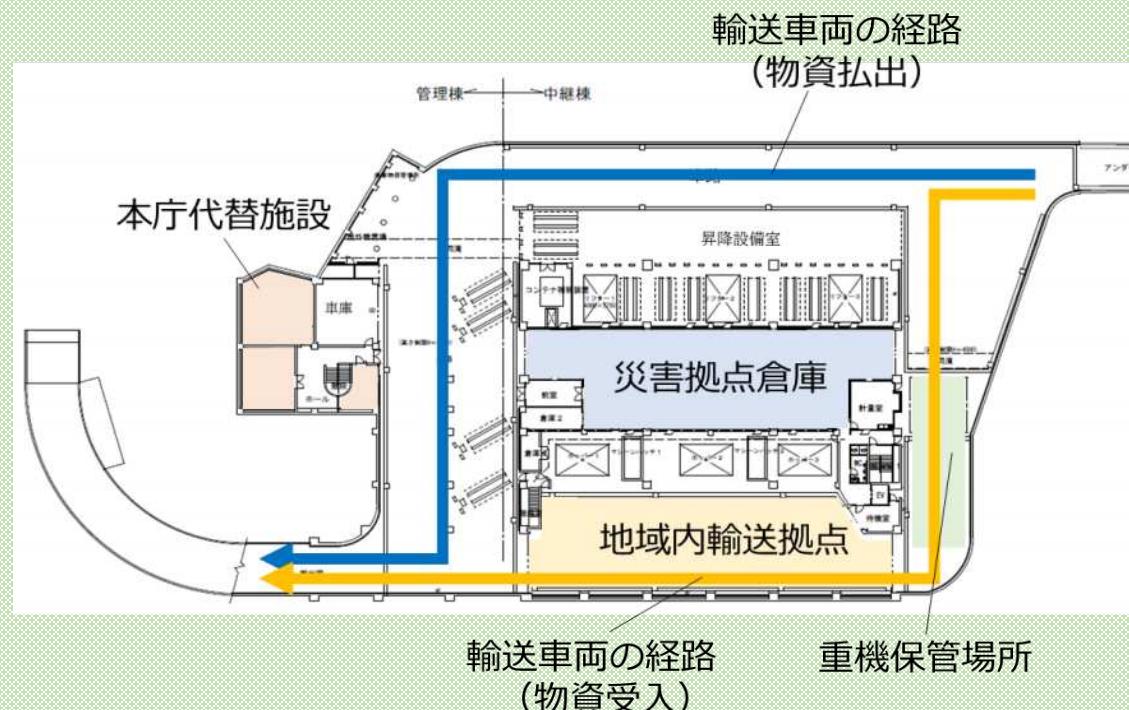
また、区民（在住、在勤、在学）以外の方の料金設定等について検討します。

高校生相当までの区民（在住）の一般使用は無料とします。

利用時間

近隣への影響を考慮しつつ、幅広い世代が利用できる利用時間を検討します。また、運動エリアの利用方法（一般使用・貸切使用）を時間帯によって切り替えることを検討します。

災害時



- 今後、平時の活用方針を踏まえて活用方法を具体化していくうえで、以下のこと留意して、検討を進めていきます。

費用対効果を高める運営

- 運動施設として整備する、地下1階の1,000m²のエリア及び地上の管理棟については、災害時に、地域内輸送拠点や本庁舎代替施設として活用する際にも利用し、平時と災害時の有効利用により、整備に掛かる費用対効果を高める計画としています。
- 通常のアーバンスポーツ施設の整備と比較すると、一定程度経費が掛かる計画となっていますが、一方で、都内公設では唯一の屋内アーバンスポーツ施設となることから、その魅力を充分アピールするとともに、施設の特徴を最大限有効活用し、利用可能な競技の種類を増やすなど、費用対効果を高められるよう検討していきます。
- なお、整備に掛かるコストについては、アーバンスポーツができる施設として活用しない場合であっても、防災拠点として施設を使用するための整備（施設の維持に係る改修工事）に、数億円程度を要するものと想定しています。これまで有効活用できていなかった施設を、区民が利用できる施設に整備するために、必要な経費ではあるものの、引き続き設計段階でも精査していきます。

平時活用に当たっての懸念事項への対策

- 運動施設を利用する際のルール順守や施設周辺でのマナーについては、以下のとおり実施することとし、引き続き具体化に向けた検討を進めていきます。
 - ①利用登録の際にマナー講習を実施する
 - ②施設の利用者と地域にお住いの方の意見を丁寧に聴取する
 - ③施設のスタッフが常駐し利用者への注意喚起等を実施する
 - ④施設のスタッフの目が届かない場所に監視カメラを設置するなどの対応をする
 - ⑤施設開設後、注意喚起をしてもルール違反やマナーを守らない状況が引き続く場合には、利用登録の取り消しや施設の閉鎖を含めた対応を検討する

活用案に関するオープンハウス及びアンケート【令和7(2025) 年度】 でいただいたご意見に対する区の考え方

アーバンスポーツありきで検討してきたのではないか

旧杉並中継所跡地については、災害時の防災拠点としての活用に支障の無いことを前提として、平時の活用方法を検討してきた中で、スポーツ施設のほか、文化施設や物流センターなど、様々な活用方法を検討してきました。

文化施設については、防災拠点としての活用を踏まえると、作りこみが難しく、大人数を集客した際の安全確保が難しいこと、物流センターについては、長時間稼働する施設となることや、通行車両の増加による住環境の悪化が懸念されることから、スポーツ関連施設を有力候補としました。

スポーツの中で、テニスなどの球技については、既存の柱間のスペースでは安全に競技するために必要なコートの大きさ及び周囲の空地範囲を確保できないことがわかりました。一方で、アーバンスポーツであれば、競技に十分なスペースが確保できることに加えて、屋内で整備した場合には、近隣への騒音の問題が最低限に抑えられることや、都内でも特徴的な施設となる可能性があることなど、既存の建物の構造を生かした活用が可能であることがわかりました。

こうした検討を踏まえて、アーバンスポーツができる施設の整備を視野に、意見交換会等で区民の皆さんのご意見を伺いました。

活用案を作成する段階になって、大幅にスペースを減じる計画になったのはなぜか

令和6（2024）年度までの検討を踏まえて、令和7（2025）年度に入り、アーバンスポーツができる施設としての活用案を具体化するのに伴い、東京都建築安全条例等で詳細に検討した結果、建物の特性上、避難経路の確保が困難であることが、判明いたしました。その結果、既存建物の地下1階の一部を運動施設として活用した案の具体化を図ることとしました。

施設の利用者数はどの程度を考えているのか

実際に施設を整備した場合に想定される利用者数としては、都内の公設アーバンスポーツ施設について調査した結果を踏まえると、子どもから大人まで一定程度の需要はあるものと想定しています。施設の整備や運営等に掛かる費用を踏まえ、受益者負担の観点から、利用は有料とすることを前提とし、区民（在住、在勤、在学）以外の方の料金設定を検討します。

今後の取組について

今後は、皆さんからのご意見を踏まえた施設整備の具体化に向けて、旧杉並中継所の跡地活用に関する基本方針をまとめ、令和8(2026)年度から設計に着手するとともに、引き続き運営方法等について、以下のとおり検討を進めます。

- 料金、一般使用と貸切使用のエリア・時間帯の設定などの利用方法について具体化していきます。
- 懸念事項への対策をはじめとした、施設の運営等に関して、施設を利用したいと考える方や地域にお住まいの方からのご意見を丁寧に聞いていきます。
- 地域に愛され、多くの方に利用される施設となるよう、利用可能な競技や屋外エリアの活用方法などについて引き続き検討します。

今後のスケジュール（予定）



令和7年度 12月 活用方針を反映した区立施設マネジメント計画（修正案）に関するパブリックコメントの実施



令和8年度 4月～ 施設の設計
活用方法の具体化



令和9年度 ～ 改修工事及び建設工事



令和11年度 開設（予定）
(2029年度)

旧若杉小学校跡地の本格活用に関する 検討まとめ

令和7（2025）年11月

目次

1. はじめに	P. 1
2. 旧若杉小学校跡地の概要	P. 2
3. 意見聴取の取組	P. 3
4. 活用方法（たたき台）の作成	
4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ	P. 8
STEP 01 ポイントの整理	P. 9
STEP 02 コンセプトの設定	P. 13
STEP 03 エリアの設定	P. 15
4-2. 活用方法（たたき台）の概要	P. 16
5. 活用方法（素案）の作成	
5-1. 活用方法（たたき台）への意見を踏まえた活用方法（素案）の作成	P. 17
5-2. 活用方法（素案）の概要	P. 18
6. 活用方法（案）の作成	
6-1. 活用方法（素案）への意見を踏まえた活用方法（案）の作成	P. 19
6-2. 活用方法（案）の概要	P. 20
7. 各施設等の整備に当たって	P. 21
8. 今後のスケジュール	P. 25

1. はじめに

旧若杉小学校跡地は、平成20(2008)年3月末に若杉小学校が閉校した後、保育施設の用途等で暫定活用してきましたが、本格活用を求める地域の声や暫定活用を行っている施設の移転などの状況を踏まえて、令和5(2023)年度から本格活用に向けた検討を開始しました。

本格活用に向けた検討では、平成20(2008)年の地元町会や商店会、学校関係者の方による提言に加え、幅広く意見を聴くため、意見交換会やワークショップのほか、荻窪駅前でのオープンハウス等を開催し、多くの地域住民等と共に活用方法を考えました。

また、天沼小学校では、総合的な学習の時間を使って、跡地活用のアイデアを考えてもらったほか、天沼中学校においては、生徒会の役員生徒が全校生徒へのアンケートを実施した上で、跡地活用のアイデアをまとめてくれました。さらに、保育園及び児童館の利用保護者へアンケートを実施するなど、意見交換会等への参加が少ない子どもや子育て世代からの意見聴取も丁寧に行ってきました。

地域住民等からは「誰でも気軽に立ち寄れ、つながりが生まれるような場にしてほしい」や「周辺は住宅が密集しているところも多いので、地域の防災性を考慮した活用方法としてほしい」、「小学校跡地なので、子どものために活用してほしい」などの意見が寄せられました。

これらの意見等を踏まえ、区では、本格活用に向けて、「誰でも気軽に立ち寄れる」「災害時に活用できる」「つながりが生まれる」「地域の子どもを育む」の4つのコンセプトを設定しました。

コンセプトに基づいて作成した活用方法（案）では、誰でも予約なしで利用でき、つながりが生まれる施設等として、公園のほか、屋内にラウンジ等を設置することとし、これまでの震災救援所の機能を継続できるようにした上で、災害時の避難スペースとして活用を図ります。

また、上荻保育園及び上荻児童館を移転改築することで、公園と隣接し、子どもたちが伸び伸びと身体を動かせるようになるほか、天沼小学校から児童館の学童クラブに通う子どもたちが青梅街道を渡らなくてもよくなるなど、子どもたちの安全性の向上を図ります。さらに、東京消防庁が長年にわたって改築用地を探してきた荻窪消防署天沼出張所について、移転改築することで十分な敷地面積を確保し、地域の防災力の向上を図ります。

本検討まとめは、これまでの意見聴取の取組のほか、本格活用に関する活用方法（案）の作成までの検討経過等を整理したもので、今後の施設等の整備に向けた基礎資料として活用していきます。

なお、各施設等の詳細は、令和8(2026)年度以降に実施する基本設計等において、引き続き地域住民等の意見を聞きながら検討を行います。

また、各施設等の整備後も、これまでの意見聴取の取組を大切にした上で、地域住民等と共に、地域に愛される施設づくりに取り組んでいきます。



2. 旧若杉小学校跡地の概要

旧若杉小学校跡地は、荻窪駅北口から徒歩約7分の場所にあり、商店や事業所、住宅が混在する地域に位置しています。

〈敷地概要〉

敷地面積：7,424.14m²

用途地域：第一種中高層住居専用地域

指定建ぺい率： 60%

指定容積率： 200%



〈閉校からこれまで〉

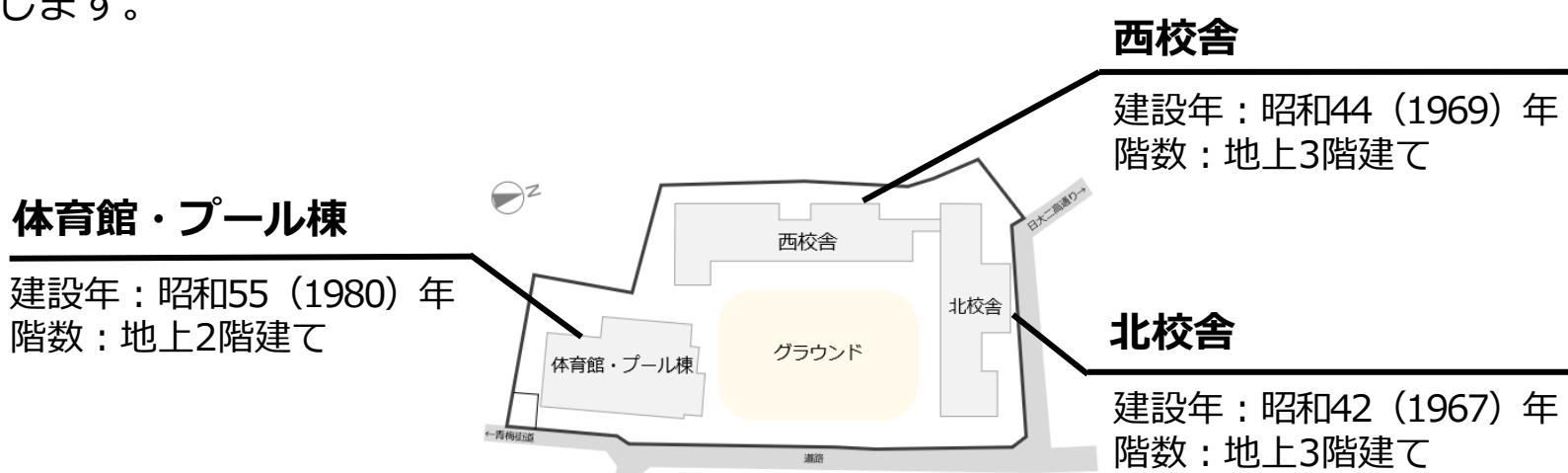
若杉小学校は、平成20(2008)年3月末に閉校し、杉並第五小学校と統合して天沼小学校になりました。天沼小学校は、当初、旧若杉小学校の校舎で運営を行った後、平成23(2011)年1月に現在の場所（旧杉並第五小学校跡地）に建設した新校舎に移転しました。

その後、旧若杉小学校跡地は、待機児童解消のための緊急対策として保育施設の用途などで暫定活用してきましたが、本格活用を求める地域の声や暫定活用を行っている施設の移転などの状況を踏まえて、令和5(2023)年度から本格活用に向けた検討を開始しました。

〈既存校舎の取扱い〉

既存校舎（築45～58年）を改修して活用する場合、構造上、大幅な間取り変更が困難であるほか、バリアフリー対応に課題が残り、本格活用の検討や施設利用に当たって、様々な制約が出ることが想定されます。一方で、既存校舎を解体して建て替える場合、建物配置の変更や防災空地の確保など敷地の有効活用が図られるとともに、設計の自由度が高いため用途に合わせた施設建設が可能となります。

こうした点を含め、費用対効果等を総合的に勘案した結果、既存校舎は解体することとします。



3. 意見聴取の取組

(1) 旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会の開催

地元町会や商店会、学校関係者の方による懇談会を設置し、「地域の防災性を考慮し、できるだけ広くオープンスペースを確保し、通常は子どもたちや地域の人々が利用できるようにする」などの跡地活用に向けた3つの提案を受けました。

回数	日付	主な内容	
1	平成20(2008)年8月20日(水)	<ul style="list-style-type: none">・検討資料及び今後の進め方等を説明・跡地活用についての懇談	旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会提言
2	平成20(2008)年9月24日(水)	<ul style="list-style-type: none">・跡地活用についての懇談・意見集約に向けた論点整理	平成20年12月 旧若杉小学校跡地活用に係る懇談会
3	平成20(2008)年12月22日(月)	<ul style="list-style-type: none">・提言のまとめ	

(2) 旧若杉小学校の本格活用に向けた意見交換会の開催

地元町会の方と地域の課題等について意見交換し、「防災は重要なキーワード。誰でも平等に使える跡地活用の方法を検討してほしい」、「道路も狭く住宅も近いことを踏まえて、跡地活用を検討してほしい」といった意見を伺いました。

回数	日付	参加者数	主な内容
1	令和5(2023)年6月24日(土)	17名	<ul style="list-style-type: none">・今後の取組スケジュール及び他自治体における学校跡地の活用事例等を説明・意見交換
2	令和5(2023)年8月1日(火)	15名	<ul style="list-style-type: none">・旧若杉小学校を見学・旧若杉小学校の現状についての意見交換
3	令和5(2023)年11月21日(火)	13名	<ul style="list-style-type: none">・旧若杉小学校周辺地域の基礎情報や課題等を説明・令和6年度に開催する地域懇談会(ワークショップ)等について説明・意見交換
4	令和6(2024)年3月21日(木)	12名	<ul style="list-style-type: none">・既存校舎の躯体状況に係る調査結果を説明・令和6年度に開催する地域懇談会(ワークショップ)等について説明・意見交換
5	令和6(2024)年5月14日(火)	14名	<ul style="list-style-type: none">・既存校舎の取り扱い等を説明・意見交換

3. 意見聴取の取組

(3) 天沼小学校の児童へのアンケート等の実施

天沼小学校の6年生を対象として、旧若杉小学校跡地の活用アイデアに関するアンケートを実施しました。アンケートでは、屋内の遊び場（ラウンジ、カフェ、図書館など）のほか、スポーツセンターやプール、公園などの設置を求める意見がありました。

また、総合的な学習の時間を使って、2つのグループが旧若杉小学校跡地の活用アイデアを検討しました。各グループからは「子どもから高齢者まで幅広い世代の交流の場となるような子ども食堂としての活用」や「広い公園・運動場としての活用」といった提案がありました。

回数	日付	回答者数	主な内容
1	令和6(2024)年 9月12日(木)～9月20日(金)	106名	・旧若杉小学校跡地の活用アイデア に関するアンケートを実施

(4) 天沼中学校の生徒へのアンケート等の実施

天沼中学校の生徒会役員が中心となって、全校生徒を対象とした旧若杉小学校跡地の活用アイデアに関するアンケートを実施しました。その後、アンケート結果を踏まえて、生徒会の役員生徒が、「災害時には避難所としても活用できる、屋外・屋内の様々な運動が楽しめる場所」や「勉強やおしゃべりができるカフェなどが入ったショッピングモール」の設置といった「みんなにとっていきやすい場所」となるような活用アイデアをまとめました。

こうした活用アイデアは、令和6(2024)年12月15日に開催した「旧若杉小学校跡地の本格活用に関するワークショップ」で生徒会の役員生徒が発表しました。

回数	日付	回答者数	主な内容
1	令和6(2024)年 11月中旬～11月26日(火)	200名	・旧若杉小学校跡地の活用アイデア に関するアンケートを実施

〈天沼小学校での総合的な学習の時間の様子〉



〈天沼中学校の生徒会役員によるワークショップでの発表の様子〉



3. 意見聴取の取組

(5) 旧若杉小学校跡地の本格活用に関するワークショップの開催

参加者を公募した上で、跡地活用のコンセプト等を検討するワークショップを全4回開催しました。ワークショップでは、7つのグループに分かれて検討を行い、各グループの検討結果を成果物ワークシートにまとめました。

各グループの成果物ワークシートについては、P9～12をご覧ください。

回数	日時	会場	参加者数	主な内容
1	令和6(2024)年11月2日(土) 午後2時～午後5時	旧若杉小学校 体育館	47名	・地域が抱える課題等を共有
2	令和6(2024)年12月15日(日) 午後2時～午後5時		40名	・7グループに分かれて、跡地活用に向けたアイデアを意見交換
3	令和7(2025)年1月26日(日) 午後2時～午後5時		39名	・各グループで跡地活用のコンセプト等を検討
4	令和7(2025)年2月23日(日) 午後2時～午後5時		38名	・跡地活用のコンセプト等に基づき成果物ワークシートを作成

(6) ワークショップの成果物ワークシート等に関するオープンハウスの開催

ワークショップで作成した各グループの成果物ワークシート等をパネル展示し、ワークショップ参加者以外の方からも意見を伺いました。オープンハウスでは「全員が利益を享受できる施設ができると嬉しい」などの意見がありました。

回数	日時	会場	参加者数	主な内容
1	令和7(2025)年3月28日(金) 午後4時～午後8時	旧若杉小学校 体育館	53名	・ワークショップの成果物ワークシート等をパネル展示
2	令和7(2025)年3月29日(土) 午前10時～午後4時	荻窪タウン ビル 荻窪駅前北口 広場	154名	・パネル内容等に対するアンケートを実施（※）

※令和7(2025)年3月15日(土)～4月6日(日)の間、区ホームページ上でも同様のアンケートを実施（回答数：会場30件、区ホームページ24件）

3. 意見聴取の取組

(7) 旧若杉小学校跡地の活用方法（たたき台）に関するオープンハウスの開催

ワークショップ等の結果を踏まえて区が作成した3つのたたき台をパネル展示し、地域住民等の意見を伺いました。オープンハウスでは、「地域の憩いの場になるようなスペースを作ってほしい」などの意見がありました。

たたき台の概要については、P16をご覧ください。

回数	日時	会場	参加者数	主な内容
1	令和7(2025)年7月11日(金) 午後3時～午後7時	荻窪タウンセブン ビル 荻窪駅前北口 広場	198名	<ul style="list-style-type: none">3つのたたき台について パネル展示パネル内容等に対する アンケートを実施（※）
2	令和7(2025)年7月12日(土) 午後1時～午後3時	旧若杉小学校 体育館	31名	

※令和7(2025)年7月10日（木）～7月27日（日）の間、区ホームページ上でも同様のアンケートを実施（回答数：会場33件、区ホームページ49件）

(8) 旧若杉小学校跡地の活用方法（たたき台）に関する意見交換会の開催

区が作成した3つのたたき台について説明を行った上で、公募によって参加した地域住民等と意見交換しました。意見交換会では、「上荻保育園及び上荻児童館の移転改築に当たっては、当事者の意見も聞いた方が良い」などの意見がありました。

回数	日時	会場	参加者数	主な内容
1	令和7(2025)年7月12日(土) 午後3時30分～午後5時	旧若杉小学校 体育館	22名	<ul style="list-style-type: none">3つのたたき台について 意見交換

(9) 上荻保育園及び上荻児童館の利用保護者へのアンケートの実施

たたき台に関する意見交換会での「当事者の意見も聞いた方が良い」等の意見を踏まえて、上荻保育園及び上荻児童館の利用保護者へアンケートを実施しました。アンケートでは、多くの方が「公園に隣接するため、これまでよりも子どもたちが伸び伸びと身体を動かせるようになる」、「天沼小学校に近くなるとともに、青梅街道を渡る必要がなくなるため、これまでよりも安全に児童館や学童クラブに通うことができる」と回答しました。

回数	日にち	回答者数	主な内容
1	令和7(2025)年 8月8日(金)～9月7日(日)	66名	<ul style="list-style-type: none">上荻保育園及び上荻児童館の移転改築に関するアンケートを実施

3. 意見聴取の取組

(10) 旧若杉小学校跡地の活用方法（素案）に関するオープンハウスの開催

たたき台への意見や、上荻保育園及び上荻児童館の利用保護者へのアンケート結果等を踏まえて作成した2つの素案をパネル展示し、地域住民等の意見を伺いました。オープンハウスでは、「上荻保育園及び上荻児童館の移転改築は、子どもたちのことを考えると地域としても良いと思う」などの意見がありました。

素案の概要については、P18をご覧ください。

回数	日時	会場	参加者数	主な内容
1	令和7(2025)年10月24日(金) 午後1時～午後5時	荻窪タウンセバン ビル 荻窪駅前北口 広場	113名	・2つの素案についてパネル展示 ・パネル内容等に対するアンケートを実施（※）

※令和7(2025)年10月23日（木）～11月3日（月）の間、区ホームページ上でも同様のアンケートを実施（回答数：会場5件、区ホームページ20件）

(11) 旧若杉小学校跡地の活用方法（素案）に関する意見交換会の開催

2つの素案について説明を行った上で、公募によって参加した地域住民等と意見交換しました。意見交換会では、「荻窪消防署天沼出張所を移転改築する場合は、音の問題等について近隣への配慮が必要。庁舎の配置は、南側よりも北側が良いのでは」などの意見がありました。

回数	日時	会場	参加者数	主な内容
1	令和7(2025)年10月25日(土) 午後3時～午後5時	旧若杉小学校 体育館	15名	・2つの素案について意見交換



意見聴取の取組で使用した資料及びアンケート結果等については、
区ホームページ（右二次元コード又は以下URL）をご覧ください。

（URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s002/1346.html>）



4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ

たたき台の作成に当たっては、令和6(2024)年度のワークショップで各グループが作成した成果物ワークシートやオープンハウスでの意見等を踏まえて、STEP 01「ポイントの整理」→STEP 02「コンセプトの設定」→STEP 03「エリアの設定」の順に沿って検討を行いました。詳細については、次ページ以降をご覧ください。

STEP
01

ポイントの整理

ワークショップで各グループが作成した成果物ワークシートやオープンハウスでの意見等を踏まえて、本格活用におけるポイントを区で整理しました。

STEP
02

コンセプトの設定

STEP 01で整理したポイントを踏まえて、本格活用における4つのコンセプトを設定しました。

コンセプト
1

誰でも気軽に立ち寄れる

コンセプト
3

つながりが生まれる

コンセプト
2

災害時に活用できる

コンセプト
4

地域の子どもを育む

STEP
03

エリアの設定

STEP 02で設定した4つのコンセプトを具体化する4つのエリアを設定しました。

公園エリア（屋外）

子どもエリア（上荻保育園・上荻児童館）

共有エリア（建物）

消防エリア（荻窪消防署天沼出張所）

CHECK

たたき台の作成

STEP 03で設定した4つのエリアを組み合わせて、3つのたたき台を作成しました。たたき台の概要については、P16をご覧ください。

4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ

STEP
01

ポイントの整理

ワークショップで各グループが作成した成果物ワークシートやオープンハウスでの意見等を踏まえて、本格活用におけるポイントを区で整理しました。

グループ1が作成した成果物ワークシート

group
01

コンセプト

世代・アイデンティティを超えて文化・学び合い・安心を享受できる場

目標指す将来像

①杉並の文化・歴史を学び継承する場
②子どもも大人も学び合い交流できる場
③誰でも立ち寄れる癒し・憩いの場

●施設配置イメージ

公園（緑地・ベンチ）

学び・文化の複合施設

防災施設

POINT

将来像①の活用案

- 芸術、文化、平和、歴史について学べる展示ギャラリー
- 演劇・音楽活動に利用可能な稽古場やホール

将来像②の活用案

- 誰でも（個人・団体）使えるラーニングスペース
- コワーキングスペース（スタートアップ企業office）
- カフェスペースと一体的な学びの場

将来像③の活用案

- 公園（緑地・ベンチ）
- 公園と一体となった屋内フリースペース
- 子ども食堂、カフェ
- 防災倉庫

※公園、屋内フリースペース、子ども食堂などが災害時に防災拠点として活用できる

（オープンハウスでの主な意見）

- 旧科学館の復活、将来日常を支えるサイエンス&テクノロジーを学ぶ場、小柴先生のノーベル賞の業績の常設展示。将来のノーベル賞を期待して。
- 杉並区には美術館がないのでほしい！
- 杉並区には多数のアニメ制作会社があるため、彼らの創作活動の場などとして活用すれば、より多くの人が集まる空間になるだろう。

（アンケートでの主な意見）

- 荻窪駅北側は公園が少ないので、公園や用途を限定しない建物が必要だと思った。区切られた部屋の方が利用しやすい。
- 展示ギャラリーや稽古場、ホールを安く利用できれば子ども、若者、現役世代が興味を持ってくれそう。
- 子どもだけでなく、大人も勉強できる場所。
- 次世代の人材育成につながるアイデアが良い。
- 防災とみんなが集まるという視点。
- 防災スペースがあるのと複合施設があるのが良かった。
- 防災と地域の活性化につながるアイデアだと思う。

整理した
ポイント

- 世代、個人・団体を問わず学び合い交流できる（1-1）
- 杉並の文化・歴史などを学び継承できる（1-2）
- 誰でも立ち寄れる癒し・憩いの場（1-3）



4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ

STEP 01

ポイントの整理

グループ2が作成した成果物ワークシート

group
02

コンセプト

私が私でいるための安心・安全なよりどころ

Key Word
多様な居場所・
交流

目指す将来像

「国籍、ジェンダー、障がいなどの属性に
関わらず、老若男女誰一人取り残さない場」

「ダイアローグ（対話）を通じ、
コミュニケーションを深める場」

POINT

●施設配置イメージ

班のメンバーから複数のアイデアの提案がありました

建物…

- 様々な属性の人が安心して過ごせる居場所、
知識や情報を発信し、コミュニケーションを深め、繋がることができる場
- ▶知識を持つスタッフに気軽に相談できる場所をつくる
- ▶ラウンジや集会室を設け、学び合い・集い合い・つながり合う場所をつくる
- ▶資料室や情報発信スペースなどの情報発信の場をつくる
- ▶それぞれの課題に対応する組織同士が横の繋がりを持てる場をつくる
(個々人に応じたきめ細やかな対応ができるように)

○若者や中高生のための居場所

- ▶学習スペースを設けて勉強ができる場所を設ける
- ▶体育館のような運動できる場所を設ける
(若者、中高生の居場所となるようにお金はかかるないように!)

○一人でもいられる場所

- ▶ラウンジを設けて、一人でも気軽にかける、目的が無くても行ける居場所となるようにする

広場…

- あらゆる人たちの居場所として
- ▶運動できる場所を設ける
- ▶皆が集まる場所を設ける
- ▶二人でもいられる場所を設ける

LGBTQ+
男女平等
引きこもり
障がい
国籍…

整理した ポイント

- 属性に関わらず、誰もが一人でも気軽に行けて、安心して過ごせる（2-1）
 - コミュニケーションを深め、つながることができる（2-2）
 - 若者や中高生のための場（2-3）

グループ3が作成した成果物ワークシート

group
03

コンセプト

地域のやすらぎの場となる、若者にも開かれたフレキシブルな居場所
～誰でも・いつでも・いつまでも～

key Word 子ども・交流・活気

目指す将来像

- 日中は園児や高齢者、放課後は小学生や中・高校生、休日は全ての世代など、様々な世代がシェアしながら、それぞれのやすらぎの場となる居心地の良い地域の居場所
- そこに行けば、出会える、つながれる、何かができる場所
- 中長期的にフレキシビリティのある施設として、世代やニーズの変化に対応する

POINT

- オープンスペースの確保
 - ・子どもがボール遊びや運動ができるスペースを確保
 - ・憩いや涼み処となる芝生や樹木、水辺（じゃぶじゃぶ池など）を整備
 - ・キッチンカーや商店街の出店などを配置して、季節や時期に応じて、にぎわいを創出
- 様々な人が集い、つながる場となる複合施設
 - ・保育園や児童館を整備し、0～18歳までの世代に応じた子どもの育ちや居場所を確保。地域の人材や団体と連携して地域の子育て拠点に
 - ・飲食可能なカフェスペース（ラウンジ）を設けて、おしゃべりや勉強、子ども食堂にも活用など、中・高校生を含め様々な世代や特性（学校になじめない子も含む）に応じた子どもたちの居場所となり、交流やつながりが生まれる空間に
 - ・多目的に利用できるフリースペースを設けるなど、様々な世代やニーズに柔軟に対応できる空間とし、新たな出会いや活動のきっかけに
- 利用しやすい、行きたくなる場所
 - ・複合施設とオープンスペースの調和がとれ、開放感のあるオシャレな空間とし、誰でも気軽に訪れるやすい場所
 - ・地域の様々な人材・団体と連携して、施設運営にも地域が参画し、地域全体でかかわり・創り上げていく場所

●施設配置イメージ

●

整理した ポイント

- 様々な世代が安らぐことができる（3-1）
 - 0～18歳までの世代に応じた子どものための場（3-2）
 - 世代やニーズの変化に対応でき、新たな出会いや活動のきっかけになるフレキシビリティのある場（3-3）

(オープンハウスでの主な意見)

- ・施設配置イメージが良い。余分な建物は不要。
 - ・外国由来の人々が区内でも多く働き、子どもたちもたくさん育っている。日本社会で暮らし、共生しつつ、母語文化も尊重すべきなのは、隣人として当然。彼女ら、彼らのための施設も考えていくべきだ。
 - ・現在ある女性センターはゆう杉並の一部を使う暫定的印象が否めなかった。広くジェンダー平等を目指す施設を今回を機会に杉並区でも旧若杉小学校跡地にぜひ設置してほしい。
 - ・住む場所のない人のために有効的に活用してみれば。

(アンケートでの主な意見)

- ・広さを感じられる空間構成。
 - ・防災とみんなが集えるという視点。
 - ・若杉小学校を閉校して作られる施設なので、天沼小学校と天沼中学校の生徒の意見は特に重要だと思う。特に、天沼小学校は校舎に対して生徒の人数が増えて、子どもたちや保護者に不便を強いている現状を考慮すべきだと感じる。

(オープンハウスでの主な意見)

- ・タイハシアの発想が塞に面白い。

(アンケートでの主な意見)

- ・0～18歳向きというコンセプトに共感した。
 - ・オープンスペースと建物のバランスが良いと思う。
 - ・防災を想定しているところは重要。
 - ・時代の変化とともに、地域住民の構成やニーズが変化してその時々の必要となる内容も変化することを考えると、目指す将来像にある種の普遍性が求められると考える。その点、適切と判断した。
 - ・オープンスペース、ボール遊び可、利用しやすい、行きたくなる場所。
 - ・保育園や児童館の整備、芝生、キッチンカーなどにぎわい。
 - ・複合施設と広いスペースが確保されていて、調和が取れている。
 - ・子どもや高齢者と比べ、中高生や若者に向けた支援や居場所づくりはどうしても弱くなりがちである。この世代を対象とした機能に重点が置かれている点が良い。災害時に最も戦力になるのも中高生や若者世代で、平時から訪れてもらえる場所とすることが重要である。

4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ

STEP
01

ポイントの整理

グループ4が作成した成果物ワークシート

group 04

コンセプト

防災公園を!! 平常時はいろいろな用途に活用!

POINT

■防災の視点
●防災公園を！
・広場として…避難者受け入れ、かまどベンチ、キッチンカーを入れることも…テントも使える、仮設住宅も建てられる
・消防署出張所の誘致…消防署は防災にとって強い味方
※ただし…消防署跡地は子どもたちのための施設に転用

■平常時の活用
・広場として…子ども～全世代が交流できるように！
　　フルオープン、フレキシブル
　※特別な施設とすることで、専有化となってフルオープンにならなくなる
・一部複合施設を建設…災害時は震災救援所となる
(地域住民による運営)

(例) 1F オープンなスペースとオープンテラス
トイレ、調理場を備える
(地域、子ども食堂も出来る)
2F フリースペース
(遊べる！しゃべれる！多世代OK！)
3F (2Fと同じ)
地下 防災倉庫、駐輪場 (スロープ設置)

パーティションを移動させて多用途に使える！
令和9年(2027年)
4月1日
解体開始！！

目標する将来像
■この地域の最大の課題である防災を視点に
■地域の子どもたち～全世代が利用でき交流できる
■公共ならではの施設づくり
～わくわく楽しく有効活用できる～
※駅近としては…
　　平常時のイベントの集客good
　　帰宅困難者対応good

●施設配置イメージ

(オープンハウスでの主な意見)

- ・防災を真ん中に、日々は子どもたちがのびのび遊べて、災害時に必要な食堂、トイレ大事だと思う。
- ・防災重視は共感する。
- ・密集地域には消防署は必要！！
- ・あまりお金をかけずにとにかく早くとかかってほしい。
- ・防災公園にして、何も建物を置かない広場にするのが良いと思う。

(アンケートでの主な意見)

- ・防災公園は今後必要だと思う。
- ・防災対策は強化が必要な地域。日常は、公園やイベントスペースとして利用できると良い。
- ・消防署の出張所が含まれている点。
- ・子どもの居場所になれそう。
- ・荻窪駅前近辺に大きな公園がないため、防災上はとても良い案だと思った。また、コンパクトな複合施設ともバランスが良い。
- ・荻窪近辺は住宅が密集しているので、大規模災害に備えた防災の拠点が必要だと思う。
- ・一定人数を収容できる建物と広いオープンスペースが、震災救援所の視点を持って設けられている点が良い。

整理した
ポイント

- 防災公園、震災救援所、消防署出張所など、地域の防災力向上に資する場 (4-1)
- 子どもから高齢者まで全世代が利用でき、交流できる (4-2)
- わくわく楽しく、多用途に活用できる施設 (4-3)

グループ5が作成した成果物ワークシート

group 05

コンセプト

のんびり過ごせて、つながりが生まれる、いざという時の防災拠点

POINT

○日頃使う空間、顔見知りがいる空間を、地域の防災拠点に
▶普段過ごしている場所、顔見知りの人がいる場所だからこそ、いざという時に、防災拠点として活用することができる
▶スフィア憲章・スフィア基準に合わせた避難所の確保・運営

○子どもから高齢者まで、自分のスタイルで、自由に過ごせる
▶小学生・中学生が、のびのびと遊び、勉強することができる
(おしゃべりできるラウンジ、身体を動かせる部屋、自習室)
▶幅広い世代の人が、特に用事がなくても、のんびりできる
(公園、ベンチ、カフェ、集会室)
▶調理ができるスペースがあると、子ども食堂の運営や、調理教室の開催などで交流が生まれ、孤独・孤立の防止にもつながる

○地域の人材が活躍し、新たな人材を生み出す
▶「つながりを生む」をキーワードに、地域の人材が、自分たちの発想で活動ができる場所にしていく
▶その「つながり」の中で、地域の活動が盛んになり、新たな地域の人材が育ち、活躍できるようにしていく

○防災拠点には、そこを運営する「人」「人材」が重要
▶“ここ”で活動する地域人材が、いざという時の人の材にもなる
(特に若い世代が関わるようにしていくことが重要)
(日頃から、20代～50代の世代を呼び込んでいく仕掛けも必要)

目標する将来像
■日頃（日常）のつながりや施設が、発災時（非常時）にも活かされる
■子どもから高齢者まで、気軽に集まり、のんびりと過ごせる
■ここで生まれた「つながり」で、地域の人材が、日常も非常時も、活躍し、支え合うことができる

●施設配置イメージ

(オープンハウスでの主な意見)

- ・「防災拠点」といっても日常的に使っている人たちが大事な人材になるので、そんな人たちが集まる機能が大切。
- ・防災拠点、地域の交流の場。

(アンケートでの主な意見)

- ・防災を想定しているところは重要。
- ・オープンスペースと建物のバランスが良い。
- ・誰でも使える施設。
- ・荻窪北口の防災拠点として活用すべきと考える。
- ・20～50代の世代の施設ができるのは良い。
- ・首都直下型の大地震の発生は待ったなしの状況。
- ・いざというときの防災拠点。
- ・災害への備えと同時に、特に日常のつながりに活かせるというのがいい。
- ・防災拠点、防災公園。
- ・防災性。
- ・広域の火災などからの逃げ場所の確保と、この広場自体を火から守るための大量の水の確保。

整理した
ポイント

- 地域の防災拠点になる日常の居場所 (5-1)
- 子どもから高齢者まで、気軽に集まり、のんびりと過ごせる (5-2)
- つながりを生み、地域の人材が活躍できる (5-3)

4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ

STEP
01

ポイントの整理

グループ6が作成した成果物ワークシート

group 06

コンセプト **天沼みんなの家** key word 多様な居場所・防災

POINT

1 世代や用途を問わず誰でも使える場所

- ✓ フリースペースを設けて、地域の人からリクエストがあった催しを開催できるように（平和に関するイベントなど）
- ✓ 施設の1階はガラス張りにして、イベント開催時には開放して屋外のオープンスペースと一体で活用できるように
- ✓ 図書館の本が貸出・返却できたり、壁が移動する自習室も完備
- ✓ 重症心身障害児通所施設「わかば」のような福祉施設を入れて、災害時には利用者がそのまま待機できるように

2 地域の人々が集い、みんながホッとできる場所

- ✓ 屋外のオープンスペースではキッチンカーが来たり、お祭りを開催したり、楽しめる場所に
- ✓ コンセントの設置や低額で飲み物が買えるようにして、子どもたちの居場所になるように
- ✓ 1階のカフェスペースでは、子ども食堂や認知症カフェを実施
- ✓ 建物の周りには散歩道を設けて、散歩道沿いにはベンチを設置し、公園を見渡しながらおしゃべりが楽しめるように
- ✓ 屋上には遊具のある公園、地下には駐輪場を設ける

3 いざという時に震災救援所として機能する防災拠点

- ✓ 震災救援所として活用できる体育館や災害時にも使えるシャワー室を整備
- ✓ 地下には応急給水槽として機能する貯水池や核シェルターを

POINT

- ・建物を真ん中に配置し、日よけができるようにする
- ・周りには緑を植えて、散歩道を設ける
- ・オープンスペースは芝ではない素材で整備する

目指す将来像

- 自分の家のように安心できる場所
- 日々のつながりが生まれる場所
- いざという時に地域の人が頼ることができの場所

●施設配置イメージ

整理したポイント

- 世代や用途を問わず、人々が集い、安心できる (6-1)
- 日々のつながりが生まれる (6-2)
- 震災救援所として機能する防災拠点 (6-3)

グループ7が作成した成果物ワークシート

group 07

コンセプト **「つながる・育む・楽しむ天沼」** ~子育てを中心とした地域活性に根差した天沼施設~

POINT

つながりを育み・楽しむにぎわいの場所

- ▶ 地域のコミュニティ施設とする
～気軽に立ち寄ることができる、互いの顔が見える場所～
- ▶ 多用途に活用する
→例：ラウンジにテーブル・ソファを設置し交流広場として活用、フードコート（子どもは割引で子ども食堂の代わりに）、コワーキングスペース・チャレンジショップ・集会室、展示スペースを活用した企画展
- ▶ 体育館を整備し、多目的に活用する（収納庫、可動ステージ・席などを設置）
→災害時には建物を活用して避難者の受け入れ等を行なう

地域の子どもを育む

- ▶ 子どもを安心して預けられる、遊べる環境を整備する
→保育園・児童館（中・高校生）・学童クラブの設置
- ▶ 障害の有無や国籍を問わず、多くの方が子どもや地域と交流できる環境を整備する
→福祉作業所・アイプラザ・多文化キッズサロンなど

歩いて楽しいオープンガーデン

- ▶ オープンガーデン・歩道を配置する（並木道・天然芝・屋上テラス）
- ▶ 涼を配置する（パーゴラ・オーニング・じゃぶじゃぶ池など）
- ▶ 災害時は、防災拠点として活用できる工夫を行う
(避難スペース確保、ヘルリコプター着陸場所、雨水浸透樹・防災倉庫・貯水槽の設置等)

区財政に優しい施設・運営

- ▶ 民間のアイデア・投資を促す（東京衛生アドベンチスト病院との連携等）
- ▶ PFI事業、森林環境譲与税の活用

施設配置イメージは一例です。
他にも、複数のアイデアがありました。

整理したポイント

- 気軽に立ち寄ることができ、地域のつながりを育み、楽しむにぎわいの場 (7-1)
- 地域の子どもをみんなで育む (7-2)
- 災害時にも活用できる (7-3)

(オープンハウスでの主な意見)

- ・お祭りなど、楽しめる場所になりそう。
- ・福祉機能がついていることが大事だと思う。カフェで収益をあげて、修繕などに使えると思う。
- ・Wi-Fiや調べもののためのパソコンなどもある自習室があると便利だなと思う。一息つけるカフェやドリンクバーなどもあったらうれしい。

(アンケートでの主な意見)

- ・幅広い年齢層の人たちが集う。木陰を散策できる散歩道。イベントができるオープンスペース。
- ・小～大（18～20歳）の子たちの居場所が必要。
- ・地下に駐輪場は良いと思う。
- ・災害時に避難場所として使える体育館があるといいと思う。また、図書館の本の返却ができると便利。
- ・防災とみんなが集えるという視点。
- ・障害児が安心して過ごせる施設があると良い。
- ・図書館の機能、ラーニングスペースが必要だと思う。
- ・世代や用途を問わず誰でも使える場所。

(オープンハウスでの主な意見)

- ・子どもが楽しめたり、小学生が運動会などで使えるスペースが欲しい。防災施設や緑の多い公園のような場所と併用できると良いかも！！
- ・児童館の遊戯室があれば、体育館がなくても暑い時でも子どもが遊べる。
- ・地域の健康増進につながるアイデアは必要だと思う。

(アンケートでの主な意見)

- ・保育園や学童、児童館があり、スッキリまとまっている。
- ・住居も職場も近隣です。昼食を取ったり、昼休みを楽しむスペースが欲しいです。
- ・誰でも使える施設。
- ・子どもが自由に運動できるスペースと、体育館が欲しい。また、オープンガーデンは地域の憩いの場となると共に防災スペースなどで使えると感じた。
- ・立地を活かして、衛生病院の特徴である健康教育を区民が身近に取り組める場を提供できれば、区民の健康寿命が延び、医療費の支出の抑制につながる。
- ・子育てを中心としているところが住みやすい街になると思った。

整理した
ポイント

- 気軽に立ち寄ることができ、地域のつながりを育み、楽しむにぎわいの場 (7-1)
- 地域の子どもをみんなで育む (7-2)
- 災害時にも活用できる (7-3)

4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ

STEP
02

コンセプトの設定

STEP 01で整理したポイントを踏まえて、本格活用における4つのコンセプトを設定しました。

＜整理したポイント＞

- ・誰でも立ち寄れる癒し・憩いの場（1-3）
- ・属性に関わらず、誰もが一人でも気軽にに行って、安心して過ごせる（2-1）
- ・様々な世代が安らぐことができる（3-1）
- ・わくわく楽しく、多用途に活用できる施設（4-3）
- ・子どもから高齢者まで、気軽に集まり、のんびりと過ごせる（5-2）
- ・世代や用途を問わず、人々が集い、安心できる（6-1）

コンセプト
1

誰でも気軽に立ち寄れる

子どもから高齢者まで、世代や属性を問わず、誰もが一人でも気軽に立ち寄れて、様々な用途で利用できる

＜整理したポイント＞

- ・防災公園、震災救援所、消防署出張所など、地域の防災力向上に資する場（4-1）
- ・地域の防災拠点になる日常の居場所（5-1）
- ・震災救援所として機能する防災拠点（6-3）
- ・災害時にも活用できる（7-3）

コンセプト
2

災害時に活用できる

木造建築物の密集度の高い住宅地であることを踏まえてオープンスペースを確保するとともに、災害時の避難スペースなどに活用できる

4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ

STEP
02

コンセプトの設定

＜整理したポイント＞

- ・世代、個人・団体を問わず学び合い交流できる（1-1）
- ・杉並の文化・歴史などを学び継承できる（1-2）
- ・コミュニケーションを深め、つながることができる（2-2）
- ・世代やニーズの変化に対応でき、新たな出会いや活動のきっかけになる
フレキシビリティのある場（3-3）
- ・子どもから高齢者まで全世代が利用でき、交流できる（4-2）
- ・つながりを生み、地域の人材が活躍できる（5-3）
- ・日々のつながりが生まれる（6-2）
- ・気軽に立ち寄ることができ、地域のつながりを育み、楽しむにぎわいの場（7-1）

コンセプト
3

つながりが生まれる

開かれた空間で人が自然と集まり、つながりのきっかけが生まれる

＜整理したポイント＞

- ・若者や中高生のための場（2-3）
- ・0～18歳までの世代に応じた子どものための場（3-2）
- ・地域の子どもをみんなで育む（7-2）

コンセプト
4

地域の子どもを育む

子どもや子育て家庭が安心して過ごすことができ、のびのびと活動できる

4-1. 活用方法（たたき台）作成までの流れ

STEP
03

エリアの設定

STEP 02で設定した4つのコンセプトを具体化する4つのエリアを設定しました。

公園エリア（屋外）

子どもから高齢者まで誰でも気軽に立ち寄ることができ、つながりが生まれる場として公園の整備を検討します。

＜包含するコンセプト＞

①誰でも気軽に
立ち寄れる

②災害時に
活用できる

③つながりが
生まれる

④地域の子ども
を育む

共有エリア（建物）

子どもから高齢者まで誰でも気軽に立ち寄ることができ、つながりが生まれる場として屋内のフリースペース等の整備を検討します。

＜包含するコンセプト＞

①誰でも気軽に
立ち寄れる

②災害時に
活用できる

③つながりが
生まれる

④地域の子ども
を育む

子どもエリア（建物）

地域の子どもを育む場として、築51年が経過し老朽化が進んでいる近隣の上荻保育園
及び上荻児童館（併設）の移転改築を検討します。

＜包含するコンセプト＞

②災害時に
活用できる

③つながりが
生まれる

④地域の子ども
を育む

消防エリア（建物）

築65年が経過し老朽化が進んでいる近隣の荻窪消防署天沼出張所の移転改築について、
東京消防庁と共に検討します。

＜包含するコンセプト＞

②災害時に
活用できる

＜各施設の現在地＞



＜現在の上荻保育園・上荻児童館＞



＜現在の荻窪消防署天沼出張所＞



4-2. 活用方法（たたき台）の概要

STEP 03で設定した4つのエリアを組み合わせて、3つのたたき台を作成しました。

項目	たたき台①	たたき台②	たたき台③
整備するエリア	公園エリア 共有エリア	公園エリア 共有エリア 子どもエリア	公園エリア 共有エリア 子どもエリア 消防エリア
作成の視点	屋外のオープンスペースをできるだけ確保するため、共有エリアの建物のみ建設します。	公園エリア・共有エリアに加え、コンセプトの「地域の子どもを育む」を重視し、子どもエリア(上荻保育園・上荻児童館の移転)を整備します。	公園エリア・共有エリア・子どもエリアに加え、地域の課題解決を図るため、消防エリア(荻窪消防署天沼出張所の移転)を整備します。
公園エリアの面積	3つのたたき台の中で最大 (現校庭(約2,000m ²)の <u>2.5倍</u> 程度)	3つのたたき台の中で中間 (現校庭(約2,000m ²)の <u>2倍</u> 程度)	3つのたたき台の中で最小 (現校庭(約2,000m ²)の <u>1.5倍</u> 程度)
特長	<ul style="list-style-type: none"> 公園エリア及び共有エリアは、平常時には誰でも気軽に立ち寄ることができ、つながりが生まれる場となるようにします。 イベント開催時等には、<u>公園エリアと共有エリアを一 体的に利用できるように、 共有エリアを開かれた空間にします。</u> <p>※上記の内容はたたき台②・③も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> 0～18歳までの子どもたちは、公園エリアと共有エリアに加えて、子どもエリアにある児童館を自由に利用することができます。 上荻保育園及び上荻児童館の改築に係る<u>仮設建物の整備費用が不要になります。</u> <p>※上記の内容はたたき台③も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題の一つであった荻窪消防署天沼出張所の老朽化を解決することができます。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 上荻保育園及び上荻児童館を現地改築することになるため、<u>両施設の改築中は旧若杉小学校跡地に仮設建物を建設する想定です。</u> この場合、まず共有エリアの建物と仮設建物を建設し、<u>仮設建物の活用が終了した後に、仮設建物を解体して公園エリアを整備するため、公園エリアの整備がたたき台②と比べて遅れます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の上荻保育園及び上荻児童館の跡地活用を今後検討していく必要があります。 <p>※上記の内容はたたき台③も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車両の往来や訓練時の騒音等が、<u>近隣の住環境に影響を及ぼす可能性があります。</u> 消防エリアは、区が他のエリアを整備した後に、東京消防庁が荻窪消防署天沼出張所を移転改築します。<u>このため、他のエリアと整備スケジュールが異なり、たたき台②と比べて敷地全体の整備完了が遅れる見込みです。</u>

5-1. 活用方法(たたき台)への意見を踏まえた活用方法(素案)の作成

たたき台に関する意見交換会での「上荻保育園及び上荻児童館の移転改築に当たっては、当事者の意見も聞いた方が良い」などの意見を踏まえて、上荻保育園及び上荻児童館の利用保護者へアンケートを実施しました。

アンケートでは、多くの方から、上荻保育園及び上荻児童館の移転改築によって「公園に隣接するため、これまでよりも子どもたちが伸び伸びと身体を動かせるようになる」、

「天沼小学校に近くなるとともに、青梅街道を渡る必要がなくなるため、これまでよりも安全に児童館や学童クラブに通うことができる」と肯定的な回答がありました。

また、天沼小学校の先生等からも「児童の安全面を考えると、小学校から近いところに児童館や学童クラブを整備するのが望ましいのではないか」との意見がありました。

＜上荻保育園及び上荻児童館を移転改築する場合と現在の場所で建て替える場合の比較＞

項目	旧若杉小学校跡地に移転改築する場合	現在の場所で建て替える場合
子どもたちの活動場所	<input checked="" type="radio"/> 保育園や児童館の中に加えて、 <u>公園でも活動しやすい</u>	<input checked="" type="radio"/> 基本的に保育園や児童館の中で活動
近隣の天沼小学校からの距離	<input checked="" type="radio"/> 現在の場所と比べると天沼小学校から <u>近くなる</u>	<input checked="" type="radio"/> 旧若杉小学校跡地と比べると天沼小学校から <u>遠い</u>
周辺道路の状況	<input checked="" type="radio"/> 周辺道路が狭い	<input checked="" type="radio"/> 天沼小学校から通う際に、交通量の多い青梅街道を渡る必要がある
荻窪駅からのアクセス	<input checked="" type="radio"/> 現在の場所と比べると荻窪駅から <u>遠い</u> （徒歩約7分）	<input checked="" type="radio"/> 荻窪駅から <u>近い</u> （徒歩約4分）
移転改築又は建て替え後の保育園及び児童館の利用開始時期	<input checked="" type="radio"/> 仮設建物への移転が不要なため、現在の場所で建て替える場合と比べて <u>3年程度早くなる</u>	<input checked="" type="radio"/> 仮設建物への移転が必要なため、旧若杉小学校跡地に移転改築する場合と比べて <u>3年程度遅くなる</u>
児童館（学童クラブ以外の一般利用）の休館	<input checked="" type="radio"/> <u>児童館（学童クラブ以外の一般利用）の休館は生じない</u>	<input checked="" type="radio"/> 仮設建物の利用期間（3年程度）は <u>児童館（学童クラブ以外の一般利用）が休館となる</u>
場所の移動	<input checked="" type="radio"/> 仮設建物への移転が不要であるため、場所の移動が <u>1回</u> で済む	<input checked="" type="radio"/> 仮設建物への移転が必要であるため、場所の移動が <u>2回</u> になる
仮設建物に係る費用	<input checked="" type="radio"/> <u>仮設建物の建設・解体に係る費用（およそ9億円程度）が不要</u>	<input checked="" type="radio"/> <u>仮設建物の建設・解体に、およそ9億円程度が必要</u>
旧若杉小学校跡地全体の本格活用開始時期	<input checked="" type="radio"/> 旧若杉小学校跡地での仮設建物が不要になるため、現在の場所で建て替える場合と比べて敷地全体の活用開始時期が <u>4年程度早まる</u>	<input checked="" type="radio"/> 旧若杉小学校跡地で仮設建物を建設・解体する予定のため、敷地全体の活用開始時期が移転改築の場合と比べて <u>4年程度遅くなる</u>



上荻保育園及び上荻児童館の利用保護者へのアンケート結果や、上記の比較等を踏まえ、上荻保育園及び上荻児童館の移転改築を前提として素案を作成することにしました。

5-2. 活用方法（素案）の概要

素案については、子どもエリアの整備（上荻保育園及び上荻児童館の移転）を含む2つのたたき台（たたき台②及びたたき台③）を基本とした上で、各エリアの整備イメージ（案）や、上荻保育園及び上荻児童館等の移転に伴う各施設の跡地活用に関する検討の方向性を新たに記載しました。

項目	素案①	素案②
整備するエリア	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 公園エリア 共有エリア 子どもエリア </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 公園エリア 共有エリア 子どもエリア </div> <div style="text-align: center;"> 消防エリア </div> </div>
整備イメージ（案）	<p> <u>＜公園エリア＞</u> 現校庭（約2,000m²）の2倍程度を確保 <u>＜共有エリア+子どもエリア＞</u> 2～3階建ての建物を整備 </p>	<p> <u>＜公園エリア＞</u> 現校庭（約2,000m²）の1.5倍程度を確保 <u>＜共有エリア+子どもエリア＞</u> 2～3階建ての建物を整備 <u>＜消防エリア＞</u> 2～3階建ての庁舎等の整備を想定 </p>
スケジュール（予定）	<p> <u>＜公園・共有・子どもエリア＞</u> 令和8(2026)年度～設計 令和9(2027)年度～解体及び建設工事 </p>	<p> <u>＜公園・共有・子どもエリア＞</u> 素案①と同じ <u>＜消防エリア＞</u> 公園・共有・子どもエリアの整備後に建設工事 </p>
保育園及び児童館等の跡地活用	<p> ○現在の上荻保育園及び上荻児童館の跡地については、<u>荻窪消防署天沼出張所の移転改築</u>などを含めて、今後、活用方法を検討していきます。 </p>	<p> ○現在の上荻保育園及び上荻児童館の跡地については、今後、活用方法を検討していきます。 ○荻窪消防署天沼出張所の跡地については、今後、区での活用を検討した上で、活用を希望する場合は東京都と調整していきます。 </p>

※具体的な施設配置やスケジュールは、令和8(2026)年度以降に実施する基本設計等で検討します。

6-1. 活用方法(素案)への意見を踏まえた活用方法(案)の作成

素案に関する意見交換会での「荻窪消防署天沼出張所を移転改築する場合は、音の問題等について近隣への配慮が必要」などの意見を踏まえて、改めて荻窪消防署天沼出張所を旧若杉小学校跡地に移転改築する場合と仮に上荻保育園及び上荻児童館跡地に移転改築する場合の比較検討を東京消防庁と行いました。

〈荻窪消防署天沼出張所を旧若杉小学校跡地に移転改築する場合と仮に上荻保育園及び上荻児童館跡地に移転改築する場合の比較〉

項目	旧若杉小学校跡地に移転改築する場合	仮に上荻保育園及び上荻児童館跡地に移転改築する場合
出張所の整備時期	<ul style="list-style-type: none">○ 上荻保育園及び上荻児童館跡地に移転改築する場合と比べて早期に移転改築できる	<ul style="list-style-type: none">△ 整備の見通しが立たない※上荻保育園及び上荻児童館跡地の活用方法は、今後区でも検討していくため、現時点では上荻保育園及び上荻児童館跡地への移転改築は決定しない※<u>旧若杉小学校跡地に移転改築する場合と比べると移転改築の時期が遅れる</u>
幹線道路までのアクセス	<ul style="list-style-type: none">△ 日大二高通りまでの道幅が狭い	<ul style="list-style-type: none">○ 青梅街道までのアクセスが良い
敷地面積	<ul style="list-style-type: none">○ 現在よりも敷地面積を大きく確保でき、訓練や講習スペースなどの必要な機能を整備できることや、地域の行政需要を踏まえた緊急車両の配置が可能となり、地域の防災力向上につながる	<ul style="list-style-type: none">△ 現時点で敷地面積をどのくらい確保できるかは分からぬ
近隣への配慮	<ul style="list-style-type: none">△ 緊急車両や訓練などによる音についての近隣への配慮が必要	<ul style="list-style-type: none">△ <u>旧若杉小学校跡地と同様に住宅や保育施設と隣接するため、音についての近隣への配慮は必要</u>



築65年が経過し老朽化が進んでいる現在の荻窪消防署天沼出張所は、敷地面積が非常に狭小であり、駐車や訓練のスペースが十分に確保できないなど、必要な機能を整備できていないことから、東京消防庁では平成27(2015)年から改築用地を探してきましたが、現在まで用地が見つからず、今後の見通しも立っていません。こうした状況や、東京消防庁と行った上記の比較を踏まえ、地域の防災力の向上を図るため、荻窪消防署天沼出張所を移転改築する素案②を活用方法(案)にすることとした。

ただし、荻窪消防署天沼出張所の移転改築については、訓練による騒音や緊急車両の通行による騒音・事故などに関する近隣住民の不安を解消するため、東京消防庁に対して、近隣への影響を抑えるための対応策を検討するよう要望していきます。

なお、東京消防庁が現時点で検討している対応策については、P24をご覧ください。

6-2. 活用方法（案）の概要

東京消防庁との検討結果等を踏まえ、公園エリア、共有エリア（誰でも利用できるラウンジ等）、子どもエリア（上荻保育園及び上荻児童館の移転）に加えて、消防エリア（荻窪消防署天沼出張所の移転）を整備する素案②を活用方法（案）としました。

項目	活用方法（案）	
整備する施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）旧若杉小学校跡地公園：現校庭（約2,000m²）の1.5倍程度 ○上荻保育園及び上荻児童館を移転改築するとともに、誰でも利用できるラウンジ等を設置 ○荻窪消防署天沼出張所（東京消防庁が整備）：2～3階建ての庁舎等 	
施設の配置イメージ(案)	<p>【配置案①】 荻窪消防署天沼出張所を<u>敷地南側</u>に配置</p> <p>【配置案②】 荻窪消防署天沼出張所を<u>敷地北側</u>に配置</p>	
スケジュール(予定)	<p>令和8(2026)年度～：既存校舎の解体設計及び施設等の設計 令和9(2027)年度～：既存校舎の解体工事及び施設の建設等工事 令和13(2031)年度頃～：施設等の開設 ※荻窪消防署天沼出張所については、東京消防庁が設計し、区の建設等工事後に建設工事を行う予定です。</p>	
保育園及び児童館等の跡地活用	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の上荻保育園及び上荻児童館の跡地については、今後、活用方法を検討していきます。 ○荻窪消防署天沼出張所の跡地については、今後、区での活用を検討した上で、活用を希望する場合は東京都と調整していきます。 	

7. 各施設等の整備に当たって

各施設等の整備に当たっては、これまでにいただいたご意見等を踏まえた上で、設計等の検討を進めていきます。

（仮称）旧若杉小学校跡地公園の整備

▶ 主なご意見等

- 子どもたちを伸び伸びと遊ばせてあげたい。
- ベンチや遊歩道を設け、のんびりできる空間にしてほしい。
- イベント開催時にキッチンカーが入れるようにし、にぎわいを創出してほしい。
- 防災や暑さ対策の観点から、みどりが多いと良い。
- オープンスペースを作る際には、不特定多数の人から家屋内が見えてしまうなど、近隣に住む人の生活環境を脅かすような配置はやめてほしい。
- 災害時の対策として、広い屋外エリアは必須。
- 災害時に備え、災害時給水ステーションや貯水槽、マンホールトイレなどの防災設備を設置してほしい。
- 不特定多数の人が利用するので、防犯対策もしっかり考えてほしい。



整備に当たって

子どもから高齢者まで誰でも気軽に立ち寄れ、つながりが生まれるとともに、災害時に活用できるような公園を整備します。

- 具体的な遊具や植栽の配置等については、令和8(2026)年度から実施する設計の中で、子どもから高齢者まで幅広く意見を聞きながら検討していきます。
- 災害時の避難スペースとして活用できるように、オープンスペースを一定程度確保した上で、約1,500人が最低3日間過ごすのに必要な食料品・物資などを保管できる災害備蓄倉庫や生活用水などに活用できる防災井戸、マンホールトイレなどの防災設備の設置について検討していきます。
- 安全対策として、職員等による見回りを実施するほか、防犯カメラの設置等を検討していきます。

＜エリアのイメージ（例）＞

下高井戸おおぞら公園



田園調布せせらぎ公園



画像 : <https://kcaa.co.jp/project/denenchofu-seseragi-hall/>

7. 各施設等の整備に当たって

上荻保育園及び上荻児童館の移転改築

▶ 主なご意見等

- 小学校低学年がいる中で、中・高校生は遊びにくいと思う。中・高校生も利用しやすくするため、中・高校生の使いやすい体育館があつたり、利用時間が区切られていたりすると良い。
- 児童館を整備するに当たっては、子ども当事者の意見を聴いてほしい。
- 既存の体育館を残して、ボール遊びができるようにしてほしい。
- 誰でも立ち寄ることができる公園等に隣接するため、セキュリティ対策が必要だと思う。
- 災害時に子どもの居場所が確保できると良い。
- 荻窪消防署天沼出張所を整備する場合、保育園や児童館の運営に支障が出ないよう配慮が必要。



整備に当たって

子どもや子育て家庭が安心して過ごすことができ、伸び伸び活動できる場として、上荻保育園及び上荻児童館を移転改築します。

- 児童館は、0～18歳までの全ての子どもたちが自由に利用できる施設ですが、移転後の上荻児童館については、「中・高校生機能優先館」に位置付け、特に中・高校生の居場所機能を充実させていく考えです。
- 中・高校生が使いやすい施設になるよう、令和7(2025)年度に実施している中・高校生とのワークショップでの意見等を踏まえた上で、開館時間のほか、楽器練習室やダンスが練習できる多目的室などの整備を検討していきます。また、中・高校生が児童館の運営に主体的に参加できるような仕組みづくりについても検討していきます。
- 児童館に設置する遊戯室は、中・高校生を含む子どもたちがボール遊びができるようにするとともに、児童館が使用しない時間帯には、地域の団体等に貸し出すことなどを検討していきます。
- 保育園や児童館の出入口には、職員を配置したり、防犯カメラを設置するなど、子どもたちが安全に過ごせるようなセキュリティ対策を検討していきます。
- 災害時には、乳幼児親子が安心して過ごせる場や子どもたちの遊び場を確保できるように、保育園や児童館の諸室の活用について検討していきます。
- 荻窪消防署天沼出張所の整備に当たっては、保育園や児童館の運営に支障が出ないようにするとともに、利用者の安全に配慮した施設配置となるよう東京消防庁と共に検討していきます。

＜公園と併設する保育園のイメージ＞



高円寺東保育園

7. 各施設等の整備に当たって

● 誰でも利用できるラウンジ等の設置

▶ 主なご意見等

- 誰もが予約なしで利用できるラウンジを設置してほしい。
- 広いスペースを自由に使えるようにすることで、様々な活用が可能ではないか。
- 震災救援所としての機能を確保するため、一定の広さを確保する必要がある。
- 子ども食堂が実施できる調理機能を備えることで、災害時にも活用できる。
- 学び・文化の発信に資する展示スペースを設置してほしい。
- カフェがあると人が集まりやすいのではないか。
- テラス等を設け、公園と一体感を持たせることで、より汎用性が高まる。
- フリースペースであるため、セキュリティ対策は必要。
- 子どもエリアと一体的に運用できれば、子どもたちも立ち寄りやすくなるのではないか。



整備に当たって

子どもから高齢者まで誰でも気軽に立ち寄れ、つながりが生まれるとともに、災害時に活用できるようなラウンジ等を設置します。

- ラウンジは、原則として誰もが予約なしで利用できる空間とし、読書や勉強などができる静かな空間とおしゃべりができる空間を分けるなど、利用者のニーズに合わせた空間づくりを検討していきます。
- また、それぞれの空間を可動式の家具などで緩やかに分けることで、災害時にはラウンジ全体を震災救援所として活用できるように検討していきます。
- 子ども食堂のスペースや趣味の発表などに使えるギャラリーの設置を検討していきます。
- 飲食ができる空間のほか、カフェや飲料等の自動販売機の設置について検討していきます。
- イベント開催時には公園と一体的に利用できるような空間づくりを検討していきます。
- 安全対策として、職員等による見回りの実施や防犯カメラの設置等を検討していきます。
- 子どもから高齢者まで誰もが使いやすい空間となるように、令和8(2026)年度以降に実施する基本設計に当たっては、幅広い世代の意見を聴きながら具体的な設えなどについて検討していきます。

＜エリアのイメージ（例）＞

須賀川市民交流センターtette



画像 : <https://unemori-archi.com/?works=sukagawa-civic-center-tentative-name>

武蔵野プレイス



画像 : <https://www.musashino.or.jp/place/1001587/1001588.html>

7. 各施設等の整備に当たって

📍 荏窪消防署天沼出張所の移転改築

▶ 主なご意見等

- 住宅密集地が多い地域には、消防などの設備は重要だと思う。
- 消防車・救急車の音の問題が心配。道幅が狭いので、事故や通行への支障が起きる気がする。
- 保育園や児童館の運営に支障が出ないような配慮が必要。
- 出張所は旧若杉小学校跡地の南側ではなく北側に配置した方が良いのではないか。
- 地域の人が参加できる訓練も実施してほしい。



整備に当たって

天沼地区の防災活動拠点として、荏窪消防署天沼出張所を移転改築します。

現在よりも敷地面積を大きく確保でき、訓練や講習スペースなどの必要な機能を整備できることや、地域の行政需要を踏まえた緊急車両の配置が可能となり、地域の防災力向上につながります。なお、東京消防庁が現時点で検討している近隣への影響を抑えるための対応策については、以下のとおりです。

＜音の問題への対応策（案）＞

- 交通法規上は、緊急車両の出動の際にサイレンを鳴らす必要がありますが、近隣住民の意見を踏まえて、影響が少なくなるような検討を行っていきます。
- 出張所では、消防隊の活動能力向上を目的に訓練を実施していますが、近隣住民や保育園・児童館の意見を踏まえて、訓練の日時や実施方法等を検討していきます。

＜通行の問題への対応策（案）＞

- 歩行者などが安全に通行できるように、車両通行時に誘導員を配置するほか、安全に緊急車両が出入りできるような施設の配置を検討していきます。
- 配備する緊急車両の種類や台数については、周辺の道路状況及び地域の行政需要を踏まえて、今後検討していきます。

＜その他＞

- 出張所の具体的な配置については、音や通行の問題などを踏まえた上で、区と東京消防庁で協議しながら決定していきます。また、出張所の移転改築に併せて、敷地の南東にある荏窪消防団第1分団との連携を一層強化するため、出張所と団施設の一体整備についても検討していきます。
- 新庁舎には、地域住民を対象とした自衛消防訓練や救命講習等に活用できるスペースの設置を検討していきます。
- 荏窪消防署管内の各出張所の平均的な1日当たりの出動回数は、消防車が約1回、救急車が約8回程度です。

8. 今後のスケジュール



令和7年12月

(2025年)

- ・活用方法（案）を反映した区立施設マネジメント計画（修正案）に関するパブリックコメントの実施
- ・活用方法（案）に関する説明会の開催



令和8年1月

(2026年)

活用方法の決定

活用方法（案）に対するご意見等を踏まえて、活用方法を決定します。



令和8年度～

(2026年度)

既存校舎の解体設計及び施設等の設計

決定した活用方法に基づいて、設計を行います。



令和9年度～

(2027年度)

既存校舎の解体工事及び施設の建設等工事

設計に基づいて、解体工事及び建設等工事を行います。



令和13年度頃～

(2031年度)

施設等の開設

※荻窪消防署天沼出張所については、東京消防庁が設計し、区の建設等工事後に建設工事を行う予定です。

